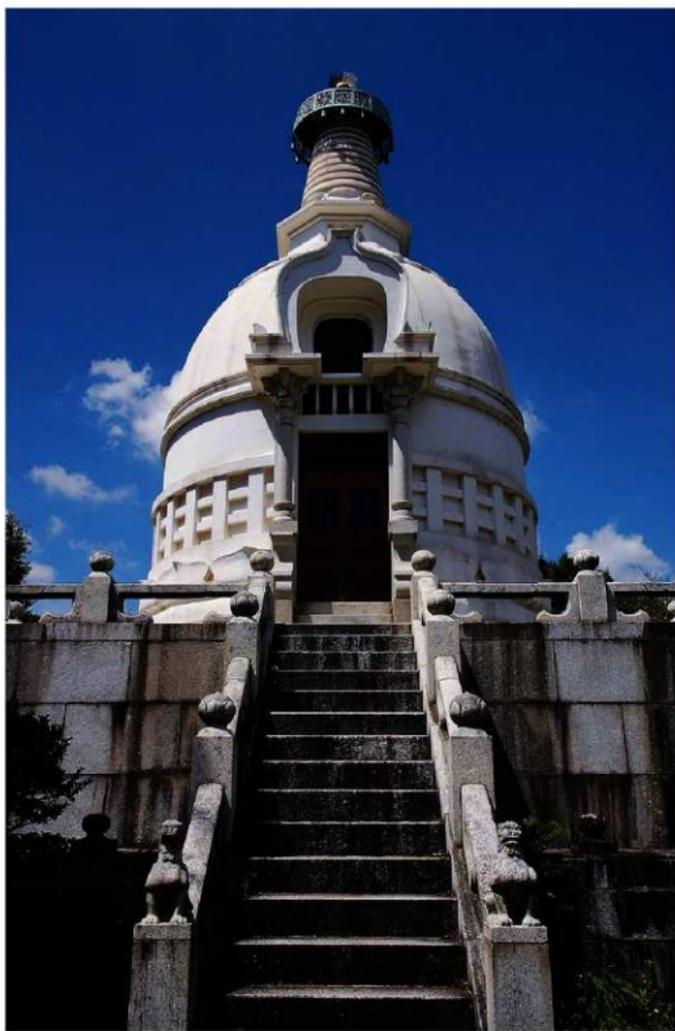


静岡県指定文化財

可睡齋護国塔保存修理報告書

2 0 1 3

宗教法人 萬松山可睡齋
静岡県袋井市教育委員会



序にかえて

萬松山可睡齋は、大本山永平寺・大本山總持寺を兩大本山とし、總持寺の直末の曹洞宗の寺院です。如仲天閻禪師を開山として応永十四年(1401)に開かれ、聖觀世音菩薩を本尊とし、高祖承陽大師と太祖常濟大師を兩祖とします。さらに宗派を越えて古来より火伏せの神とあがめられて全国津々浦々に奉祀されている秋葉様の日本唯一のご真躰を安置されている秋葉總本殿三尺坊大権現の道場でもあります。



江戸時代には十万石待遇の寺にして住職は代々僧録司に任ぜられ、伊豆、駿河、遠江、三河を治む大僧録所でした。現在でも東海道一の禪の修行道場として知られ、曹洞宗の専門僧堂として多くの雲水(修行僧)が修行をしております。

本報告書にまとめた護国塔は、当山四十八世日置黙仙斎主の発願と、伊東忠太博士らによって建てられてから100余年が経過しました。今一度、護国塔の歴史を振り返り、それを後世に伝えていくことが、私たちの義務と考えます。

昭和54年度、平成10年度の修理の記録をまとめた本報告書が建築物としての資料だけでなく、この建物を広く世に紹介し、後世に伝える貴重な資料として活用されることを期待するとともに、この書が、広く文化財の保存と保護思想の啓蒙と普及に役立つことができれば幸いです。

終わりに、終始ご指導とご協力を賜りました静岡県及び袋井市の関係各位設計施工をいただきました各社、関係者各位に心から感謝いたします。

平成25年3月吉日

萬松山可睡齋第五十七世

佐瀬 道淳

例 言

1. 本書は、静岡県袋井市久能に所在する静岡県指定文化財可睡斎護国塔の保存修理報告書である。
2. 静岡県指定文化財可睡斎護国塔の保存修理は、県・市の補助事業として実施されたものである。
3. 内容は、寺院の歴史、護国塔の概要、修理工事の概要のほか、袋井市まちそだての会(旧称：伊東忠太・可睡斎護国塔100年展実行委員会)が平成23年度に袋井市協働まちづくり事業として調査しとりまとめた報告を掲載した。また、修理の概要等は基本的に静岡県及び袋井市の補助事業の申請書及び実績報告、戸田建設名古屋支店作成の「静岡県指定有形文化財可睡斎護国塔保存修理工事施工報告書」(1998年 河島覚)の内容を掲載した。
4. 本文中の寸法表記は、メートル表記を基本とし、古建築としての性質上原則として尺・寸・分による表記を併用した。換算は1尺=3分の10メートルとしている。方位は座標北を表す。
5. 本文中の塔部分の呼称については、「上成部」「円塔」「円形ドーム塔」等は『塔身』とし、「下成部」は『基壇』として統一して記載する。
6. 保存修理期間及び報告書発刊のための資料整理期間は下記のとおりである。

保存修理事業(第1次保存修理)	昭和54年7月20日～昭和54年8月25日
(第2次保存修理)	平成10年1月1日～平成10年3月31日
編集発行作業	平成24年12月10日～平成25年3月21日
7. 本書発行には、護国塔の所有者である宗教法人可睡斎には全面的な協力をいただき、また、保存修理の設計監理をいただいた伊久美新一建築設計事務所及び、保存修理工事を施工いただいた戸田建設株式会社名古屋支店には、特別な計らいで工事施工内容公開にあたりご承諾をいただいた。
8. 本書の発刊に係わる事務は袋井市教育委員会生涯学習課文化財係が担当した。
9. 本書の執筆及び編集は袋井市教育委員会生涯学習課文化財係の水野雅彦が行った。
10. 本書で用いた第1次の保存修理時の写真は補助事業申請書及び実績報告書に添付されたものを中心に、可睡斎で保存しているもの。第2次保存修理事業の写真については、補助事業申請書及び実績報告書用として戸田建設株式会社名古屋支店及び伊久美新一建築設計事務所が撮影したものである。
11. 各年度の工事関係機関等の名称及び氏名・役職名は当時のまま掲載してある。
12. 保存修理の記録はすべて宗教法人萬松山可睡斎が保管している。
13. 本書作成にあたって次の方々にご教示、ご指導をいただいた。ここに記して感謝の意を表す次第である。

(記)伊東盛熙、山梨清松、宮野秋彦、伊久美新一、倉方俊輔、後藤治、杉田正仁、古橋亘、柴雅房、遠藤亮平、寺田守、山田貴子、鈴木敬雄、倉田裕司、木村晃治ほか大勢の市民の皆様にご協力いただいた。(敬称略・順不同)

目 次

序にかえて	
例言	
目次	
第1章 概説	1
第1節 可睡斎の寺歴と沿革	1
第2節 護国塔の概要	7
第2章 第1次保存修理	9
第1節 保存修理の概要	9
第2節 実施仕様	9
第3節 修理工事経費	11
第3章 第2次保存修理	12
第1節 保存修理の概要	12
第2節 実施仕様	14
第3節 修理工事経費	17
第4節 工程表	19
第5節 修理工事概要報告	24
第4章 史料補足資料等	27
第1節 史料	27
第2節 工事関係資料	43
第5章 まとめにかえて	47
第6章 袋井市まちそだての会による調査記録	48

写真

古写真	69
第1次保存修理	70
第2次保存修理	76

図面

第2次修理	
基壇平面図1	91
基壇平面図2	93
東立面図	95
北立面図	97
西立面図	99
断面図1	101
断面図2	103
塔身・基壇天井伏図	105
調査スケッチ1	107
調査スケッチ2	109
調査スケッチ3	111
調査スケッチ4	113

第 1 章 概況

第 1 節 可睡斎の寺歴と沿革

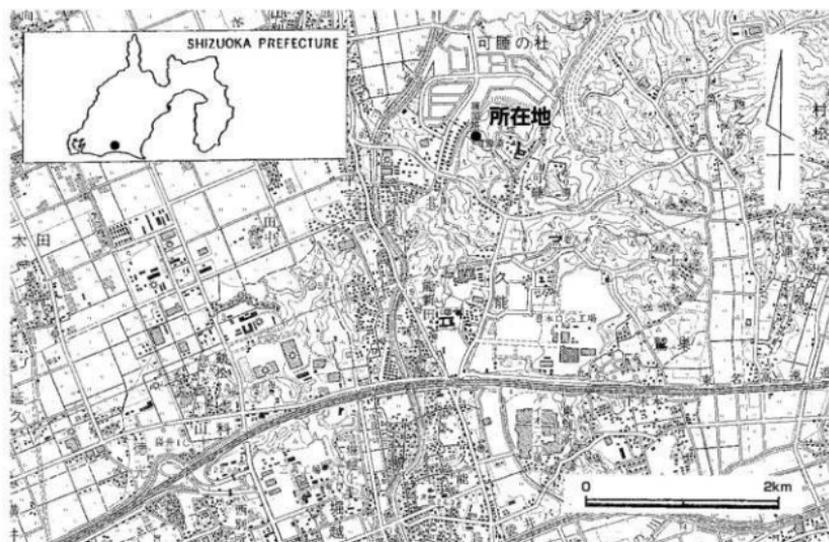
1. 位置と立地

室町時代に開山したと伝えられる萬松山可睡斎が所在する袋井市は静岡県西部に位置し、遠州灘に臨んでいる。南北に長い市域の北東から西側にかけて斜めに太田川が南流し、中央部には掛川市より西流してきた原野谷川が大きくその流れを南に向け、太田川と合流し太平洋へ注いでいる。その原野谷川が流れを南側へ変える地点の北側には旧東海道の宿場町として発展した袋井地区、南側には JR 東海道線袋井駅を中心に栄えた高尾・掛之上地区が位置している。太田川、原野谷川の両岸に広がる沖積地は袋井市北部、中央部の穀倉地帯となっている。市南部の東側には小笠山丘陵が、北東部には油山可睡丘陵、北西部には磐田原台地が位置している。磐田原台地では最終氷河期頃の集落跡が発見され、小笠山では、縄文時代の集落遺跡が確認されている。市中央部の沖積地には弥生から古墳、

古代・中世へと続く生活の痕跡が数多く発見されている。

保存修理を行った萬松山可睡斎護国塔がある袋井市久能は、市の中央部に位置し、JR 東海道線袋井駅より、北へ約 4 km ほどの所にあつて、市北部から中央部へと延びる油山可睡丘陵の南側に開く谷から、沖積地へと広がる。

可睡斎の所在する谷と付近の丘陵は、いわゆる小笠山層と呼ばれる地層で、南側の小笠山と同様の礫層で、丘陵の裾はさらに細かく開析され、浅く短い支谷と尾根が複雑に入り組んだ地形を呈している。そしてこの礫層は部分的に砂層と泥層が確認され、泥層からは新生代新第三紀鮮新世の貝類等の化石を産出することでも知られている。可睡斎の護国塔と本堂の標高は、53m と 33m とかなりの差がある。境内の主要伽藍は本堂や禪堂、位牌堂や書院がコの字状に輪藏や山門の建つ一段低い本堂前広場を囲み、その東側に萬松閣や瑞龍閣、典座寮などの建物が並ぶ。



第 1 図 静岡県指定文化財 可睡斎護国塔位置図 (1:50,000)

2. 寺歴

萬松山可睡齋は、聖観世音菩薩を本尊とする曹洞宗の古刹で、寺名には徳川家康伝説が残り、如仲天閑禪師によって応永8年(1401)に開山されたと伝える。また、明治時代以後、火伏せの神の秋葉三尺坊を祀ることや東海道一の禪の修行道場として知られ、永平寺・總持寺を両大本山とする、總持寺の直末寺院である。

可睡齋には「遠陽州周智郡久野郷万松山可睡齋起立并開山中興之由來略記」(以下「略記」)と「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」という録起が伝わる。可睡齋第54世齋主の鈴木泰山氏の調査によると、可睡齋開山は「真巖派下で川僧下三世の孫 大路一遵が永正年間(一五〇四～二〇)に創建した」とし、龍泉院(龍泉寺)等と共に曹洞宗の信者拡大を図ったため、東海地方に曹洞宗寺院が多くあるとしている。また、「可睡齋という寺名は、家康の誕生日である天文一(一五四二)年一月二六日を遡ること、少なくとも二年前からのものである」との見解も見られるが、近年広く知られている録起には室町時代初期、応永年間(1401)に如仲天閑禪師によって開山された。徳川家康が、幼い頃武田信玄の軍から逃れ父と共に匿われた礼に訪れた際、席上で居眠りをする仙麟等勝和尚(仙麟)を見た家康は「和尚我を見ること愛児の如し。故に安心して眠る。われその親密の情を喜ぶ、和尚、眠るべし」と言い、以来和尚が「可睡和尚」と呼ばれたことから、寺の名も可睡齋となった。家康が父と共に隠れたとされる洞窟は六の字穴として今も残っていると”弱い家康伝説”の影響が見られる。寺名の説明で東陽軒という寺院が改名して可睡齋になったとするが、『目でみる袋井市史』は応永14年(1407)に如仲が久野城近くに建てた草庵が始まりと記している。しかし、久野城の築城は明応年間(1492～1500)や永正年間(1504～1520)の記録が見られるが、年代を決定づける資料は



可睡齋本堂

発見されていない。また、文亀元年(1501)9月26日に今川氏親が福島左衛門尉あて発給した判物には座王城合戦における本間宗季の戦功を賞しており、宗季も永正7年(1510)氏親宛てに軍忠状を出している。この軍忠状に記された関東進発は永正元年(1504)のことであり、久野佐渡守宗隆の座王城と記された城が久野城であれば、文亀元年(1501)にはすでに築城されていたものと考えられる。しかし前記の如仲草庵とは百年近くも時が離れており、草庵についての説明には無理が見られる。

略記は第27世の教寂芸訓が齋主を退いた後、元禄15年(1702)に江戸で記したもので、「延宝・天和之間罹火災而無、有今僕留翰墨、惜哉此時当山縁起共灰燼」と寺歴記録の焼失による再編集であると経緯が記されている。

可睡齋開山について、略記は如仲天閑の草庵跡を境内として大路一遵が、自らの師である大年祥椿を開山、久野城主の久野宗隆を開基として開き、一遵は2世と名乗り永正年間(1504～20)に再興したとある。仙麟等勝は、略記には可睡齋第11世の齋主とあるが、元和6年(1620)12月6日付の道中雲達から篠島妙見齋宛の書状には8世であると記している。また、慶安2年(1649)2月付で寺社奉行所宛の口上書控にも等勝は可睡齋8世との記述されている。「歴代年譜」(以下「年譜」)には13世とされる土峯宋山についても、『曹洞宗全書史傳上』に収録されている「龍泉源成歴

第1表 「歴代年譜」に見られる可睡斎歴代赤主(可睡斎藏「歴代年譜」より)

歴代	住職名	住持期間	寂一年	備考
第1世	如仲天開	和尙	永享十一己未年二月五日	大洞院
第2世	真藏道空	和尙	宝徳幸未年八月十五日	遠江国出身
第3世	川僧慧济	和尙	文明七乙未年七月九日	三河国出身
第4世	太年禅棒	和尙	永正十癸酉四月四日	真藏派 遠江国出身
第5世	太路一遵	和尙	永正十五戊寅年四月初六日	真藏派 遠江国出身
第6世	林英総徳	和尙	享禄四癸卯年十月十二日	遠江国出身
第7世	大陽一徳	和尙	永禄十二己巳年九月二十八日	
第8世	天用一鈿	和尙	天文十八己酉九月朔八日	
第9世	潜庵慧満	和尙	永禄九丙寅十一月二十三日	
第10世	天叟禅長	和尙	元龜三壬申十月十六日	
第11世	仙麟等膳	和尙	元龜三壬申十一月	
第12世	一株禅易	和尙	天正十八庚寅五月	伊勢国出身
第13世	土塚山宗	和尙	天正十八庚寅五月	
第14世	一機慧策	和尙	慶長三戊戌年四月	
第15世	道中雲達	和尙	慶長三戊戌年五月	
第16世	恭伝存康	和尙	慶長三戊戌年五月	
第17世	一葉秀天	和尙	慶長三戊戌年五月	
第18世	翠亭脈秀	和尙	慶長三戊戌年五月	
第19世	不外東伝	和尙	慶長三戊戌年五月	
第20世	名山大誓	和尙	慶長三戊戌年五月	
第21世	貴外福育	和尙	慶長三戊戌年五月	
第22世	丹山嶺香	和尙	慶長三戊戌年五月	
第23世	一通松天	和尙	慶長三戊戌年五月	
第24世	桂巖寿仙	和尙	慶長三戊戌年五月	
第25世	太嶺寅朝	和尙	慶長三戊戌年五月	
第26世	黙外門空	和尙	慶長三戊戌年五月	
第27世	教寂芸訓	和尙	慶長三戊戌年五月	
第28世	東洲真海	和尙	慶長三戊戌年五月	
第29世	大通貫道	和尙	慶長三戊戌年五月	
第30世	月間湛亮	和尙	慶長三戊戌年五月	
第31世	大親光国	和尙	慶長三戊戌年五月	
第32世	大晏禅棟	和尙	慶長三戊戌年五月	
第33世	道山守賢	和尙	慶長三戊戌年五月	
第34世	天輪光音	和尙	慶長三戊戌年五月	
第35世	観国光鐘	和尙	慶長三戊戌年五月	
第36世	盛元大胤	和尙	慶長三戊戌年五月	
第37世	魯道擔休	和尙	慶長三戊戌年五月	
第38世	因孝休覺	和尙	慶長三戊戌年五月	
第39世	笈海休豊	和尙	慶長三戊戌年五月	
第40世	大光実英	和尙	慶長三戊戌年五月	
第41世	道快亨全	和尙	慶長三戊戌年五月	
第42世	天嶺玄童	和尙	慶長三戊戌年五月	
第43世	静藏亮宗	和尙	慶長三戊戌年五月	
第44世	確山興宗	和尙	慶長三戊戌年五月	
第45世	林峯要禅	和尙	慶長三戊戌年五月	
第46世	巨嶽玄節	和尙	慶長三戊戌年五月	
第47世	穆山瓊英	和尙	慶長三戊戌年五月	
第48世	維家黙仙	和尙	慶長三戊戌年五月	

志」に8世との記載があることから、江戸前期において現在とは違う歴代赤主の世代数を使っていたこととなる。

詳しく見ると年譜では等膳の没年月日を天正18年(1590)5月28日とし、一株禅易は同年9月に可睡斎へ晋山し、慶長3年(1598)4月11日に没したとあり、略記には徳川家康は両者が亡くなっていたことを知らなかったと記すことなどから、年代的に家康の関東移封(天

正15年)以前であるとは考えにくい。また、禅易は年譜によると没年を慶長3年(1598)とするが、慶長8年(1603)4月11日に秋葉寺の住持光播の焼香をしたとの記録があることから、教寂の頃には等膳や禅易のことでさえ年代に混乱が見られたと考えられる。

等膳は永禄11年(1568)頃に、『掛川誌稿』に掲載されている龍昌寺(掛川市)に関する年次末詳の龍昌院慶岳との連署状や、永禄11年

9月18日付今川氏真判物から、可睡齋をその活動の拠点としていた可能性が高いと見られ、年譜が家康の命により元龜3年(1572)11月から等膳を可睡齋の齋主と記すのは、三方原の合戦を経て、天正3年(1575)頃までに徳川氏によって、武田勢が一掃され、家康が可睡齋に他の僧侶が入山しないように、避難していた等膳を呼び戻したため、晋山の年を元龜3年と記したと考えられる。

天正3年(1575)8月に行われた越前一向一揆殲滅戦の戦後処理として出された寺領返還請求を起こすべきとする年次未詳(正4年?)2月5日付連署状の署名者として、一雲齋の等膳、可睡齋の善達の名が見えるため、等膳は天正3年(1575)時点では可睡齋を隠居し一雲齋に移っていたと見られる。一雲齋の伽藍を整え終わると、等膳は積雲院へ移ったことが天正9年(1581)3月9日付「越前龍前寺再建勅化帳」に遠州可睡隠居洞全(等膳)和尚と記されていることから知ることができる。

天正11年(1583)11月28日には、家康領国内の曹洞宗統制のために「可睡齋の等膳」に三

河・遠江・駿河・伊豆の四カ国僧祿司を命じている(文献5)。僧侶の任命権をとおして宗派内での等膳の地位は高まったと見られる。

等膳が拝命した四カ国僧祿司は、家康が寺院の僧侶の任命権をとおして曹洞宗寺院を掌握させたと見られるが、家康の関東移封以後、豊臣系大名の入封に伴い、可睡齋は大きな後ろ盾を失う。豊臣政権下での可睡齋の動向を記したものは無いが、慶長17年(1617)に宋山が再び僧祿司に任じられていることを考えると、等膳の可睡齋は僧祿所として家康の宗教政策の要であったと考えられる。

略記にはその開基として久野城主とのみ記すが、久野城を築城した久野宗隆の位牌を開により、歴住の世代は整えられたと見ることができなくもない。基として祀り、久野氏の菩提寺としての地位をもっていたと読み取ることができる。城主となった久野宗能は等膳の説得に応じ、永禄11年(1568)12月に今川氏領へ侵攻した家康の傘下に入ったと見られる。天正18年(1590)には宗能も家康の関東移封に伴い、1万3千石 等膳が拝命した四カ



第2図 萬松山可睡齋境内絵図(可睡齋 パンフレットより)

国僧祿司は、家康が寺院の僧侶の任命権をと
おして曹洞宗寺院を掌握させたと見られる
が、家康の関東移封以後、豊臣系大名の入封
に伴い、可睡齋は大きな後ろ盾を失う。豊臣
政権下での可睡齋の動向を記したものは無い
が、慶長17年(1617)に宋山が再び僧祿司に任
じられていることを考えると、等膳の可睡齋
は僧祿所として家康の宗教政策の要であった
と考えられる。佐倉城(千懸)へ移った久野氏
との関係が深かったと見られる広徳寺(柳井)
の中興開山が可睡齋と同様に一遵で、開山を
等膳としている。また、広徳寺の3世の雪庭
樹柏は心宗院(天知寺)の開山で、心宗院は後
に開山を等膳とした記録を持っていることな
どから、久野氏の移封に伴い、広徳寺の歴住
記録として可睡齋のものを移した可能性が
あり、その世代記録が等膳以前の可睡齋の歴住
の順であったとの指摘もある。

慶長8年(1603)江戸に幕府を開いた家康
は、宗教政策の担当を板倉勝重と南禅寺金地
院の以心崇伝としている。彼らは各宗派の寺
院を支配するため、宗派ごとに幕府の命令を
配下寺院に伝え、寺院の願書などを幕府に上
申する仲介機関として触頭という職に任命し
ている。宗派ごとにその名は違い、曹洞宗で
は僧祿と呼ばれている。慶長16年(1611)7月
には、等膳(=可睡齋)に出されていた東海四
カ国の僧祿司の他に、総寧寺(下総)、龍穏寺
(武蔵)、大中寺(下野)を関東僧祿へ任命し
たと伝える。延宝9年(1681)の記録によると大
中寺は下野・常陸・安房など21カ国の6,338
カ寺、龍穏寺は武蔵・上野などの23カ国の4,
777カ寺、可睡齋は前記の4カ国で2,556カ寺
を分担することにより幕府の曹洞宗寺院統制
を強めた。続いて、元和元年(1615)7月に幕
府は永平寺法度と總持寺法度を出して曹洞宗
寺院を二つの本山の配下に組み込ませている。
家康から秀忠へ政権が移り、幕府中心の
中央集権的封建体制強化の一環として、地方
の本山格の寺院の格下げが行われた。元和3

年(1617)に秀忠は家康が出した朱印状の継ぎ
目朱印を発給している。可睡齋は慶長8年(1
603)9月28日付の「小堀正次他二名連署状」
(文献6)によれば、石高は28石としているの
で、秀忠はそれを引き継いだと見られる。石
高記載の文書は見られない。寛永16年(1639)
11月3日付の家光の引き継ぎ朱印状(文献11)
には35石と加増されている。

江戸期の可睡齋は知客寮の僧侶が日常を克
明に「知客留(日鑑)」に記録しているが、延
宝3年(1675)、貞享2年(1685)、延享3年(1
746)、文化8年(1811)、そして、幕末・明治
初年の混乱や火災などにより、それまでに蓄
積されていた記録類を失ったと見られる。

残されている資料から見ると、僧祿として
の可睡齋は、管理下の寺院を支配していくた
めに、多量の文書・記録類を保管しなければ
ならなかった。そのためにとられた方法は、
保管すべき関係文書を事件ごとに束ね、一番
外側の文書の裏側に一件の内容を記し、場合
によって通し番号をつけたり、支配領域の三
河・遠江・駿河・伊豆を区別するため○や△
などの記号も用いて、整理していったものと
推測できる。

その僧祿文書を見ると、支配下の一寺院に
関して起こった問題で、その寺院では解決で
きず、その本寺ですら決着がつかなかったた
め可睡齋に持ち込まれたもの、次は配下の二
寺以上の寺院間で発生し、可睡齋に裁定が求
められたもの、そして、可睡齋が配下の寺院
と幕府との仲介機関として役割を遂行するに
際してのものに分類できる。最初にあげたも
のには、朱印や寺格に関する問題や焼失、倒
壊、老朽化した建物の再建許可の申請、宗門
改に関する様々な問題や住職本人に関する出
奔や自殺などが可睡齋へ届けられた。また、
寺院と一般社会との間で起きるトラブルも、
当事者同士で解決できない場合には可睡齋へ
持ち込まれる。そして二寺以上の寺院間でも
っとも多く起きるのは本末関係の問題であ

り、大本山への輪住のための派遣費用の分担や慣行などについて争論が起こっている。さらに本末関係の無い寺院間でも檀家の帰属を巡りトラブルが起きている。可睡斎配下の寺院間では裁定の権限を可睡斎が持つが、配下でない場合には裁判権が無く、幕府との仲介機関である可睡斎の添状を得て寺社奉行へ訴える事となる。

この幕府への仲介機関としての役割の中には、幕府支配の部分的代行も含まれる。その取り扱ひ事務は多種多様で、先例と慣行が重んじられる封建社会の宗教的官僚制の下であるため、膨大な文書・記録が作成され、今日でも莫大な量の古記録が残されている。幕府からの指令や達は、江戸に置かれていた可睡斎宿寺を通じて飛脚で運ばれ、必要な部分は配下の寺院へと回達された。また、配下の寺院から可睡斎に提出される願書、届書、伺書なども、宿寺を経て寺社奉行所に送られた。その中には、寺院支配の根幹をなす朱印制度に関するものも含んでおり、文化2年(1805)の朱印の発行に関する調査目録が残されている。また、日常的に起こる様々な案件を取り扱うため、僧禄司の役寮を勤める僧侶には、司法上の豊かな教養と経験が要求された。残された記録から見ると、持ち込まれた案件の多くは、宗教的教義に関連するものは少なく、俗世的領主権との関連や競合が多く、前例を確認するために記録を保管することも重要な業務となっていたと見られる。

徳川から朝廷へ大政奉還がなされ、慶応4年(1868)旧9月8日を1月1日に遡って明治元年(1868)とする改元の詔書が出される。新たな政府は、それまで幕府によってゆがめられた仏教の廃棄と王政復古を知らしめるために神道(=皇道)宣布運動を柱としたため、仏教界は大打撃を受けた。各寺院は幕府から寄進されていた朱印地、各地の領主から寄進されていた黒印地、さらに境内以外での免税地である除地などの寺領のほとんどが取り上げ



可睡斎瑞鳳閣

られ、知行権を失うこととなった。

明治期における宗教政策は、一般的には明治初年の「神仏分離」・「廃仏毀釈」運動に象徴されるように、神道の国教化であり、仏教界の圧迫という施策の中にその幕が開く。言うなれば、近世幕藩体制の世に寺請制度を介して国教化していた仏教が、その主座を神道界に奪取されたことになる。

廃仏毀釈の嵐が過ぎ去った後、明治5(1872)年に至ると、突如、これまでの仏教界の圧迫による神道の国教化政策を軌道修正し、教部省を設置して、仏教寺院を活用しながらの国民教化に方向転換したのである。この年の4月25日には教部省の管轄として教導職十四級の制度が設けられた。そこには神官や僧侶の中から有力者が任じられ、後に可睡斎47世となる西有穆山は中講義職に任じられ、大講義職を経て、宗内能試験者に任命されている。穆山は明治10年(1877)10月に可睡斎の招請を請けて47世となる。東京芝青松寺内に置かれていた「曹洞宗専門学本校(現:駒澤大学)」の教師も囑託され、明治12年(1879)には静岡第二号教導取締を命じられている。明治14年(1881)9月には可睡斎を大本山總持寺の「準直末寺院」に昇進させ、永平寺から道元の遺骨を拝領し、青森県三戸の法光寺で奉安した後、可睡斎へ移している。そして穆山は護国塔を建立へと導いた、日置然仙へとその法統は繋がれていく。

第2節 護国塔の概要

1. 指定

名称	構造形式	員数	所在の場所	所有者
可睡斎護国塔	花崗岩積二重基壇、正面手摺付石階、鉄筋コンクリート造円形ドーム、	1	静岡県袋井市 久能2913-4	宗教法人 可睡斎 代表役員 住職 佐瀬道淳

2. 指定年月日

昭和53年3月24日(静岡県教育委員会告示第9号)第450号

3. 指定説明

可睡斎は室町時代に開山されたと伝える。護国塔は第1基壇底辺約12メートル、高さ約1.5メートル、第2基壇底辺約10メートル、高さ約2.5メートル、円型ドーム外径約7.5メートル、インドその他の国の塔の古制をたくみに取り入れた塔。南面花崗岩積二重基壇、正面手摺付石階、鉄筋コンクリート造円型ドーム。

日露戦争の戦没者八万余柱を祀る慰霊塔で、時の住職日置黙仙師の発願により、明治44年完成した。明治建築界の権威伊東忠太博士設計、佐野利器工学士(当時)現場監督による明治末期の典型的な洋風建造物である。

4. 建造物概要

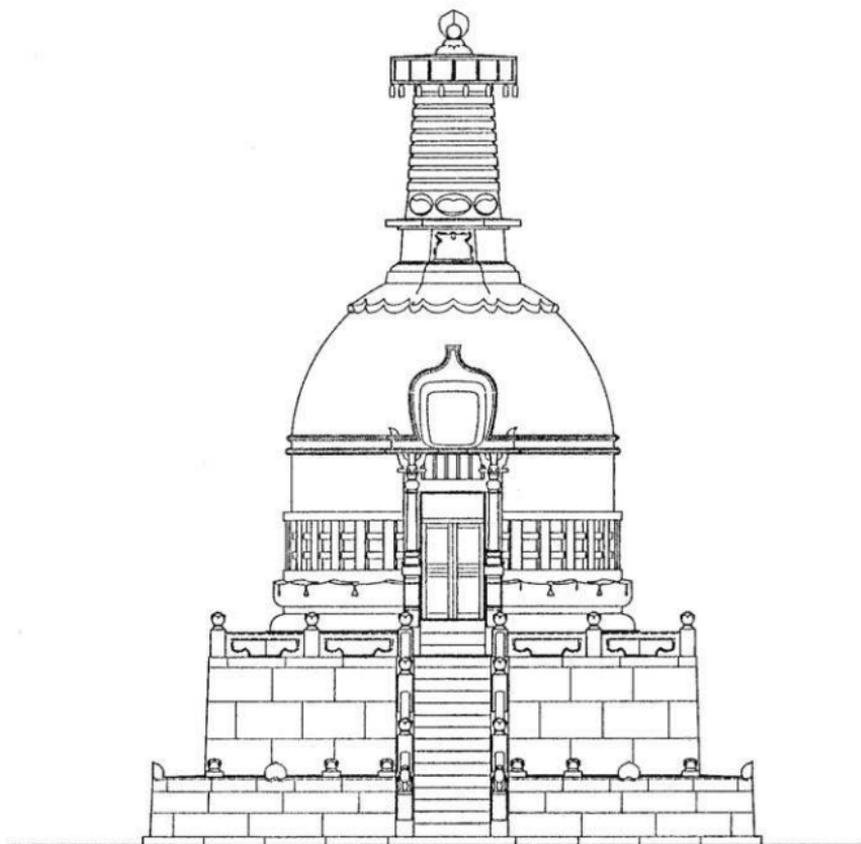
可睡斎境内の東側丘陵上に建っている護国塔は日露戦争の戦没者供養のために、斎主日置黙仙の発願で建立されたものである。設計を伊東忠太に依頼し、ガンダーラの仏塔に倣った形となっている。明治39年(1906)発願され42年(1909)に起工、44年(1911)に竣工している。下部は石造、上部は鉄筋コンクリート製で、その構造は佐野利器の考案にのっとっている。鉄筋コンクリートの極めて早い使用で、高さは27mを測る。

高い方形の二重基壇上に円形の塔身が立つが、基壇上面には塔身の周辺には余場があり、前面から十五級の石段によって登る。上部基

壇の周囲と石段の両側には石製の高欄が巡り、下部基壇の周辺には要所にバルメットを刻んだハート形の縁飾りを立て、その間に少し入り込んで宝珠を配している。高欄は方形石柱上に宝珠を乗せた親柱の間を横材で結び、親柱沿いに支えを入れて、狭間形を造り出したものとなっている。石段最下の親柱上には獅子の彫刻を乗せている。親柱上の宝珠は蓮のつぼみをかたどっている。基壇の外装は切石を整然と積んだもので、特別な意匠は施していない。塔身の下部は十六角の台で、その上に反花と請花を型取った円形の上を乗せ、その上の石櫓を型取った部分の上に無地の壁面が造られ、その上に二条の突出部がめぐり、半球状の屋根となる。正面には入口を設け、その上半球部分には窓を開く。半球形の屋根の上部には蓮弁が取り巻き、八角形の台が乗り、その上に請花を乗せ、円形の石製相輪が立つ。十一輪の上には金属製の透彫りを施した蓋が覆い、その下端に風鐸を釣っている。頂には台に乗った金属製の宝珠が乗る。正面入口の両脇の台上に渦の付いた大きい持ち送りが乗り、インド風の台座と柱頭の付いた石柱が立ちそれぞれ大きくて薄いアバクスを乗せ、その上に花頭形の輪郭が付いた窓が造られ、入口の上窓の下に欄間状に窓が開く。

5. 主要寸法

区 分	摘 要	寸 法	
		最大幅&面積	総 高
総 高	第1基壇底辺から相輪頂まで	—	10.151m
相 輪	塔身上部から相輪頂まで	7.240m	6.704m
塔 身	塔身外径	7.500m	3.754m
第2基壇	基壇上段(徳線①)	12.000m	1.500m
第1基壇	基壇下段(徳線①)	10.000m	2.500m
塔身平面積	円形塔身	44.156㎡	—
第2基壇平面積	基壇上段(徳線①)面積	144.000㎡	—
第1基壇平面積	基壇下段(徳線①)面積	100.000㎡	—



第3図 静岡県指定文化財 可勝斎護国塔立面図

第2章 第1次保存修理

第1節 保存修理の概要

1. 建立の由来(経緯)

忠魂護国塔を造り明治37,38年役戦病死者八万余人の霊位を安置し仏教の儀式を以って長なえに其の英霊を慰めんとは当時の可睡齋主日置然仙老師の発願にして之を見玉大将に計り久我侯爵、大島大将、三浦、赤松、両中将其の他朝野名士の賛成を得て明治40年9月28日起工式の祝典を挙げ、明治42年8月第一期工事に着手。同年12月15日を以って上下成壇の工事を竣へ翌43年2月20日より第二期工事塔体の築造に着手同44年2月竣工落成護国塔前に森厳壯大なる序幕開塔式を挙行す。設計は帝国大学工科大学教授伊東忠博士の講演にして印度「ガンダーラ」式を採りしもの高さ五丈六尺五寸五分全部不燃質物にて築造下成壇は高さ四尺方、周囲四十尺にして全部常陸稲田産の花崗岩を以て築造せるものなり。「ガンダーラ」式は印度最古代の仏塔にして我が推古朝以上の古建築物とも見るべく学会の珍とすべきものなり。

2. 破損の状況

70年の年月を要するも、總体的に確固たるものなれど、ドーム全体、各処に亀裂を生じ、風雨に壊され、雨の浸透激しく、内部祭壇及仏像にまで被害が及ぶ状態にある事は地下の戦没者の霊位安置処にも一層の被害が及ぶ事を懸念するものである。

3. 工事の経過

第1次保存修理は当初、工事期間・事業期間とも35日間とし、昭和54年7月20日に着手し、静岡県及び袋井市の補助を得て事業を実施した。

防水・補修工事について指名競争入札で、コジマヤ興業株式会社(袋井市葵町2丁目1番地の2)が落札し、7月19日に契約を締結する。工事監督及び技術責任者としてオギノール工芸株式会社の荻野初太郎、工事主任及び防水技術士を新野尾有利、加藤勲、技能助手

を興正隆、左官技術士を渡部弘として総事業5,259,000円で工事着手した。

工事準備の後、軒足代部材が搬入され、軒足場等の施工を開始する。7月23日より斫り工事が開始され、平行して亀裂の防水処理や剥離部分の接着、充填剤注入工が行われた。充填剤の注入及び表面の洗い出し工事の後、8月12からは塗装工を行う。14日より足場解体が行われ、19日には工事が完了する。

3. 工事関係者

事業者		
宗教法人	可睡齋(静岡県袋井市久能)	
代表役員	原田亮裕	
請負者		
コジマヤ興業株式会社(静岡県袋井市葵町)		
代表取締役	小島省吾	
施工者		
オギノール工芸株式会社		
工事監督及び技術責任者	荻野初太郎	
工事主任及び防水技術士	新野尾有利	
防水技術士	加藤勲	
技能助手	興正隆	
左官技術士	渡部弘	
静岡県	知事	山本敬三郎
	教育長	佐久田昌一
袋井市	市長	湖東二郎
	教育長	山崎恭一
	社会教育課長	松本長平
	社会教育係長	長沼宣男
	社会教育係	秋田勝美
		西郷勉
		吉岡伸夫

第2節 実施仕様

1. 概要

工事概要

著名なガンダーラ方式による建物であり、建立後70余年を経てはいますが、基礎の安定性が高いこと、鉄筋コンクリート、モルタルは完全に硬化しきっています。但し、一部モルタル(仕上げも含む)の浮き、コンクリートの打断ぎの不備、構造体の亀裂、ジャンカ(豆板状)などが多く、永年の経過により、水道がつき一部に老化、風化した状態が見られ、漏水の根本的な原因となっています。

このような状態における補修施工は神経をこ

まやかにして、二重、三重の防水を施すことによって、補修後、幾歳月を経ても漏水の事故を発生させ内容に心がけました。

また、材料面においても、耐候性に弱く、コンクリート構造に害を及ぼす溶剤タイプの有機材料は全く使用せず、無機質系統の材料を中心に組み立て、ただ、補助材料として若干のエマルジョンタイプに有機質系統の材料を併用してあります。特に注入材料においては、時代に逆行するようですが、無機質系統のものを使用し、注入の施工方法においても通常は加圧による施工をしますが、加圧注入がはく離部分を倍増させることを重視して、独自の自然注入方式を採用しました。

この工法は、建物に無理な力を与えずはく離部分のすみずみまで注入液が充てんされ、全面接着と同様な効果を得ることができ、併せて防水効果をも完全ならしめるものです。なお、ハツリとりましたコンクリート、モルタル部分には、軽量で、収縮のない、はく離しない充填剤を使用し、断熱性を高め、防水材料を保護させることをも考慮に入れ、由緒ある建物を永久保存させることを目的にして選定、施工いたしました。(オキノ一橋株式会社工事完了報告書(2)年)

修理方針

防水・補修

建物は塔身上部花柄部分を残し、その下部より八巻部分上部までの表面に亀裂及び破損箇所が多いため、それを削り工事、防水工事、左官工事を施し、防水必要箇所と認められ部分は全て防水施工する。

塔身以外の部分も削り箇所は、それを補修し、出来得る限りの旧形にかえす事を目的とする。

工期

事業期間・工事期間は昭和54年8月の護国塔慰霊祭までの完了を目的とし、昭和54年7月20日に着工し、8月25日完了とする工事期間35日間とする。

2. 工事事務

工事の運営の基準

静岡県文化財保護条例、袋井市財務、その他関係法規を参照して工事を運営した。

着手

工事着手に当たり着手届を静岡県教育委員会に提出した。

着工準備

工事地域を設定し、また、就業規則、その他工事に必要な諸規則規定の整備を行った。工事行程とこれに関連する支出計画を作成した。

帳簿

現金出納簿、工事工程表、工事日誌、受払簿、その他を備え詳細且つ正確に記入した。

記録作成

写真撮影：修理前・工事進行過程に添っての記録写真を撮影した。

工事報告

工事進行状況は別に定められた書式によって、工程日報を作成、静岡県教育委員会に報告した。

竣工

工事が完了した際は工事の過程及び結果を記載した実績報告書に精算書、写真、その他の資料を添付して竣工後10日以内に静岡県教育委員会に提出した。

3. 工事仕様

a. 通則

総則

この仕様書は概要を示しており、記載外の事項又は疑義を生じた場合は全て監督者の指示に従い施工した。なお、実施に当たっては更に詳細な実施仕様書を定めて施工した。

材料検収

一切の材料はすべて係員が検査を行い、合格したものを使用した。

b. 防水工事

削り工事

上部花柄部分よりハチ巻部迄を削り取る。

特殊防水

構造体防水を主に、清掃、下地処理、塗布防水を施工。

充填工事

防水剤接着、削り部分充填作業。

左官工事

下地接着剤塗布、下地調整、目地処理を含む仕上工事。

防水工事

削り以外の部分の亀裂剥離部分の注入防水。

内部工事

ケレン清掃、防水、防湿、塗装下地処理、
塗装工事。

c. 外周工事

外周工事

外周基礎部分浮出部迄洗い砂利引、笠石ブ

ロック引(砂利止)。

d. 仮設工事

仮設工事

足場丸太組立、継手鉄線組み、内部ビデ一
組立。

第3節 修理工事経費

1. 収入

区 分	全体計画	昭和54年度	備 考
静岡県補助額	2,620,000円	2,620,000円	工事費の1/2以内
袋井市補助額	876,000円	876,000円	事業補助額及び収入を除いた額の1/3以内
可睡畜負担額	1,763,000円	1,763,000円	事業補助額及び事業補助額、収入を除いた額
雑 収 入	0円	0円	
合 計	5,259,000円	5,259,000円	

2. 支出

区 分	摘 要	員 数	単 価	金 額
総事業費				5,259,000円
工事費				5,259,000円
防水工事				4,079,000円
削り工事				152,550円
削り工事 残土処理	上部2階下より1階部2土留	56.5 1.0	m ² 式	101,700円 50,850円
特殊防水工事	垂直体防水			395,000円
スフツァーシートによる清掃 目付目、縦目線の等分目付、上部47cm厚塗布 水処理		56.5 56.5 56.5	m ² m ² m ²	300円 3,092円 3,600円
亀裂部等充填工事	圧入含む			904,000円
充填作業 防水材接着及び塗布工事	厚10cm	56.5 56.5	m ² m ²	542,400円 361,600円
左官工事				678,000円
下地接着剤の塗布 下地工事 仕上工事		56.5 56.5 56.5	m ² m ² m ²	1,400円 2,800円 7,800円
防水工事				1,087,450円
防水工事	厚10cm厚塗布の垂直体防水工事の収入	119.5	m ²	1,087,450円
内部工事				480,000円
ケレン清掃 防水、防湿、塗装下地 塗布工事		150.0 150.0 150.0	m ² m ² m ²	800円 1,000円 1,400円
防水工事技術管理指導料				200,000円
指導料		1.0	式	200,000円
砂利工事				182,000円
大谷石型ブロック 洗砂利 雑工事	型枠 厚10cm	70.0 7.0 2.0	m m ² 人	9,100円 1,000円 1,400円
仮設費				700,000円
動力通信費 機械器具損料 足場損料 養生費 後片付・清掃費 その他出張工事費		1.0 132.0 6.0 1.0 1.0 1.0	式式 m ² 式 式式 式式 式式	52,000円 40,000円 326,000円 42,000円 60,000円 180,000円
訪経費				480,000円
訪経費		1.0	式	480,000円

第3章 第2次保存修理

第1節 保存修理の概要

1. 工事の経過

昭和54年度に塔身の表面の亀裂および破損個所の補修・防水工事が行われたが、17年の年月が経過し、外壁塗装の剥離が顕著に現れ、平成8年(1996)その保存方法について所有者である可睡斎より相談を受け、静岡県教育委員会の田中光夫指導主事へ連絡する。8月22日には静岡県文化財保護審議会の山梨清松委員らにより現状確認がなされた。

護国塔の基壇内部は北側出入口がアルミサッシに取り替えられて以降、喚起窓等が存在していないため、内部は高温多湿な状況となっていた。排水施設の破損から雨水が内部へ進入しており、床には水が貯まっていた。内壁の一部が剥落し、壁内部に積まれた煉瓦が目視できた。塔身の内壁に亀裂が見られ、塔身部は塗装の剥落とモルタルの亀裂等大きく痛みが確認でき、風鏝も4個失われていた。その後、可睡斎は、前回修理を施工したオギノール工芸株式会社に修理費を積算することを依頼し、総事業費6,688,300円の見積書の提出を受けた。袋井市教育委員会は可睡斎から提出された、この見積書の額をもって平成9年度の補助事業として実施できるように要望書を提出した。平成9年8月26日に静岡県教育委員会文化課の古橋亘指導主事より専門家による現地調査を実施する旨の連絡を受け、9月10日には静岡県文化財保護審議会の山梨清松委員と名古屋工業大学名誉教授の宮野秋彦氏に現地調査が行われた。基本的な修理方針が出され、設計監理者として伊久美新一建築設計事務所(藤枝市音羽町)の伊久美新一氏の推薦を受け、伊久美氏によって翌日現地確認が行われた。宮野教授による調査によって護国塔の現状が明らかとなり、その修理方針が決定された。護国塔の現状は、地下の室内湿度が90%を越えており、窓及び出入口の扉がアルミサッシなために換気ができず、

午後の日差しが扉のガラス越しに差し込み温度が上昇し、壁が結露する。また、円形ドーム外壁の剥落は熱膨張と収縮によるものと想像していたようであったが、コンクリートの劣化であり、亀裂などの隙間が酸性の雨水が侵入したことにより、コンクリートの中性化が内部まで進行したためと見られるため、6項目の対処方針が出された。

- ① 下部基壇内部の床に下からの防湿のためビニールを敷き詰め、断熱材の吹き付け処理の実施。
- ② 内壁もウレタンの断熱材の吹き付け。
- ③ 天井は四隅の換気口を大きくし、断熱、防水のために2 inch(5.08cm)程度のウレタン断熱材の吹き付け処理とする。
- ④ 出入口のガラス窓についてはフィルターを張り、直射日光が内部に入らない処理とともに、二重にして断熱効果を高め、結露しないように上部に隙間が必要となる。また、扉そのものに格子つける事も検討が必要である。
- ⑤ 内壁や天井のカビは燻蒸処理とする。
- ⑥ 塔身の外壁は現在見られる断熱材や白色塗料を撤去し、亀裂にコーキング処理の実施。その後、再度白色塗料による表面仕上げの実施。

9月11日には市教委担当者とともに伊久美氏により名古屋の宮野教授のオフィス(建築法政教育センター:愛知県名古屋市中区)にて修理方針の確認と修理工法の相談を行う。その後、伊久美氏により修理事業の設計が進められ、総事業費16,685,550円の設計書が市教委に提出された。それを受け、10月14日には、平成9年度当初事業として計画されていなかったため、事業が実施できるよう関係機関に調整がされ、11月25日付けで県教育委員会は教文第21-160号により事業実施内定書が出され、12月5日付けで

県費補助事業申請書の提出、12月15日付け教文第21-167号で事業期間は平成10年1月1日から3月31日とする事業として静岡県知事石川嘉延よりの補助金交付の決定された。

可睡斎は事業実施のため12月19日には修理工事の入札参加者を3社に決定し、12月26日に可睡斎萬松閣を会場にして入札を実施した。戸田建設株式会社名古屋支店(愛知県名古屋市中区栄1-22-22)が落札。平成10年1月5日から3月25日を工期として1月5日に契約を締結した。

1月17日に設計監理の伊久美氏は戸田建設の現場代理人となった河島覚氏は1月20日に県教委へ提出する修理実施計画(資料1)についてと打ち合わせを行う。1月16日から資材搬入が始まり、1月29日には塔周囲に工事用足場の組立が終了する。各部の状況確認のための試験が行われ、1月30日には県文審委員の山梨氏の事務所において、宮野教授を交え修理方針の確認を行う。2月に入ると本格的に修理作業が進み、2月23日には円型ドームと基壇と考えられていた下部石段の接合部の防水処理方法などについて検討がなされ、3月1日には現地で宮野教授、山梨委員、伊久美氏、河島氏によって石壇の漏水を止める方法などについて協議する。3月7日には総ての修理作業が終了し、3月20日までに作業用足場の撤去も完了し、3月25日に工事は完了した。可睡斎により竣工検査が行われ、戸田建設株式会社名古屋支店から可睡斎へ完了届が出された。市教委担当者により確認を経て、可睡斎は平成10年3月31日付けで静岡県知事に補助事業実績報告書を提出した。

2. 破損状況

概要

塔身の外壁塗装が剥落し、地下室への通気孔が破損し、内部に水が溜まり、内壁が剥落し、カビが繁殖している。基壇表面には長年による汚れが見られる。

塔身

鉄筋の膨れなどは見られないが、表面の塗装は剥落が激しく、下地についても痛みが見られる場所がある。内部については入口扉がアルミサッシとなっているために、密閉されやや高め湿度となっている。

地下室

入口扉、窓がアルミサッシとなっているために密閉され、高湿度状態(湿度90%以上)となり、水溜まりも見られる。内壁は結露により、表面仕上げの漆喰の一部が剥落し、外側の石壇との間に詰まれている煉瓦が露出しており、天井、壁、円型ドームの柱を問わず地衣類・藍藻類が繁殖している。通気孔の施設が破損し、雨水が侵入している。

基壇

基壇を構成している花崗岩には破損は見られないが、表面は地衣類・藍藻類が付着・繁殖している。

3. 工事関係者

事業者

宗教法人 可睡斎(静岡県袋井市久能)

代表役員 伊東盛照

設計監理

伊久美新一建築設計事務所(静岡県藤枝市)

伊久美新一

請負者

戸田建設株式会社名古屋支店

(愛知県名古屋市中区栄)

取締役支店長

有田友紀

技術者(現場代理人)

河島覚

静岡県

知事

石川嘉延

教育長

杉田豊

文化課首席指導主事

古橋互

袋井市

市長

豊田舜次

教育長

浅井通男

教育次長

前田富美雄

生涯学習課長

小瀬保夫

文化財係長

吉岡伸夫

文化財係

永井義博

松井一明

白澤 崇彦

森井雅彦

第2節 実施仕様

1. 概要

修理方針

部分修理(外壁、内壁等の塗装、断熱、防水工事)

塔身外部、内部、地下室内部、基壇の部位に分けて修理する。

特に地下室内部については、断熱・換気を考慮した工法を取る。

コンクリートの耐久性と寿命を延ばす為の工事である。

工期

事業期間及び工事期間を平成10年1月1日から平成10年3月31日の3カ月とした。

2. 工事事務

工事の運営の基準

静岡県文化財保護条例及び施行規則、その他関係法規を参照して工事を運営した。

工事組織

可睡斎の直轄工事とし、設計監理にかんしては伊久美新一設計事務所に委託した。

着手

工事着手にあたり、着手届を静岡県教育委員会に提出する。

帳簿

現金出納簿、工事日誌、その他を備え、詳細かつ正確に記入する。

記録作成

調書…必要な調書を作成した。

図面…平面図、立面図、断面図及びその他必要な詳細図を作製した。

写真撮影…修理前、修理後および工事中に必要な記録写真を撮影した。

(35mmフィルム)

工程報告

工事の進捗状況については、必要な場合は工程月報を作成し写真添付のうえ、静岡県教育委員会に報告した。

計画変更

物価騰落・その他の事由により工事費の増

減・経費配分の変更・仕様の変更・工事方針の変更・工期の変更・付帯工事の新設等を生じた場合は、静岡県教育委員会に申請し、承認を得て実施した。

竣工

工事が完了した際は、工事の経過および結果を記載した実績報告書に精算書・実施仕様書・図面の写しと工事工程の判る写真・その他資料を添付して、竣工後静岡県教育委員会に提出した。

3. 実施仕様

a. 通則

総則

この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項または疑問を生じた場合はすべて伊久美新一建築設計事務所の指示に従い施工した。なお、実施にあてってはさらに詳細な実施仕様を定めて施工した。ただし、原設計仕様を変更する必要がある時は、ただちに計画変更の手続きをした。

材料検収

一切の材料はすべて検査員が検査を行い、合格してもを使用した。

材料保管

使用する材料で検査員の検査に合格したものは、すべて良好な状態で保管し、湿気・盗難・火災に対し、十分対策を講じた。

b. 仮設工事

計画

基壇、塔身の四方全体に足場を建設した。

構造

単管のビティ足場とし、ネット・シート類で足場を囲んだ。

材料

足場に使用する主材料は下記を標準とした。

鉄板…垂鉛引波型鉄板 厚さ0.16mm

鋼管足場…JIS規格に合格した鋼管で作製されたもので、枠組見本により

伊久美新一建築設計事務所の承認を受けたもの

鉄線、釘…#10、なまし鉄線、洋釘

(JIS規格)

ネット・シート…布または合成繊維製で防災加工したものの

諸施設

発電器による仮設電気施設を設置し、仮設物件内に消火器を配し、必要箇所に防火用バケツを備えた。

危険防止

工事施工にあたり、法律上必要な危険防止および衛生上のことに関しては適当な施設を設け、かつ防災対策を講じた。また、仮設物件は工事期間を通して強度上必要な補修・補強を行い、安全を確保した。

c. 解体・洗浄工事

計画

剥離の激しい外壁の塗装を掻落し、地下室等に繁茂している地衣類、藍藻類の洗浄を行った。

解体

塔身外壁の一部の既設モルタルの撤去と表面にサンダー掛けを行い、白色塗料の除去を行った。

洗浄

塔身内壁の雨水の浸み出しによる汚れの洗浄、清掃と地下室の地衣類・藍藻類の除去のため高圧水流により洗浄を行った。基壇についても地衣類による黒色の汚れを洗浄した。

d. 補修工事

計画

亀裂の生じている場所への充填材の注入を行い、欠損している部分に補修材を充填しコテ成形により旧来の型に戻した。補修部分と既存部分の隣接部は特に養生を施した。基壇の目地補修を実施した。

外壁補修

亀裂、モルタル浮きの補修において、コンクリートと相性が良く、湿った隙間にも注入

可能な無機系注入材を使用し、欠損部には接着性能、曲げ強度、耐ひび割れ性、耐久性を重視し、耐透水性・防水性に優れた補修材を使用した。

地下室

欠損部には樹脂ウレタンによる充填を行い、天井には発泡ウレタンの補修吹き付けを行い、防水効果を計る。壁面には25mmのモクセン板の取付を行った。

欠損している基壇四隅の脱気筒を周囲とよく調和するような形に新規作製した。筒は雨水の侵入を阻止し、地下室内部の湿度調整のできるものとした。

e. 塗装工事

計画

円型ドームの内、外壁の目地調整、目地処理を実施し、白色塗料の塗布した。

外壁塗装

通気撥水型水系塗料を塗布し、防水性を高めた。

f. 建具工事

新規作製

塔身入口の扉を木製のもので新調した。寸法、組手、仕口等はいずれも旧来の工法により、周囲とよく調和するようにした。

g. 雑工事

基壇養生

諸工事により、基壇が損傷ないようにシート類によって養生した。

発生材

工事中において取り替えのため不要となった諸材料、残土等は法令等に定める方法によって処分した。

跡片付・清掃

諸工事完了後、仮設物を撤去し、工事地域内の残材を搬出し、整地・清掃を行った。

h. 使用材料

防水工事

エポキシ樹脂(エポキシ樹脂)：コンクリートモ

ルタル浮き、ひび割れ部分の注入剤

使用箇所：塔身、基壇内部天井・梁・柱
ハイボンドコート（オナエ化学工業株式会社）：セメント系・無機質骨材弾性塗膜複合防水材料

使用箇所：塔身

ハイデイ（三井石化産業株式会社）：浸透性特殊防水剤

使用箇所：コンクリート豆板部・打継部

ケミストップ（三井石油化学工業株式会社）：浸透性特殊防水剤

使用箇所：上部基壇床面

コーキング材（積研ゴム株式会社）：ハマタイトスパーⅡ・2成分形変性シリコーン

使用箇所：塔身・基壇外部 取組目地他

中性化躯体修理

リフリートER-100（リフリート工業会）：コンクリート中性化アルカリ分補強剤

使用箇所：塔身コンクリートモルタル面

塗装工事

セラブレス（キンスター技研株式会社）：無機系通気型撥水塗料

使用箇所：塔身外壁塗装仕上材

コスモクリーン（関西ペイント株式会社）：水性反応硬化型アクリル樹脂（防カビ）塗装

使用箇所：塔身内部壁

左官工事

ハイフレックスHF-1000（日本化成株式会社）：モルタル等の接着材

使用箇所：塔身外壁、基壇内壁

薄塗壁材NS-ゼロロン（日本化成株式会社）：セメント系薄塗材

使用箇所：基壇内壁

マノール防水剤（株式会社マノール）：モルタル混入防水剤

使用箇所：塔身内壁、基壇内壁

土田塩焼灰（田中石灰工業株式会社）：漆喰上塗材

使用箇所：基壇内部天井、柱、梁

つのまた糊（日高工材株式会社）：漆喰上塗材

砂シック域カベ（近畿建材工業株式会社）：漆喰下塗材

使用箇所：基壇内部天井、柱、梁

セメント（根文小野田セメント）：モルタル用

クリーニング工事

ピカソ（ミヤギ産業）：洗剤

使用箇所：塔身・基壇壁、床、石クリーニング

カピキラーⅡ（ジョンソン）：洗剤

使用箇所：塔身・基壇壁、床、石クリーニング

クリーナー（ジョンソン）：洗剤

使用箇所：塔身・基壇壁、床、石クリーニング

i. 施工会社

修理工事施工会社

戸田建設株式会社名古屋支店

協力会社

足場解体組立

有限会社藤組（浜松市見3-26-9）

防止工事

株式会社和理研（愛知県西春日井郡明郷大字豊田字南赤土45）

左官工事

株式会社高橋左官（静岡県中島2988-1）

パネル補修

株式会社石川工務店（愛知県岡崎市1-4-4）

塗装工事

日宏乃塗装株式会社（浜松市東区2-24-5）

金属製建具工事

株式会社中部（浜松市豊岡町125-1）

クリーニング工事

株式会社クリーンアイ（静岡県浜松市東区1284-2）

電気工事

伊藤電気工事（岐阜県多治見市大蔵町1240-14）

換気設備工事

静西工業株式会社（浜松市高浜町128-12）

第3節 修理工事経費

1. 収入

区 分	総 額	平成9年度	備 考
静岡県補助額	10,711,000円	10,711,000円	経費費率の2/3割
袋井市補助額	2,780,000円	2,780,000円	経費費率の1/6割
可睡倉負担額	3,194,550円	3,194,550円	県費補助額及び市費補助額、歳入と同一額
雑 収 入	0円	0円	
合 計	16,685,550円	16,685,550円	

2. 支出

区 分	員 数	単 価	金 額
総事業費			16,685,550円
主たる事業費			16,495,500円
修理工事費			14,385,000円
工事請負費			14,385,000円
仮設工事			1,921,500円
塔身改修用足場架組ビレイ+ベイク	360	m ²	1,500円
塔身上部ハネ出足場架組ベイク	4	段	17,500円
塔身昇降用階段架組、手摺共	18	m	2,500円
資材停場取込用ステップ架組2m×4mベイク	4	段	22,500円
撤去材搬出設備シャット	1	式	25,000円
基礎補修用足場架組ベイク アラックネット	260	m ²	900円
基礎補修用昇降用階段架組	2	話	5,000円
塔身内部改修用足場架組ベイクアラックネット	75	m ²	1,500円
地下室改修用足場架組ビレイ 脚立	80	m ²	1,000円
安全施設	1	式	200,000円
資材運搬	1	式	330,000円
仮設電気設備	1	式	148,000円
投光器、送風機損料	1	式	37,000円
解体・洗浄工事			2,544,660円
塔身外壁タタキ撤去	57	m ²	4,500円
既設表面タタキ-掛撤去	184	m ²	2,200円
撤去用高圧水洗浄	241	m ²	300円
塔身内既存塗装タタキ清掃	183	m ²	1,200円
地下室壁、天井タタキ撤去、天井平部塗装撤去	130	m ²	1,350円
地下室壁、天井タタキ撤去、天井平部塗装撤去	165	m ²	950円
地下室土間タタキ清掃 撤去材片付共	85	m ²	1,200円
基礎洗浄 壁・床・平部	355	m ²	1,150円
基礎上役物石洗浄 基礎面剥離剥離	1	式	195,000円
基礎石目地不良部撤去	240	m ²	800円
塔身外壁床不良部撤去 タタキ切り共	1	式	15,000円
洗浄用水施設	1	式	220,000円
撤去材運搬搬出	1	式	150,000円
補修工事			5,707,200円
塔身外部打診調査浮部マキナ共	1	式	120,000円
塔身躯体 中性化確認(面×面×部)の試験	1	式	30,000円
塔身花弁部下地修理	1	式	27,000円
空洞部剥落防止対策 樹脂注入固定	68	箇	4,500円
中性化補強剤塗布 花弁部全体	1	式	30,000円
アラックネット撤去	1	式	60,000円
取合部コーキング 変性シリコン	55	m	1,200円
水板ベイク取付 9φ	8	箇	1,500円
塔身曲面部タタキ部コンクリート剥離剝離撤去	74	m ²	2,000円
豆板部分補強 面×部の鉄筋、タタキ詰め	10	箇	4,500円
アラックネット補修	16	m ²	2,000円
タタキ剥離防止対策 エポキシ樹脂 樹脂固定	126	箇	1,500円
塔身上下部部材欠損タタキ部 樹脂埋め、充填埋め	546	箇	1,800円
塔身基部浮部固定 エポキシ樹脂 充填埋め	1	式	64,000円
塔身基部浮部樹脂注入固定 注入シリコン	75	箇	2,500円
塔身二次防水処理	74	m ²	3,350円
基部コーキング	42	m	1,500円

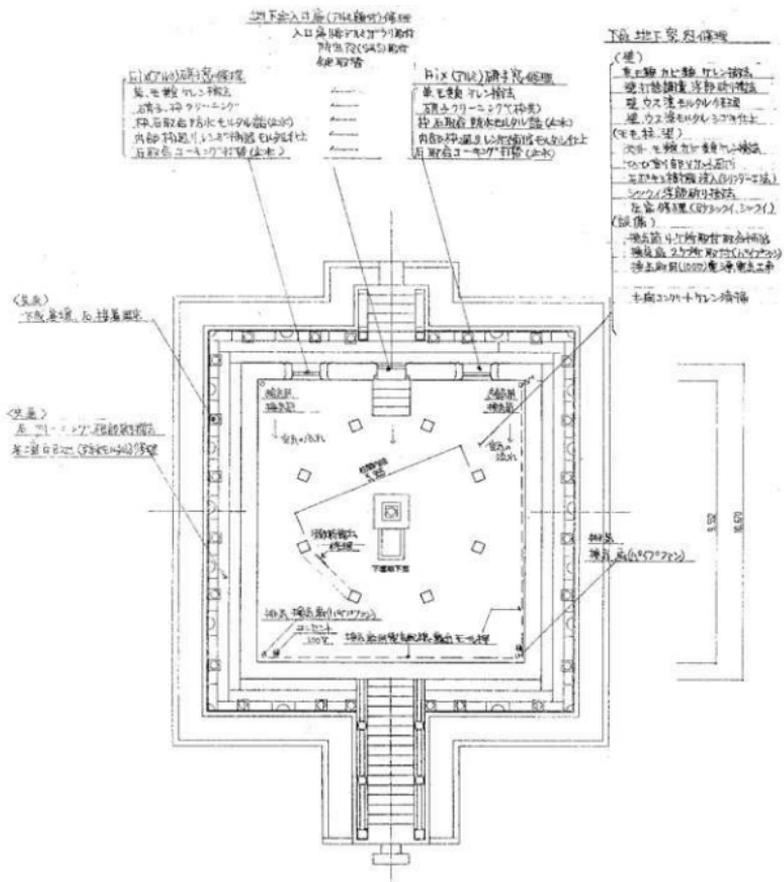
塔身曲面部目地コーキング	61	m	900円	54,900円
塔身曲面部防水タタキ塗装	57	m ²	6,500円	370,500円
塔身曲面部定目地入 花卉部取合 敷設	1	m ²		120,000円
上部タタキ-排部薄塗装補修 ヴァット設置	173	m ²	1,200円	207,600円
基部亀裂部防水タタキ塗はつり撤去	1	m ²		65,000円
上成基壇床洗出仕上破損部修理	1	m ²		60,000円
換気ハブ取合撤去箇所洗出仕上補修	4	面	7,000円	28,000円
外部 床洗出取合排泥防水 石廻り共	66	m	1,000円	66,000円
床塗布防水塗装 下地清掃共	60	m ²	2,650円	159,000円
石欄支柱破損復旧 樹脂材接着	1	面	9,500円	9,500円
外部石積目地補修	240	m ²	650円	156,000円
外部石積目地抜去はつり	1	m ²		42,000円
外部石積目地部塗布防水塗装	240	m ²	550円	132,000円
外部石積飾石固定	1	m ²		25,000円
地下室壁薄塗タタキ補修 珪藻土	1	m ²		110,000円
地下室壁薄塗タタキ撥き色合わせ	137	m ²	1,200円	164,400円
地下室天井タタキ塗はつり	1	m ²		90,000円
タタキ部タタキ剤注入タタキシワシワ工法	120	面	2,500円	300,000円
梁不良部補修 タタキ塗	1	m ²		65,000円
地下室天井梁塗喰表面削取 薄層タタキ	1	m ²		212,500円
地下室天井梁噴塗 珪藻土	160	m ²	2,500円	400,000円
電気、換気設備工事				1,016,100円
電源用電線	1	m		58,800円
電源用ブレーキ 2個	1	m		13,400円
電源用ケーブル等補足材 分電器共	1	m		56,600円
電源用電柱 L=6.0m	1	m	20,000円	20,000円
電源用地下室内配線材	1	m		22,000円
電源用消耗品雑材	1	m		12,500円
電源用電工費	1	m		270,000円
電源設備調査及び資材運搬	1	m		102,000円
換気設備用ハブ取付	2	面	9,500円	19,000円
換気設備用ステン換気筒	4	面	58,700円	234,800円
換気設備用消耗品雑材	1	m		12,000円
換気設備取付	1	m		120,000円
換気設備関係資材運搬	1	m		55,000円
取付部塗膜防水加工	1	m		20,000円
塗装工事				1,099,200円
塔身塗装仕上 無機質通気撥水塗装	241	m ²	3,200円	771,200円
塔身内壁タタキ踏パテ修理	1	m ²		78,000円
塔身内壁塗装 珪藻土タタキ	120	m ²	1,500円	180,000円
塔身内部養生	1	m ²		35,000円
塔身内部腰タタキ補修	2	m ²	17,500円	35,000円
建具工事				1,116,280円
塔身既設出入口タタキ撤去	1	m		27,000円
塔身出入口扉新設 珪藻土	1	面	928,000円	928,000円
塔身扉タタキコーキング	1	m		17,680円
塔身扉仕上取合コーキング	1	m		12,600円
地下室出入口タタキ扉タタキ取付	1	面		71,000円
地下室タタキタタキコーキング 珪藻土	1	m		37,500円
地下室タタキタタキ枠石取合タタキ補修	3	面	7,500円	22,500円
雑工事				225,000円
塔身内部天窗タタキ	1	m		7,500円
既設換気穴撤去	1	m		22,000円
既存放置石材整理	1	m		60,000円
基壇床面養生	1	m		45,000円
塔身内部床養生	1	m		10,000円
塔身内部安置仏像等養生	1	m		35,000円
風障落下防止対策	1	m		28,000円
塔頂部木煙道防止剤塗布	1	m		17,500円
諸経費				1,600,000円
共通仮設費	1	m		450,000円
現場経費	1	m		1,150,000円
値引				△1,529,940円
消費税				685,000円
消費税 工事価格13,700,000円×5%	1	m		685,000円

委託料					2,110,500円
設計監理費					2,110,500円
設計監理費 工事価格13,700,000円×4%	1	式			2,010,000円
実施設計費	30	灯	30,000円		900,000円
図面作成費	10	枚	50,000円		500,000円
諸経費	1	式			62,000円
消費税					100,500円
消費税 監理費2,010,000円×5%	1	式			100,500円
その他の経費					190,050円
事務経費					190,050円
事務費					190,050円
報酬	1	式			70,000円
旅費	1	式			38,700円
需用費	1	式			6,150円
役務費	1	式			75,200円

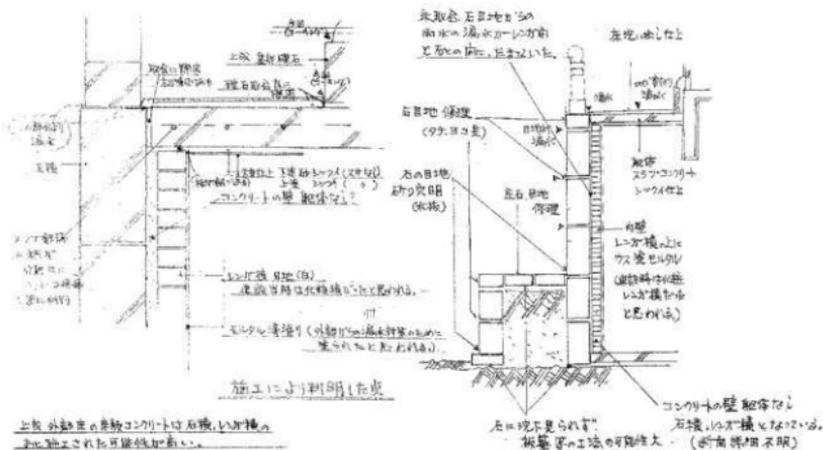
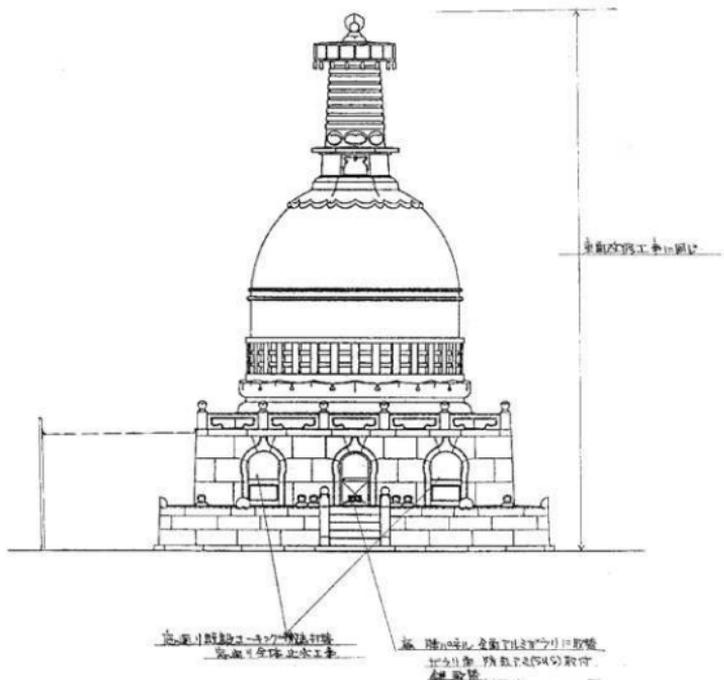
第4節 工程表

着工 平成10年1月1日 事業期間3箇月
竣工 平成10年3月31日 工事期間3箇月

区分	施工項目	平成9年度				施工の内容
		12	1	2	3	
工	着工準備	—				業者選定、入札、契約
事	調査測量		—			破損・仕様・技法調査
事	設計作成		—			工程写真撮影他
務	数量算定				—	精算・実績報告書作成等
本 工 事	請 負					



第4図 修理工事概要図：基礎平面1 (伊藤南地区建設)



第7図 修理工事概要図：西立面・基礎断面(伊藤建築設計事務所)

第5節 修理工事概要報告

1. 塔身外部の修理

(仮設工事)

工事用足場は、安全施工を第一に考え、計画した。昇降階段により、設計事務所の調査、検査が安全に出来る様に、配慮した。また、確実な施工が出来る様に、棚足場を設置した。

(修理工事)

塔身は修理用足場の設置に多額の費用がかかると共に、建物の形状が複雑であるため、簡単に修理を行えない事を考慮し、建物の長期間の耐久性が必要であるため、下記の施工となった。

昭和54年7月～8月に行われた修理工事の施工方法と実績をふまえ、今回の修理工事の参考とした。

足場設置後、明治44年完成、築87年経過のコンクリートの中性化の状況(今回の修理工事の参考にもなる)をフェノールフェタレイエンタノール試業にて確認した。結果としてはモルタル等の仕上材で保護されていたため躯体のコンクリートは、中性化が進んでおらず良好な状態であった。ただし、前回の修理工事で指摘のあった豆板部分が多く、豆板部分は中性化が進んでいるが、建物全体では問題にならない範囲である。

既設仕上の剥落については左官仕上の下塗材として、断熱、軽量化を兼ねた発泡系軽量骨材(バミスボール)が使用されているため、長期間の太陽熱等で骨材が収縮したのが原因と思われる。また仕上モルタル(t5M/～8M/M)を曲面に仕上げるため、定規として使用した。プラスチック製の目地材と仕上モルタルとの間に隙間が生じ雨水が浸入したのも原因と考えられる。塔身内部に漏水がほとんどないのは前回の工事において、豆板、打継部にオギノールAの無機系の塗布防水がされている効果である。

今回の修理にあたって、上記の事を参考にして下記の要領で修理工事を行った。

施工順序	説 明
1. 躯体コンクリート中性化の確認	既存躯体をカッターで切り、フェノールフェタレイエンタノール試業にて検査(8箇所)
2. 打診(音)調査及びマーキング	塔身仕上モルタルの全面をハンマーにて打診、浮部の確認を行いマーキングした。
3. 浮部、エポキシ樹脂注入工事	打診調査により判明した浮部を状況によりボンディング工法、ピンニング工法、アンカー工法通常注入の各工法接着剤を用いて剥離部を補強接着(前回の修理ではミクスターを使用しているが今回は冬期恐れがある事、無機系のものでは細部迄の注入が困難な事、沈降及び収縮による空洞が出来る事を考慮しエポキシ樹脂を採用した。)
4. 研り撤去工事及び清掃	曲面部は電動研り機にて研り撤去 基部不良部は電動研り機にて研り撤去 その他サンダーにて既設塗装仕上撤去(一部研り撤去)
5. 塔身左官モルタル仕上部ステンレス、剥離防止ピン打	曲面部仕上モルタル剥離防止のためステンレスピン(全ネジ4φ)を削孔穴明け、エポキシ樹脂(φ60)とした。(コンクリート面より20M/M出)
6. リフリード工法 RE-100塗布	コンクリート、モルタル中性化の補強のため、花弁部、及び上部曲面部の研り撤去後、全面に塗布(鉄筋暴露部はケレン錆落としの上塗布)
7. クラック部、豆板部の一次防水	コンクリート打継、豆板部、花弁部と上部の取合は、ハイディK-11工法、豆板のひどい部分で研り後鉄筋が露出した部分はハイディスペシャル工法にて施工
8. 左官モルタル仕上 定規貼	前回のプラスチックではなく、木製とし左官仕上後撤去しキーキング打ちし、モルタルの収縮に対応出来るものとした。
9. 左官モルタル仕上	接着剤(ハイフレックス)塗布後、在来の現場練モルタル塗(防水剤マノール入)を下塗、上塗に分け施工した。
10. 研り撤去部分以外の左官下地補修	ハイフレックス塗布後、ハイフレックス混練薄塗モルタルにて塗装下地調整
11. 目地撤去コーキング (取合共)	花弁部の上下の取合、曲面部の縦目地、下部取合、出入口サッシ、基部石目

	地、床取合等(二成分変性シリコン ハマタイト スーパーIIを使用)
12. 二次防水 ハイボンドコート仕上	塗装の機能を耐久年数が通常5～10年位と短いため修理サイクルを考慮し、弾性塗膜複合防水(カネエハイボンドコート#300)を施工した。 (ハイボンドコートは下地モルタルのひび割対策としても有効)
13. 塗装仕上 セラブレス	無機系通気型撥水塗料の塗装仕上 (昭和54年の修理後塗装の劣化が進んでいた曲面部は仕様より1回多い3回塗装とした。)
14. 花弁部下部に通気孔の設置	下地モルタルの残存水分、空気等が太陽熱の加熱により防水、塗装のふくれの防止のため8φの通気管を花弁部下部に設けた。
15. 相輪の修理	降雨後塗装仕上面に緑青が水滴と共に落ち塗装面を汚すためケミストップクリヤーを塗布 風鐸の吊部が長年の摩擦によりすり減り、切れて落下寸前(すでに落下したところもあり)のためステンレスの番線(2ヶ所)にて補強しました。

2. 塔身内部の修理

一部に、漏水シミの跡が見られるものの前回の改修工事における防水工事(オギノール A 防水)による効果が出ている。下地漆喰の浮部については研り撤去後、同様にて修理を行った。塗装面は経年の劣化により浮き、剥離が生じているため全面ケレン不良部撤去の後、パテ処理、水性反応硬化型アクリル樹脂塗装(コスモクリーン)にて修理を行った。

3. 基壇上部、塔身周囲床の修理

修理前の状況は、床の一部の破損と思われたが調査の結果、地下室等への漏水が、外部石積みとの取合、塔身基部、石との取合、床のひび割等、多岐にわたる事が多かった。よって、床と石積みとの取合のハイディ防水、床は左官洗い出しの補修後、美観を損なう事のない様、透水性撥水型防水剤ケミストップを塗布する施工とした。

換気筒の修理は耐久性のあるステンレス製で強度を有した構造とし、かつ、参拝客の安全を考慮した形状とした。

床との取合は、ツバ付型とし強固に固定できる事、地下への漏水対策の防水に適したものとした。

石櫓の宝珠石の欠落したところの修理は、欠落したものが保管されていたため、既設の美観を考慮しエポキシ樹脂による接着工法で修理とした。

4. 基壇石積の修理

施工に先立ち、石の水洗浄を試験で行った結果、長い年月を経た汚れは高圧洗浄、及びタワシでの水洗い程度では汚れは落ちなかったため、薬品とタワシのコスリ洗いによる手間のかかる施工となった(薬品の使用にあたっては、石の損傷、変色があってはならないので、施工に先立ち試験洗いを行い、損傷、変色のない事を確認した)。

既存の目地の隙間のあいたところは、タガネにて研り撤去後目地の欠落したところと共に、防水モルタルにて目地補修を行った。

目地の補修と共に、基壇外壁の石積と地下室側のレンガ積の間に雨水が滞まるのを防ぐため、石積み最下部の縦目地に水抜穴を設けた。また、石目地のわずかな隙間より地下室内に漏水するため、漏水ヶ所付近の目地にケミストップの塗装を行った。

5. 地下室の修理

改修前の状況は壁、天井からの漏水及び滲み水が床に溜まり多湿及び換気不良により、モ類、カビ類の繁殖、結露の大量発生等、大変な状況であった。この状況の改善には、天井面、壁面からの雨水の漏水を止める事、換気をよくする事が必要であった。

雨水の漏水に関しては、外表面は前述は基壇上部の塔身周囲床面の止水工事、外部石積み目地の修理により改善を行うと共に、内部

面では天井面のひび割れ発生部の仕上の部分撤去、ボンドシリンドー工法によるエポキシ樹脂の注入工事、壁面においては既設レンガ上に塗られた薄塗りモルタルの修復等を行った。

西面の窓廻りにおいてはレンガ欠損部(建築時、木製建具の木レンガの穴)の修理及び縁線のモルタル仕上を行った。

結露に関しては換気筒の改修のみでは有効な効果が期待出来ないため宮野先生の指導のもと、出入口ドアの下部全面をガラリ(SUS防虫アミ付)にし通気量を増す事、換気扇による強制換気(時間1~2回(室内容量)の緩やかな機械換気)の採用により解決した。機械換気に必要な電源は調査により近くにある夜間照明の外灯からがベストであったが、電圧が92~94Vであったため、新たに山内本堂裏より新しく電線を架設した(将来の修理工事等も考慮し分電箱を取付け、コンセントも取付けた)。

換気扇のスイッチの入切は、光電管を用い(マグネットリレーによる逆転)昼一運転、夜一停止の自動入切の方式とした(強制換気による結露増の防止)。

西面の窓の改修については既設のアルミサッシが傷んでいなかったため、現状のままとした。建具廻りの止水のため石との取合の防水モルタルの充填、コーキングの打替を行った。

以上による施工の結果、結露は解消した。漏水については、天井面での漏水箇所は無くなる。壁面は構造上の問題によるわずかな漏水のみとなった。

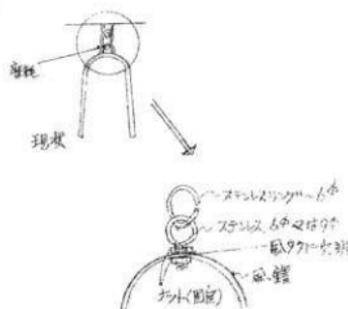
全体としては大幅に改善されたが、後日の定期的な確認が必要である。

6. 提言

a. 相輪の風鐸について

経年の風による揺れのため、青銅製の吊金具が摩耗し落下寸前であった(一部はすでに

落下)。落下防止策は今回の工事において実施しているが、次回の修理工事においては吊金具をステンレス製にする事を提案する。



第8図 風鐸提案図(伊藤建設株式会社提供)

b. 基壇上部、塔身周囲床について
床躯体の建設時の状況が不明であるが鉄筋量の不足等による、ひび割れの発生と、漏水による鉄筋の断面欠損の恐れがある(強度上の問題)。床打継ぎ(現状では一体施工)による空隙もある。

以上を事をふまえると、既設床仕上の全面撤去の後、躯体の修理及び漏水層の形成が必要と考えられる。

c. 耐震性について

基壇には外壁のコンクリート躯体がなく、柱も上部の塔身を支えるには断面が不足していると思われる。梁は丸鋼の主筋16φのみで、ジョイントはフックなし。梁のスターラップも入っていない。柱も同様と見られる。

構造的には極めて不安定な建物だが、昭和19年12月7日発生の東南海地震では大きな損傷は受けていない。

8本のローソクの上に立つ建物だが、地下室に耐震壁がない事により、柔構造的なものになっているとも考えられる。

東海沖地震が想定される現在、早い時期に構造調査及び解析と補強工事を行う事を提案する。

第4章 史料補足資料等

第1節 史料

文献資料の収録にあたっては、出来るだけ原資料の体裁を残すことを原則としたが、読解の便も考慮して次のように改めた。

- 一、漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、原文の漢字で、常用漢字にないものや、人名・地名をはじめ、とくに必要と認めるものについては、そのまま残した。また、変体仮名は、すべて原文のまま残した。
- 一、本文には、読点(、)並列点(・)を加え、原文通りの改行ではなく、おいこみとした。
- 一、判読不能の欠字箇所は、字数の推定できるものは□□で、不明なものは、[]で示した。
- 一、敬字については、一字あけとした。
- 一、冊子の表紙は「 」で囲み、右肩に(表紙)と傍注した。

一、本文以外の部分には、「 」をつけ(裏書)(端裏書)(奥ウツ書)(別筆)(朱筆)(押紙)(付箋)などと注記した。

一、文書に付属する封書・包紙は(懸紙)として封式は特に示さなかった。充所・差出書などが記されている場合は(懸紙ウツ書)と注記した。

一、印章は、およその形状を示して、朱墨の別と、印文が明らかな場合はこれを注記した。

一、原文にある返り点や振り仮名は、原則としてそのまま残した。

一、文意の通じないもの、疑義のあるものは(ママ)、疑問の残るものは(カ)とした。

一、収載した資料に、資料所蔵者(機関)の名称および、住所(所在地)を()で示した。既刊書物より引用した資料については書物名を記した。

文献1 可睡斎起立。開山中興。由來略記 (『袋井市史』史料編一 古代中世：可睡斎藏)

遠陽州周智郡久野郷万松山可睡斎起立并開山中興之由來略記 住持沙門芸訓評誌

大日本曹洞初祖道元和尚第八世嫡苗恕仲(天圓)和尚者、伝聞、其先江州之人也、後小松院御宇応永年中飛錫当国、止履於久野城之傍、一株松下營草廬、此松于今為榮、俗傳之号大通庵、屢紳蒲团、其德薰都鄙、其法麗素瑤幽居、当国刺史久野城主師氏道譽慕師芳情、常敲蓬戸甚繁、師厭之 需寂寥入深山二三里、層嶺巍々中間結茅、以号華藏庵、韜晦年久、輝法光与里仁相共、終架禪室構叢林、幸隣橋村、因以称橋谷山大洞院、分瓶六流所謂喜山備中之国、真巖 当寺、不琢 当国雲 石叟 駿之久住河東開山、物外 当国 洞松開山、二世、林開山、遠之飯田崇信開山、海藏当国西 福開山、、大輝当国西 福開山、、次第如是、各啓禪林、施法幢於宗風、橋谷之蹊弥隆行世、謂之大洞六派、抑当山中興五世大路(一遵)和尚者、幼時侍恕仲和尚貌右、師至寂後、扁歷於五藏七道、或慕師之旧棲、來久野松下、數日廓然觀法、於定中如夢如幻謁毗沙門天、有告、欲開法窟、從此數十步北方有靈場、吾当永加護法力、任告到彼、有驗奇之地、永正年中再創之、以銘万松山可睡斎、大路和尚為師孝、以附法師大年(祥椿)和尚為開山、自謙於干二世、然当国一雲斎者真巖(道空)和尚居境也、巖思使勸請師牌、以恕仲和尚為開山、真巖、川僧(慧濟)寂跡之古名場、為真巖一派之輪番所、雖本寺天正年中、東照大神君(徳川家康)命当山十一世等膳和尚曰、可睡斎者、往昔恕仲和尚初開山之地也、従一雲斎寺牌遷可睡、且一雲者可為等膳菟裘之處、依鈞命不得已、移転恕仲・真巖・川僧三牌于可睡、夫以降大洞六派之為頂竊、等膳既隱棲於一雲斎之時、大神君賜木材、諸堂落成、以等膳為中興開山、相統禪易・宋山住干此、後又二和尚住当山、斯時一雲為当寺末、蓋等膳和尚其先尾州篠島人石橋氏末裔、

住篠島妙見齋、天文乙未(十五)年松平次郎三郎宏忠公^{大神君之御父}、為同姓內膳信定公^{大神君大祖父}、竊退去於岡崎城、從臣阿部大藏、其外六七輩潛篠島妙見齋兩月、且石橋氏族等并等膳和尚、相共奉送干勢神戶、其后天正年中等膳住干可睡時、大神君在当国浜松之城、有婦人曰築山^{岡崎三郎信康公之母堂、開口刑部少輔女、今川義元經、住三州築山故号。}

有罪被誅、亡魂為蛇形、蟠于寢殿、命諸宗雖追福作善、憤猶魂未熄、命禰原式部大輔康政、請等膳、卒禪易・宋山二弟拜謁、大神君曰、可速降伏怪鬼、師弟止寢殿、一夜禪定修法、且授菩薩戒血脈、死堂乍伏、等膳道徳弥高、其後賜三遠駿并豆州修禪寺一派之僧祿司、渡御当国中泉亭時每、招等膳和尚、或大洞院炎燒、等膳再建之志願連干上聞、許勸化三遠駿甲信五州、諸堂造畢、但山門經堂者此時御造營云云、如斯等膳和尚者、大洞中興之功深厚、故至今開山同格奠之、又慶長年中於中泉亭、使松平右衛門大夫間等膳・禪易・宋山和尚安否、宋山進云、等膳・禪易兩僧已寂、大神君太被腦褻矜、懷慕之余、賜等膳鳳山仙麟禪師、禪易覆天一株禪師謚号、伴僧惠策・雲達二長老始奉拜賀、賜日域曹洞一宗掟於宋山和尚、且曰有可願之事速可訴之、山答云、吾金仙氏身踏雲水之際、心遊千穹窿之外、焉求声利、然冀為敬法源礼師聖、請頒祿本山大洞之号、因茲大神君并台德院殿(徳川秀忠)兩御朱印印有大洞院号、而后或於駿府集会始總率・竜隠・大中三寺并開八州智識、使宋山和尚為師、商量一座法間^{本圖本來面目、開無門頭有別録}、或至江府、賜賚重宝、數度羅織干当山宝庫、延宝・天和之間罹火災而無、有今僅留翰墨、惜哉此時当山緣起共灰燼、雖然歷代御朱印御条目無恙相伝奉護持、且万治二年当山二十一世貴外和尚、使禰原式部大輔忠次^{康政係忠政一男、貴外資祿權願也。}、并井上河内守正利^{主計頭正就一男、此時寺社朝史也。}、述当寺緣源、達殿有院殿(徳川家綱)鈞聽、蒙由緒異他台旨、入院拜賀畢、賜御暇時服、其以來每歲正月賜之、寛文八年廿二代丹山和尚願當法幢、適蒙允許、冬夏無怠、

元禄五年野僧芸訓謹大聖君(徳川綱吉)蒙拜聞講書、同十三年教松平志摩守重^{社判}、乞賜在府之宿地、實累代恩光照禪林、權世威風軫法輪、猶千秋祝国道場、当厥恩厥徳永与此山共無尽、今野人添之余、欲(恭)泰彰代々君恩留先哲法忠、以雖或問門葉需懷越弁諸譜祿礼旧事、更滄海一粟而已、惟所期後人精補伝万世、豈元禄庚辰(十五年)仲春、書武陵旅利、教寂芸訓叟^印 ^印

文獻2 可睡齋略譜 (個人藏)

「可睡齋略譜 全」

遠江国周知郡上久野村万松山可睡齋之略譜、并往古御當家御先祖東照權現様御帰依之、可睡齋十一世等膳和尚之御忠節御由緒之事者、最流布干世上無其隠、右之有増武家方仁御存知之仁可多、併為後證誌置焉也、可睡齋 開山如仲天間和尚者、元卜江州之人、父真淵氏、母者藤氏之女也、具在干別録後小松院之御宇、応永年中飛錫於遠州久野城傍、枝止覆於一株松下草廬、乃号大通庵暫憩于此地、一株之松者、開山之謂袈裝掛松干今在之、自大(夫)久野之城主刺史尋常婦敬而、或來問佛法於彼草庵、或招請庵主於我城內、親近而平日供施豐厚不可勝算、其上都鄙之間訊者繁多、更尋求山間室沢之地而、至干同国中橋谷、寺地、勿論離村里以勝地占柴扉、山号橋谷、寺名大洞院、爾來道風弥盛大也、加之接取六哲而謂是大洞六流、各自禪風振干上也、夫未流倍々繁昌也、右応永年中最初草創之地昔日大通庵者、后改号而今之可睡齋是也、可睡齋五世大路和尚者、開山怨仲和尚剃度末后之弟子也、大路和尚幼年之時、怨仲和尚者遷化也、自是不措而遍歷干諸方參禪學道后參得太年和尚、發明而以後最初剃度之木師怨仲和尚之旧跡墓一株松下田庵之地來、再中興大通庵則号可睡齋、就中十一世等膳和尚以來巨繁昌而、作東海道之禪林堀、參河遠江駿河并伊豆国修禪寺門流之僧祿也、^{五世大路下寂永正十五年四月六日也}

御由緒之譜

東照太神君、御幼少時ヨリ御歸依之等膳儀者、勢州篠島之産、父者石橋五郎右衛門尉与為申武士也、勿論多年住竹篠島尋常軍勇武功在之由、申伝也、等膳事、初遍參学問之間者、在錫于駿州慈悲尾増善寺之衆寮多年也、增善寺者今川治部大輔義元父氏親之菩提所也天文四乙未年、松平次郎三郎広忠公、東照太神君之御父也為同姓内膳正信忠公、大神君之御父也窃退去參州岡崎之城、家臣阿部大藏、酒井氏、石川氏彼是六七人、潛干勢州篠島妙見齋二兩月也、此時之妙見齋者石橋一族一而其后被召出可睡斎之作職被仰付也且ツ、石橋之氏族并等膳相共供奉而至千回国神戸河崎也、夫レ后テ御渡岡崎之城内被為遊之由、來伝也、東照太神君御幼少之砌、竹千代君与為申時、駿州府中之城主今川治部大輔義元方ニ其此人質ニ御誠ニ与被成御座候、治部父之菩提所同国内慈悲尾村申増善寺曹洞宗古蹟在之、竹千代君折々被地江御遊ニ御越江來候キ、或時□□之砌、於被之境內ニ小鳥杯被取殺生被遊候間住持奉見、夥敷响申候、因茲竹千代君、少御腹立之様子見給故、折節為学問衆寮ニ等膳居合、余リ御痛間敷笑止奉在、早々走り出、先竹千代君を衆寮ニ奉招請、色々謙云申上、殿者御幼少故、此寺之儀御存知在之間敷儀与奉察候、此節者殺生禁断守護不入之地、其上當時今川氏菩提所也、殊尔殿者、只今者治部大輔所ニ人質リ御越被成故、且ハ御為ニも不宜間、傍以強く奉罵二而候、必々御心御留メ被思召間敷旨、漸々御宥シテ口申上候、夫故御聞沢ケ、早速御納得被遊、尤之由被仰候而御機嫌直リ申候、其以後ハ、等膳寮江折々御立寄被成、御遊被候キ、等膳在所篠島者、參州岡崎江路之程義近く寄能候段、兼而被及開召候故、等膳江隱密ニ竹千代君御頼候趣者、其方能術働を以何とそ近日篠島江連行被而、參州岡崎城中江可致同道与、無他事被仰候、因茲、乍御幼年思召仰頼之儀、御心底奉難黙然止存間、早速御請申上、思召之通如何ニも奉得其意候、在所江急々ニ内通仕り相斗ひ可申而、乃チ父石橋五郎右衛門方江申達候故、石橋氏族等五六人乗舟來、駿河国清水口迄着岸、仕竹千代君之御迎ニ口上致候由、等膳方江案内、依□之或夜右之者、竹千代君江内通古キ葛籠仁奉入竹千代君、自等膳奉負、彼之清水口江五里程之□□無意落行、則父之舟尔竹千代君を奉移乗、等膳も同船而御供江仕也、勿論御船而如此海上落給故、此方便努々謙義不知之節也、干時今川義元一族共俄驚起而、大勢手沢ケ仕陸地を追懸、尾州勢州參州在々所々色々詮議尋求難致、本より海上故在所を失ひ、追手之駿河勢皆々空シテ手ヲ為婦駿河之由渡被開届、其跡江皆々御供被故無何之障碍、入夜篠島江御着岸シ被、石橋家へ御移り、七十日余深忍ヒテ暫ク其内御休息被遊内、參州岡崎江模内通仕置、各々又夜ニ入奉仕岡崎御城内江奉移也、最初より深く慎ミ有之故、右之術もも知之者無之、尤此外等膳儀此以後も年来色々之、御忠節御奉公之口働有雖口之、申伝而御座候、竹千代君増々御生長之後、段々被思召儘、追日御武運堅剛口以御智謀而御勝利在之砌、參河、遠江、駿河此三ヶ国最初婦御掌内故、座遠州浜松之御城江被如成御座候、同国上久野村可睡斎無住故、天正年中御歸依之等膳事、從勢州篠島妙見齋被召出、前々而之御忠節其外口之口他、色々之働とも在之口、今度可睡斎江任職被儀江為仰付候也、此上茂段々思被在之旨、御直之、上意在之、其上法被等其外色々被致拝領候、其以後被致登城之被節、禪易与宋山之両弟子毎度召連与兩僧とも尔御目見被致、難有御念此之上意迄、常々被蒙仰候なり右之兩僧共ニ、後者可睡斎江大神君之上意を以、任職被為、仰付候、如此御由緒依有之、最初入御手分而、參河、遠江、駿河三ヶ国并伊豆国修禪寺門派之寺院曹洞一宗之僧侶、不殘向後可睡斎直末寺并ニ相心得、致僧祿宗門之掟心儘ニ可致其沙汰旨、御直ニ上意而被仰付也、其上別而大神君之思召之儀爾御密談ニ等膳江被仰渡候、尤是者秘而不漏他聞ニ現住ニも伝授之因ニ口伝ニ仕來候故、勿論此事更無知之者也、天正年中東照大神君、或時命可睡斎等膳外仰出旨、預聞ク、可睡斎者昔日応永年中、恕仲天閑詰柴屋、草創旧庵之地与、然上者早速此度、從一雲斎可移恕仲以來之世牌ヲ於可睡斎、尤今迄者雖本寺十有余年諸堂悉ク零落而、其上今更無住故法断与謂既及顛転所、其方自分之働を以過半取起テ致ス中興、功勞依有之向後者勿論、一雲斎属シテ干可

睡齋之末寺ニ而、可為其方菟裘之處被、仰付候、如皇、大神君之思召、鈞命甚以重キ故難點、早々任干、上意移転シテ怨仲与真岩与川僧与之三牌於可睡齋ニ而爾来乃等膳者成一靈齋之中興開山也、禪易宋山其後者隠居ス之、此ニ自是大洞六派之指揮も口可睡齋致來事、東照大神君浜松御在城之砌、築山様罪有之故被成御誅賊也、築山様ハ興崎三郎信康之御母也、関口晋部少輔女也、今川義元一臣之由多州住築山殿号之由、因玆其之怨恨甚々敷強而、蟻干御寢殿、現蛇形シテ口口奉惱大神君ヲ故、諸宗之威嚴在之命任僧、雖為色々進福作善之勤修ヲ、倍々怨靈未退、召命テ榊原式部大輔ニ、以令請可睡齋等膳、兩弟子召連登城仕候而拜謁ス大神君ニ、則チ御直談上意被為遊者、其方以禪法之修力、可速降伏所惱怪鬼、歎上意之趣奉請、則其夜留止干御寢殿、禪定修法而色々教訓シ、更ニ授與三帰并佛祖正伝菩薩戒之血脈故、強勢之怨靈忽チ意解穢蕪而、禮謝而曰、依テ禪師之法力転脱、年來之罪業與蛇身、自今以後者更無鬱恨、其上天下安全永可子孫之繁昌云畢而退去ス、如此強情熾盛之怨靈退伏故大神君之御惱氣速疾ニ御平癒被遊間、大神君甚御勸喜被成、歎美定方修法也、尤御家門并從臣等者不及申、皆之以被致喜悅也、其外難有上意并色々拝領者之由、自是御帰依口以深重也、道德威光因之世上ニ無其隠也、東照大神君より以來御代々上意寺而申シ其上、慶長十七年、被成下以御条目、御朱印ヲ僧祿曹洞一宗事者、可睡齋与関東三箇寺也、是ヲ世ニ曹洞四ヶ之僧祿而申候、就中可睡齋、者宥初与取被仰付之僧祿ニ而、其上違余寺、御當家之御先祖江候之御忠節江致所之御由緒ハ、尤異他儀也、等膳、禪易兩和尚被致遷化而後於中泉之御殿ニ、慶長年中使松平右衛門太夫正綱ヲ被迎出郡、右兩和尚被可賜紫衣并禪師之諡号ヲ、依之可睡齋現住宋山欽テ奉禮謝、御請被申上也、則賜等膳於鳳山仙麟禪師ト、賜禪易於覆天一株禪師也、如此、大神君之被為思召、付論号進被仰出事、宗門ニ而者異他御懇志成口也、慶長年中、駿府御在城之砌、宋山登城之次被申上、冀此度可睡齋江被成下所天下曹洞宗僧祿度御条目御朱印ハ為敬法源禮師盟、又者可睡齋者配下ニ大口大洞六流之寺院在之間、奉請給祿本山大洞院之号旨、具被達上聞也、夫故當山被成下所之御朱印エハ、東照大神君様并台徳院様兩通者ニ、在大洞院之寺号也、是則、可睡齋仁代々頂戴仕所持來之、往昔於兩御所様御前ニ、始開三ヶ寺聚會其外関東大小之古禪刹、上意君上意之以令可睡現住宋山其日之師、商量一座之法門、本則者、明上坐本來面目開無門之頌也(用)焉在干別録ニ也、此外御前法門者依御所望折々、毎度被致商量由、御前法門之席、可睡現住宋山兩度被致拝領候团扇二柄可睡齋什物ニ而ヨリ今ニ所持仕來事、

右段之御由緒依者之可睡齋仕儀被口仰付口江御目見并御暇時服拝領致ハ初御定例法義之義、於御白書院御老中御列席、御用番之御老中被仰渡而、入院以後押付參府仕、入院雜目之御礼申上候御先口ニ而、御白書院ニ而御目見仕候、献上物儀、禮、此時茂毎度御暇時服三ツ宛、於柳之間御用番御老中被、仰渡口候、公方様御代哲御繼目之御禮度、右同前、御祝儀物も右之用ニ御座候、尤招福禮ニ御座候、毎年正月十五日年頭之御礼申上候、押付御暇時服右之、通口候仕來候勿論御先祖様江御由緒睡者之御口候之、御定例法式之儀者、兩宗門者、可睡齋斗ニ而御座候、寛永年中、可睡齋仕職被口仰付砌、書別ニ而御老中而之奉書御座候、万治年中、御老中御連印之僧祿、前々之口可致口口之奉書御座候、越前永平寺之住職之儀、右代ハ何之國何之寺而成有口口ニ長老口申候、御仰口之上ニ而何之寺与来有口申上候、登之内住職之口行口口与ニ總寧寺光紹、龍隠寺御例、大中寺喬鶯、此三口口代口六流内而口加瓜由口口口之寺口奉口之口向後口関三ヶ寺永平寺住職之儀口口ニ口出之口人其口而三ヶ寺而斗口口口口干口可睡齋口ハ口五ヶ寺而口口口口口ニ口座口尔申候御口尔申ハ分曹洞宗口可睡齋者口口ニ口之一宗之僧祿ニ而御座而口僧口七八代御奉永平寺住職口三ヶ寺并ニ可睡齋口口口任口口口每分寺口調江申候事

可睡開山 怨仲天圓和尚示寂 享徳元壬申年二月五日

可睡十一世 鳳山仙麟禪師等膳和尚示寂 天正十八庚寅五月二十八日

可睡十二世 覆天一株禪師易和尚示寂 觀三或四月十日

可睡十三世 士峯宋山和尚示寂 元和五記永享九月二十三日

右者、可睡齋雖□□室中依御前□略記写之申候、三河御風土記而□□申書□=義御□□之□□仰□
由乃□候 可睡齋二十九世 大通写之

文献3 日本洞上聯燈録 卷第八 (『袋井市史』史料編一 古代中世)

遠州可睡齋大路一遵禪師、本州豪族也、甫十歲依大洞如仲和尚為師、習沙弥行、仲歿後卷被入山林、聞川僧禪師隆道於一雲住造焉、師体貌不類常人、失其所在或三日或七日、生平寡言、唯相見而笑、会中大年椿居上首、師朝夕質疑於年、方大悟徹、從前所得、到此瓦解冰消、遂得其法、時師寿百有余、及年師遷化、往蓮華峰下、單丁庵居、即如仲嘗挿草之地也、偶于寂默中、檢見一神人、帶甲冑執兵器、謂曰、山北優勝境、師挾此地築伽藍、吾隨護法幢、翌日就樵路而行、數頃有八葉谷、紫雲飄颻而上、師以拄杖結界、杖頭蹻然響亮、見之金像之毘沙門天王也、昨夜見吾武夫其此歟、久野城^{土佐藩}某氏、聞之施巨材、聚工成宝坊、即今可睡齋是也、進院示衆、青山影裏潑藍起、宝塔高吟撼曉風、更教老僧說箇甚麼便下座、自茲雲衲福湊大開法席、繼遷越之滝沢、亡何退位、再復還可睡、永正戊寅四月六日寂、寿百二十歲、

文献4 武田信玄禁制 (『袋井市史』史料編一 古代中世：可睡齋藏・袋井市指定文化財)

(觀文朱印)



高札

可睡齋

当手甲乙軍勢、於彼寺中、齧妨狼藉堅被停止之訖、若有違犯之族者、可被処截科者也、仍如件、
元龜三年^{壬午}十月廿八日

市川宮内助奉之

文献5 徳川家康判物写 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

三河遠江駿河并伊豆国、右、四箇国為僧祿之上、曹洞之寺院可致支配者也、仍状如件、

天正十一年^{癸卯}十一月廿八日

家康(花押)

可睡齋等磨

文献6 小堀正次他二名連署状 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

尚々、御朱印之而、寺廻二而、無相違渡可被申候、百姓共二早々可有御渡候、以上、
態申越候、其地栗藏全正寺領、可睡へ武拾石之御朱印被遣候間、前々寺領之内、門前廻二而無相
違早々渡可被申候、為其別紙を以申候、少も無沙汰有間敷候、恐々謹言、

(板倉)

板伊賀守

勝重(花押)

(慶長八年)

九月二十八日

(大久保)

大石見守

長安(花押)

(小堀)

小新介

正次(花押)

見付

平次屋殿 參

文献7 雲達他三名申渡状 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

右条々、嶋中曹洞於寺庵、不守先規惡比丘者、為末寺背本寺掟、相違 御朱印表間、可為寺中
追放者也、仍如件、

干時元和七奉^天五月良辰
可睡齋秀天(花押)
現可睡齋
存康(花押)
宋山(花押)
可睡齋
雲達(花押)

文献8 幕府老中他連署奉書 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

以上

今度可睡齋二諦坊秋葉出入之義、

兩御所様達 上聞候処ニ、相国様任永祿拾貳年御判形之旨、可睡齋理運ニ被仰付候、秋葉寺法
之儀、万事光暢如住持之時之在之様ニ、秋葉山衆中へ可被申渡候、恐々謹言、

五月晦日

(利正)
嶋田彈正忠(花押)
(康勝)
伊丹播磨守(花押)
(康昌)
板倉内膳正(花押)
松平右衛門佐
正久(花押)
井上主計頭
正就(花押)
板倉周防守
重宗(花押)
土井大炊頭
利勝(花押)
酒井雅楽頭
忠世(花押)

高室金兵衛殿

文献9 幕府老中連署奉書 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

以上

可睡齋住持之儀、秀天可然之由、被申上候、達 上聞候之処、可為住職之由、被仰出候、嗣法相
統尤候、恐々謹言、

寛永十一^庚
三月二日

松平伊豆守
信綱(花押)
酒井讃岐守
忠勝(花押)
土井大炊頭
利勝(花押)
酒井雅楽頭
忠世(花押)

全生寺

文献10 寺領安堵朱印状書 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

当寺領遠江国周智郡上久野村之内三拾五石事、如先規全可寺納并境内山林竹林諸役等永令免除之

訖、者弘法紹隆不可有懈怠之状、如件、

寛永十六年十一月三日

家光

可睡齋

文献11 幕府寺社奉行連署状 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

芳簡令拜見候、然者北条出羽殿領分之百姓と、貴寺末寺之出家女難之出入之儀、被仰越段令得其意候、則出羽殿へ之書状相調候、使僧へ相渡候、於其地出羽殿と相談之上、可然様ニ可被申付候、恐惶謹言、

十月十八日

(勝隆)
松平出雲守(花押)

可睡齋

(重長)
安藤右京進(花押)

文献12 幕府老中連署奉書 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

參河、遠江、駿河此三箇国曹洞宗、并伊豆国修禪寺之門派、如前々可為僧祿之旨、所被 仰出也、有來通可被致沙汰者也、仍如件、

万治四丑

三月廿日

(稲葉正則)
美濃守 印
(阿部忠秋)
豊後守 印
(松平信綱)
伊豆守 印
(酒井忠清)
雅楽頭 印

可睡齋

文献13 關三箇寺并可睡齋連署僧録国割書控 (『可睡齋史料集』第一卷 寺誌史料)

(編纂書)「万治四年 御国割書写」

先年松頼長老豆州ヲ從可睡齋可支配張行ニ付而、對三箇寺年久異論雖有之、終不其埒明候、以其非例去^三年寛宅長老於御 公儀種々我儘ヲ申立、殊以驕新僧録ヲ申付、重提之罪過不輕故、同臘月廿一日於評定所豊前国江流刑被 仰付、就其可睡齋後任ニ嶺育長老被 仰付、其上当月廿五日御老中以御下知、寺社 御奉行并上河内守殿御宿所江、三ヶ寺并新可睡齋嶺育長老御呼出シ、面々列座ニ而僧録場之國割被 仰定候、駿州、遠州、三州右三ヶ国者不殘、此外豆州者修禪寺一卷計、如先規可睡齋支配ニ被 仰渡候処歷然也、後來為証摺互連判如斯、己上、

維^二万治四^一 曆三月廿八日

此時御老中(忠清)

酒井雅楽頭殿

(信綱)

松平伊豆守殿

(忠秋)

阿部豊後守殿

(正則)

稲葉美濃守殿

寺社御奉行(正利)

井上河内守殿

(重那)

總寧寺
光紹 印
大中寺
吞鷲 印
童穩寺
三宅 印
可睡齋
嶺育 印

板倉阿波守殿

豆州
最勝院置之

文献14 寺領継目安堵状写 (『可睡斎史料集』第一卷 寺誌史料)

当寺領遠江国周智郡上久野村之内參拾五石事、并境内山林竹林諸役等免除之、任寛永十六年十一月三日先判之旨、進止永不可有相違、者仏法紹隆無怠惰可勤仕者也、仍如件、
寛文五年七月十一日 家綱

可睡斎

文献15 御朱印書上 (『可睡斎史料集』第一卷 寺誌史料)

御朱印箱之内

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 一 <small>(家康)</small> 権現様御法度之御 朱印 | 壹通 |
| 一 <small>(秀忠)</small> 台徳院様御法度之御 朱印 | 壹通 |
| 一 <small>(家光)</small> 大猷院様大洞院境内之御 朱印 | 壹通 |
| 一 家綱公大洞院境内之御 朱印 | 壹通 |
| 一 大洞院境内之証文 | 壹通 |
| 一 <small>(家光)</small> 大猷院様当山寺領之御 朱印 | 壹通 |
| 一 家綱公当山寺領之御 朱印 | 壹通 |
| 一 当斎隠居後住之御 奉書 | 壹通 |
| 一 <small>(録)</small> 当斎僧祿場之御 奉書 | 壹通 |
| 一 <small>(秀忠)</small> 台徳院様御法度之御 朱印 | 壹通 |
| 一 <small>(家光)</small> 大猷院様全生寺寺領之御 朱印 | 壹通 |
| 一 家綱公全生寺寺領之御 朱印 | 壹通 |
| 一 全生寺寺領之証文 | 壹通 |

以上拾貳通、

右之外 一香勝庵 黒印

一 (家綱) 当公方御条目

一同 御老中

延宝七^〇年

卯月日

文献16 歴代年譜 (『可睡斎史料集』第一卷 寺誌史料)

「歴代年譜」

遠州可睡斎副寺寮藏

予會テ此記ヲ丈室ノ私藏中ニ見ルニ、三十八世ノ下四行ニ及フノミ、蓋シ休覚和尚ハ開祖以來ノ永住ナリ、今ノ飯山ヲ開クハ此代ナリト、然レハ則チ記スヘキノ履歴モ亦可不少、惜哉、先人何ゾ茲ニ

心ヲ不用ヤ、因テ予速ニ繼テ欲記之ニ、固ヨリ無縁ニシテ他邦ヨリ来リ住スルヲ以テ無由知之、依テ明治廿二年春、旧役寮連城寺普明和尚ヲ呼ヒ、彼レノ知レルヲ聞キ、古記ヲ搜索シテ四十六世ニ至ルノ少分を記セリ、然ルニ普明和尚者、同年七月十三日ヲ以テ還寂セリ、嗟乎、曩日ニナサズンハ少分ヲモ記スルコトヲ得ズ、殆イ哉、後人思之、時々ノ記ニ怠ルコト勿レ、因テ一冊ヲ写シテ副寺寮ニ置ク、当職亦誠之、

明寺廿五年一月六日

可睡齋中興四十七世穆山識

歴代年譜

釈迦如来入滅 周穆王五十三年壬申二月十五日、則濟日本比神五代鶴詠草薺不合尊壬申、今到天明六丙午、凡計二千七百三十五年矣、

達磨大師西歸 魏孝莊帝永安二己酉年十月五日、則濟日本仁皇繼體帝二十三年己酉、今到天明六丙午、凡計千二百五十一載矣、

二祖恵可大師入寂 隋文帝開皇十三年癸丑三月十六日、則濟日本仁皇三十四代推古帝癸丑年、今到天明六丙午、凡計千九十四載矣、

上宮太子薨 人皇三十四代推古帝二十九年二月六日、今到天明六丙午年、凡計千百六十五歲、

洞山悟本禪師示寂 唐懿宗帝咸通十年己丑三月初八日、濟日本人皇五十六代清和帝貞觀十一年、今到天明六丙午年、凡計九百十八歲矣、

永平初祖示寂 人皇八十八代後深草院建長五癸丑八月二十八日、今到天明得丙午歲、凡計五百三十四歲、

二祖懷奘和尚示寂 人皇九十代後宇多帝弘安三庚辰八月二十四日、今到天明六丙午年、凡計五百七載矣、

大乘徹通和尚示寂 人皇九十四代花園院延慶二己酉年九月十四日、今到天明丙午、凡計四百七十八年矣、

總持瑩山和尚示寂 人皇九十五代後醍醐帝正中乙丑年八月十五日、今到天明六丙午、凡計四百六十二年矣、

峩山和尚示寂 人皇九十九代後光嚴院貞治四乙巳年十月二十日、今到天明六丙午、凡計四百二十二年矣、

普藏太源和尚示寂 人皇九十九代後光嚴院応安三庚戌十一月二十日、今到天明六丙午、凡計四百十七年矣、

大洞梅山和尚示寂 人皇百一代後小松院応永二十四丁酉年九月初七日、今到天明六丙午、凡計三百七十載矣、

二代当山開山如仲天閑和尚示寂 人皇百三代後花園院永享十一己未年二月五日、今到天明六丙午、凡計三百四十六歲矣、(具載如仲開山後河洞院(元年表后七丁))

二世真巖道空和尚示寂^{清江國産} 人皇百三代後花園院宝徳幸未年八月十五日、今到天明六丙午、凡計三百三十六歲矣、

後柏原帝、特賜諡法覺弘慧禪師、三世川僧慧濟和尚示寂^{下野國産} 人皇百四代御土御門院文明七乙未年九月日、今到天明六丙午、凡計三百十二歲矣、

四世太年祥椿和尚示寂^{清江國産} 人皇百五代後柏原院永正十癸酉四月四日、今到天明六丙午、凡計二

百七十四歳矣、

五世太路一遵和尚示寂<sup>遠江国産、
世寿百二十歳</sup> 人皇百五代後柏原院永正十五戊寅年四月初六日、今到天明六丙午、凡計百六十九歳矣、

六世林英總通和尚<sup>尾張国
之産</sup> 人皇百六代後奈良院享祿四癸辛卯年十月十二日、今到天明六丙午、凡計二百五十五年矣、

七世大陽一箇和尚示寂 人皇百七代正親町院永祿十二己巳年九月二十八日、今到天明六丙午、凡計二百六十一年矣、

八世天用一超和尚示寂 人皇百六代後奈良院天文十八己酉九月初八日^{(異傳)永祿元年十月十三日即正親町院記録、}今到天明六丙午、凡計二百三十八歳矣、

九世潛竜慧湛和尚示寂<sup>駿河国林氏産母堂
服部姓</sup> 人皇百七代正親町院永祿九丙寅十月二十三日、今到天明六丙午、凡計二百二十一歳矣、師本住上總国市原郡内田村寧山竜溪寺而移転於当齋云、

十世天叟禪長和尚示寂 人皇百七代正親町院元龜三壬申十一月十六日、今到天明六丙午、凡計二百十五歳矣、^{(異傳)妙見齋堂寺、受知、加多、葛島、神戶、藤島天叟並以伊勢国と云ふ 本寺正法寺}

十一世救特賜鳳山仙麟禪師等膳和尚<sup>伊勢国藤島
石橋氏産</sup> 師本住伊勢国藤島妙見齋、元龜三壬申十一月東照神君召於浜松城、命^{てら}当齋之住職、而後天正十一癸未年十一月二十八日於浜松城而、蒙驗遠參并豆州僧祿職之台命、人皇百八代後陽成院天正十八庚寅五月二十一日示寂、住山十九年、今到天明六丙午、凡計百九十七歳矣、

十二世救特賜覆天一株禪師淨易和尚<sup>三河国
之産</sup> 師亦從妙見齋住於當齋、天正十八庚寅九月蒙 台命而進山、住務九年、人皇百八代後陽成院慶長三戊戌年四月十一日、今到天明六丙午、凡計百八十七歳矣、

十三代土峯山和尚<sup>勢州藤島石
橋氏産</sup> 慶長三戊戌年五月、從岩水竜泉寺^{(異傳)系統徳興寺蒙、}台命進山當齋、同十七年壬子五月二十八日於駿府城賜 天下曹洞宗法度御条目御朱印、慶長十八癸丑秋隱居於粟倉全生寺、退休十六年、人皇百九代女帝後水尾院寛永十二乙亥年九月二十三日、今到天明六丙午、凡計百五十二年矣、寿九十四歳矣、

十四代一機慧策和尚 慶長十八癸丑冬、蒙 台徳院殿之台命、從瀬尻村水源寺^{(異傳)豐田郡山形郡永原寺進山、}元和庚申年正月二十五日曹洞宗法度御条目御 黒印於江府御城而頂戴焉、同帝寛永三丙寅十二月十九日示寂、今到天明六丙午、凡計百六十一歳矣、

十五世道中雲達和尚 寛永四丁卯^{(異傳)元和七年蒙、}台廟御直之台命、從會我山正法寺^{(異傳)小笠原我高齋正法寺}進山寛永十癸酉^{(異傳)三丙寅二月六日寂、}寛政十二庚申迄、凡計百六十八歳矣、

十六世恭伝存康和尚 寛政三丙寅年蒙、台徳院公御直之台命、從駿州小坂村安養寺^{(異傳)静岡市小坂安養寺進山、}寛永十癸酉六月二十八日寂、後住願隠居宋山所之、因焉、以 御奉書命下總押沙祥雲寺秀天、

十七世一東秀天和和尚 寛永十一甲戌年、以 御奉書命住職、則從下總国押沙祥雲寺^{(異傳)茨城県稲敷郡金品村祥雲寺進山、}人皇百九代後 御水尾院寛永十九壬午年七月二十五日示寂、而後五年之間無住、正保三丙戌年四月松頓和尚從下野州皆川備岑寺^{(異傳)栃木県下都賀郡皆川村皆川内備岑寺進山、}巖先、松頓和尚移転總寧寺、而^{後有過被召換改牌名不立}今到天明六丙午、凡計百四十五歳矣、

十八世萃亭豚秀和尚 蒙 台命、從常州宗(宍)倉郡(村)果泰寺^{(異傳)茨城県新治郡志土村倉倉果泰寺進山、}当国豊田郡前野村定光寺開山、人皇百十一代後光明院承応三甲午年八月十九日示寂、今到天明六丙午、凡

計百三十三歲矣、

十九世不外東伝和尚 蒙 台命、從武州渋谷長谷寺進山、人皇百十二代後西院万治元戊戌年正月二十八日示寂、今到天明六丙午、百二十九歲矣、

二十世名山大誉和尚 蒙 台命、從豆州修禪寺(真新) 西方郡修善寺町修禪寺進山、人皇百十二代後西院万治元戊戌年九月十二日示寂、後從寬宅、從甲州大泉院(真新) 甲府市古府中町大泉寺進山、万治年中勢州四天王寺与庄台寺構確執、寬宅有過追院名山、今到天明六丙午、凡計百二十九載異、

二十一世貴外嶺育和尚 万治三庚子年三月、蒙 台命、從常州館林善長寺(真新) 群馬県邑家郡藤村町善長寺進山、人皇百十三代靈元院寬文六丙午年五月二十五日示寂、今到天明六丙午、凡計百二十一年矣、

二十二世丹山嶺香和尚 寬文六丙午年七月、蒙 台命、從本州稲荷山竜泉寺進山、人皇百十三代靈元院寬文十二壬子年十二月二十七日示寂、遺書願不相立、從公儀被命、今到天明六丙午、凡計百十五歲矣、

二十三世一通松天和尙 延宝元癸丑年三月 蒙台命從甲州光嚴院(真新) 山梨県東八代郡浅間村金光光嚴院進山、人皇同帝延宝七己未年五月十五日示寂、今到天明六丙午、凡計百九載矣、

二十四世桂藏壽仙和尚 延宝七己未年四月、蒙嚴有院公之台命、從上州白井雙林寺(真新) 群馬県群馬郡白井町并村中願院進山、人皇同帝延宝八庚申年三月二十日示寂、今到天明六丙午、凡計百七歲矣、

二十五世太嶺寅朔和尚 延宝八庚申年五月、蒙嚴廟之台命、從白井雙林寺進山、而後隱居願無故障後住願不相立、從公斥被命、人皇百十四代東山院元禄九丙子年五月十五日示寂、今到天明六丙午、凡計九十一歲矣、

二十六世黙外門室和尚 貞享四丁卯年六月、蒙常憲院公之台命、從甲州童華院(真新) 山梨県東八代郡村下童華院進山、人皇百十四代東山院元禄十四辛巳年十二月初八日示寂、今到天明六丙午、凡計八十六載矣、

二十七代教寂芸訓和尚 元禄五壬申四月、蒙綱吉將軍之命、從江府牛込宝泉寺(吉祥寺末) 中野区上高田二丁目宝泉寺進山、同帝元禄十三庚辰年五月二十一日示寂、今到天明六丙午、凡計八十七載矣、

二十八世東洲真海和尚 元禄十三庚申八月、蒙綱吉將軍之命、下總從釣子等覺寺(真新) 千葉県海上郡本村町野台寺進山、人皇百十五代中御門享保三戊戌八月十六日示寂、今到天明六丙午、凡計六十九年矣、

二十九世大通貫道和尚 宝永五戊子十一月、蒙綱吉將軍之命、從江府牛込長源寺(真新) 新宿区横手町長源寺進山大初派、元文元丙辰年九月十一日丑刻、寿七十九歲、於全生寺而示寂、今到天明六丙午、凡計五十一載矣、

三十世月閑湛亮和尚 享保五庚子十二月、蒙吉宗將軍之命、從江府大塚高源寺大中寺末 (真新) 文京区大塚神町高源寺進山、享保十四乙酉年十二月十四日、於前野定光寺示寂、今到天明六丙午、凡計五十八載矣、

三十一世大禪光國和尚 享保十四乙酉年十一月、蒙吉宗將軍之命、從本州堀越村海藏寺物外派進山、而後元文中越生竜穩寺円月和尚、蒙永平寺之命、後住願不相立、憑台命移転竜穩、退居之後、閑居鮫島實際寺之傍、宝曆三癸酉五月十三日示寂、今到天明六丙午、凡三十四歲、

三十二世大梁禪棟和尚 寬保元辛酉四月二十一日、蒙家重將軍之命、從武州秩父大宮鄧広見寺(真新) 埼玉縣秩父市下宮地広見寺進山、野州皆川佛峯寺、廣伝長老弟子、在寺十二年、宝曆二壬申正月十六日曉天示寂、後任遺書無礙世寿七十六歲、今到六丙午、凡計三十五歲矣、初備鎮金千円、

三十三世道山守賢和尚 宝曆二壬申年三月二十八日、蒙家重將軍之命、從江府三田常林寺安聖派 (真新) 港区芝三田常林寺進山、野州富尊天中寺光澤師、師者野州佐久山福原家之臣堀江氏之子也、投同州鷺宿松岩寺(真新) 栃木県

龜谷郡藤澤川町繁盛寺光澤和尚 師從大中寺昇住永平寺、而出家得度於江府泉岳寺靈禪和尚之會為首座、而後任於

武州方羽邑松源寺(真新)埼玉縣北葛飾郡御前村方羽松源寺 永平寺末、而復移轉於江府三田常林寺、住職九年而寶曆二壬申春、蒙台命而進院于當山、而先於是大朝禪師達公庁、舒行永平古清規、雖然未遑行之退矣、師於是考訂萬松清規、而專行於當山、且号令配下諸山盛行三國、而後興行大會、結衆三百員會中開戒會戒弟齋素男女凡六百員、示衆勤行不怠規則、嚴勵晝夜不眠、檢點寺中晝夜六七度、而及解制起單之日、與大眾俱過退齋而暫時不留、速隱棲於武州橋樹郡神奈川驛陽光院(真新)神奈川區三ツ沢南町陽光院焉、凡當山住職二十五年、安永五丙申正月十五日隱居也、寬政元乙酉六月十五日寂、

坂門派

三十四世天倫光音和尚 安永五丙申春三月二十九日、蒙家治將軍之命從江府三田常林寺進山師大中光澤和尚剃度、及嗣統於大中寺惠日和光澤和之 後任向也之會、首座、而住武州方羽村松源寺、移常林住于當齋、職務九年、到天明四甲辰年正月十四日示寂、今到天明六丙午、凡計三年、

坂門派

三十五世觀國光維和尚 天明甲辰四年、蒙家治將軍之命從下野州郡須郡東泉村鏡山寺(真新)栃木県那須郡東泉村東泉寺 鏡山寺者大中寺末 御朱印五十五石余師八東泉村須田氏之子也、投江府常林寺守禪賢師而出家及得度嗣法矣、於武州綱島村東照寺(真新)廣州市建之區綱島町東照寺甲岳和尚初會首座而後晉山下野州多功村見性寺(真新)栃木県内那須郡掛川町見性寺并江府三田玉鳳寺(真新)東京都港区三田南町玉鳳寺且鏡山寺、寬政八丙辰歲十二月十三日武州神奈川宿陽光院而還寂、

坂門派

三十六世盛元大胤和尚 當国蛭池産、當齋大梁和尚之剃度、守賢和尚法駿州德願寺江戶三田常林寺住職、寬政二庚戌年十一月十八日登城、於御白書院御老中列座松平和泉守殿御奉行牧野備前守殿掛御上意二而、可睡齋住職被仰付、同十二月朔日繼日、同曆三辛亥歲三月念一日御晋山、同曆六甲寅四月十三日還寂、

坂門派

三十七世魯道擔休和尚 寬政六甲寅歲五月十九日、蒙將軍之高命、同曆六月八日繼日御礼、青山下野守殿掛御、同曆九月十一日進山、當国愛岩之産(真新)当国愛宕の小山流、雲江院(真新)豊田郡今井村小山雲江院投月泉和尚而出家得度、當齋大胤和尚之印可、秋葉寺任昭和初會首座、而後武州今井大乘院(真新)川崎市今井南町大乘院并駿州德願寺(真新)静岡市向敷地德願寺・武州三田常林寺(真新)港区三田南町常林寺住職、願之通隱居御赦免被仰渡、當齋八ヶ年御住山、享和二壬戌九月二十五日(真新)為念武州毛日五十一号には七月十二日齋主鎌倉直禪之事とあり、江戶御宿寺於下谷箕輪梅林寺(真新)台東区三輪町梅林寺御遷化、住年六十五歲、

坂門派

三十八世因孝休覺和尚 人皇百二十代享和元辛酉年七月五日、蒙家齊將軍之台命、九月二日從江戶下谷箕輪梅林寺進山、御掛寺社奉行松平周防守殿、師於駿府題光院(真新)静岡市研原町題光院丹牛和尚初會之席ニ首職、尋テ御先代投入擔休古仏之室而嗣法了畢、師者、駿州有度郡府中驛伝馬町山本屋忠右衛門ノ男也、父ハ安永六年酉五月二十六日没ス、法名ハ寿林梁松信士、母ハ天明八申年二月初八日没ス、法名ハ寂室常照信女ト号ス、祠堂金當齋ハ寄附アリ、當齋第一ノ永住ト云ヒ伝フ、天保七丙申年七月十二日(真新)為念武州毛日五十一号には七月十二日齋主鎌倉直禪之事とあり還寂、住職三十六年間、

坂門派

三十九世寬海休豐和尚 師者駿州有度郡大谷村ノ産ト云ヒ伝フ、父母姓不詳、三十八世休覺禪師ノ室ニ入テ嗣法ス、當齋末周智郡領家村秋葉寺十二世逸堂和尚、片法幢會ニテ立職、江戶箕輪ノ梅林寺へ初住職、尋テ武州鳩ヶ谷村法性寺(真新)埼玉縣北葛飾郡鳩ヶ谷村法性寺轉住、后同寺ヨリ、天保七丙申年三月三日當齋ハ榮転、天保十一年十月十八日示寂、住職五年間、

真巖派

四十世大光実英和尚 師者当国豊田郡大中瀬村山田惣右衛門ノ次男ナリ、豊田郡友永村積雲院(真新開野部三川村友永村)ヨリ、天保十二辛丑年六月二日当山へ榮転、天保十四癸卯年七月二十八日示寂、住職三年間、

真巖派

四十一世道快亨全和尚 師者当国引佐郡金指村近藤石見守ノ代官同郡都田村須部弥一右衛門ノ二男ナリ、同村竜洞院(真新引佐郡都田村)十三世天巖笑堂和尚ノ室ニ入テ嗣法ス、爾後同院へ住職シ、同院ヨリ当山へ榮転、嘉永元戊申年六月七月、江戸宿寺四ッ谷竜昌寺(真新中野区堀和通二丁目竜昌寺)ニ於テ示寂、住職六年間、

真巖派

四十二世天嶺玄童和尚 師者尾州(真新)愛知多郡前後村辰巳屋徳兵衛ノ三男ナリ、豊田郡友永村積雲院ヨリ当山へ榮転、晋山年月等不詳、安政三丙辰年十月二十二日示寂、住職九年間、(真新目下西郷アガミ、愛知郡豊明村大字前後伊藤半兵衛氏ハ此ノ血縁ナリ云、大正四年十月三日記)

寂門派

四十三世静巖亮禪和尚 師者三河国渥美郡赤場村農大場善次郎五男、文化九壬申年三十八世休覚禪師ニ就テ得度、三河国岡崎竜海院大機和尚法事会ニテ立職、休覚禪師ノ室ニ入り嗣法ス、駿州有東木村洞雲寺ヨリ江戸山谷理昌院へ転住、同院ヨリ箕輪梅林寺へ転住、同院ヨリ江戸四ッ谷竜昌寺(真新東京都中野区堀和通二丁目竜昌寺)へ転住、同寺ヨリ安政三丙辰年七月当山へ榮転、慶応四戊辰年四月十七日示寂、住職十三年間、

寂門派

四十四世砥山興宗和尚 師者芸州大嶋ノ産ニシテ、同藩富士半五郎ノ二男也、同国只海村正福寺法運確転和尚ニ就テ難髮シ、爾後雲遊シテ当齋会下ニ掛錫シ、三十八世休覚禪師ノ機縁ニ契ヒ入室嗣法ス、尋テ当齋常恒会ノ首座ニ充ラル、爾後江戸梅檀林ニ留学、数歳ノ後武州豊島郡箕輪梅林寺へ初任、同寺ニ於テ檀林ノ寮主玄齡和尚ヲ請シ初会、嘉永二酉年当齋末山東村光明寺(真新田部光明寺)ニ移転、明治元戊辰年八月台命ヲ蒙リ当齋へ榮転、同年十二月僧祿司云云、中東京職上ヶ浄土宗定信寺ニ於テ十月八日遷化ナリ、紛々中故アリテ喪ヲ免セス、明治三年二月八日ヲ以テ遷化ノ正當トシ、墳墓ハ定信寺中ニ存在ス、全クハ五ヶ月間住職、

四十五世林峯要禪和尚(真新明野) 師者遠江国山名郡大原村ノ産ニシテ、農平左衛門ノ二男ナリ、同国豊田郡池田村誓渡院ニ於テ得度、三河国額田郡岡崎宿両町極楽寺へ初任、天保十五辰年夏同寺ニ於テ初法幢、嘉永二乙酉年、当国長上郡飯田村竜泉寺(真新浜名郡飯田村)ニ転住、同寺在住二十年間ヲ経テ明治二乙巳年九月当齋へ榮転、同三庚午年五月十五日示寂、全クハ九ヶ月間住職、

明峰派山下

四十六世巨嶽玄齡和尚 師者山口県周防国大島郡地家室村林忠平三男、文化十丁亥年愛媛県下伊予国和氣郡山越村竜徳寺三十一世玄道和尚ニ就テ得度、天保四卯年八月十五日玄道和尚ノ室ニ入テ嗣法ス、嘉永二乙酉年滋賀県近江国蒲生郡川合村願成寺へ初任、安政元甲寅年同国佐久良村仲明寺へ転任、安政四丁巳年五月岐阜県美濃国不破郡今須駅妙応寺へ移転、明治二乙巳年十一月妙応寺ヲ辞シ、近江国柏原駅長命寺(真新長命、飯田、柏原村柏原長命寺)へ閑居、明治三年十一月能本山東京詰監院ヲ命セラル、明治五壬申年五月当齋へ榮転、明治六年三月秋葉寺廃寺ニ付き、諸仏体及ヒ三尺坊大権任官命ニ因テ下附セラル、明治九丙子年十二月三日遷寂、住職五年間、新池村栄泉寺開山

明峰派山下

四十七世穆山璠英和尚 一代履歴別記一冊アリ

山科村成道寺開山。青森県陸奥三戸郡八戸竜光寺開山。北海道札幌中央寺開基。

○師諱璠英、号ハ穆山、昔シ転衣参殿ノ時、英ハ太上皇ノ諱ニ触ルヲ以テ、爾来穆山ヲ以テ名トス、

青森県陸奥国三戸郡浜通湊村ノ産、姓ハ笹本、父ハ長次郎ト称シ、文政四辛巳年十月二十三日ニ生
ル、同国八戸長流寺金童和尚ニ投シテ剃髮、東京牛込宗参寺曹隆和尚

法事会ニ於テ首座職ニ任セラル、浅草本然寺泰禪和尚ニ嗣法ス、泰禪和尚ハ、浅草本然寺
ヨリ牛込宗参寺ニ転任ス●初住ハ東京

牛込恩林寺ニ住ス、●第二ハ相州足柄郡（現）吉浜村英潮院ニ住ス、●第三ハ東京牛込宗参寺ニ住ス、
●第四ハ上州山田郡上久方村鳳仙寺ニ住ス、●第五ハ陸奥国三戸郡法光寺村法光寺ニ住ス、●明治
十年四月本校教師相務ム、●明治十年五月八日可睡齋ノ請アリ同年七月九日内務省ヨリ可睡齋住職
被申付、同年十月十二日晋山上堂、同月二十五日権現堂新築場処地鎮檀ヲ飾リテ祈禱ス、十一月
十九日出立上京、本校へ詰ル、明治十一年八月二十日出立ニテ、本校教師ヲ辞シ、可睡齋へ帰ル、
同年十二月十日ヨリ三十日迄、権現堂上棟式ヲ修行ス、明治十年二十五日地鎮祭ヨリ同年十二
月十日迄、大凡満二年ニシテ権現堂成就セリ、●同十四年九月中、宗務大会議へ出頭ス、
議長ノ投票ニ当ルト雖病後故ニ相辞シ、其節特旨ヲ以テ大本山總持寺準直末ニ命ゼラル、又永平寺
環溪禪師ヨリ、宗祖承陽大師御靈骨三顆ヲ以テ、青森県陸奥国三戸郡八戸糠塚村光童寺ナル開山所
ノ鎮護ニ賜ル、而ルニ当齋門葉ノ願ニ依テ、御靈骨一顆ヲ当齋へ納ム、最モ越山監院寮へ何ノ上也、
又万松校設立ノ許可ヲ受ケ、賞詞状一篇ヲ賜ル、●明治十五年三月十日ヨリ四月三十日ニ至リ、三
尺坊大権現ノ開帳、此時籠籠ヲ勸化トシテ、万松学校一字并廻廊門ヲ新築セリ、仏具・法器・朱牒
・朱椀・蒲団外種々寄附アリテ、諸器機略備足ス、●同十六年十一月二十日権大教正へ昇段ス、●
同十九年二月五日、大本山両管長ノ名義ヲ以テ、大本山西堂ニ命ゼラル、以テ黄緋直綴被着ヲ特許
セラル、生涯俸給ヲ賜ル、●同二月二十日大本山總持寺ヨリ、可睡齋中興牌ノ免牘ヲ賜ル、

以下加筆●明治廿一年五月十五日、両本山横浜説教所、敷地ハ看守小林令愚所有ナルヲ、講中世話人
熟識ノ上、可睡齋へ相譲リ度願書、本山へ差出、開濟ニ相成ル、尤モ是ハ、小林令愚説教所看守ト
定メ、且ツ道達薩埵ヲ安置スルニ於テモ、西有穆山ノ恩願アリ、又令愚没後ハ本山へ納ル積リナレ
ドモ、穆山維新以来宗門ノ実功格別ナルヲ以テ、聞届ケラル、是レ可睡齋ノ幸福、穆山ノ偉勲ナリ、
依テ此地所、可睡齋ノ財産ト成シテ動スヘカラズ、●明治廿三年、袋井町ヨリ六所神社マテ新道路
ヲ開ク、田地買上ケ等困難セリ、

●明治廿三年四月廿一日、横浜秋葉三尺坊教会所建設願、宗局へ差出、管長ノ添書ヲ得テ、県庁へ
差出、同年同月廿五日、神奈川県知事浅田徳則殿ノ指令ヲ得、同年十一月迄ニ秋葉堂仮殿建設セリ、
看守玉田仁鶴ニ申付、明治廿三年九月ヨリ同十ヶ年定約セリ、尤モ世話人一同ノ連署ナリ、

以下加筆

○第四十八世維室黙仙和尚

禪師は弘化四年正月廿三日、鳥取県東伯郡下北条村日置治左衛門の次男として誕生、安政五年全県
気高郡北河内村中興寺黙仙和尚に就いて得度し、黙仙と改名し、元治元年二月金沢市天徳院奕堂師
の会下に安居し、慶応三年九月奕堂の印可を受く、

明治三年十一月師席中興寺に首先住職、

明治七年十一月、丹波円通寺の請を受けて晋山し、四方に教化を布く

〃廿五年、与望を荷って遠州可睡齋に晋住、時に年四十六才

〃卅三年五月、积尊遺骨奉迎副使として暹羅国に渡り、全七月仏骨を奉じて帰朝、

全四十年満韓戦跡慰霊巡錫を終えて、四月名古屋覚王山日蓮寺住職を兼ねた、

全四十一年二月、可睡齋にガンダーラ式護国塔の建立を發願してその起工式を挙ぐ、

全四十四年四月、完成しこれが除幕式を挙ぐ、

大正四年七月、米国における万国仏教徒大会に出席し、各地を巡錫して宗教事情を調査視察をなし、

ウイルソン大統領に会見す、

全五年五月、大本山永平寺貫首に当選、六月三日永平第六十六世の猊座を占め、勅賜明鑑道機禪師の徽号を受く、十一月三日晋山式を挙ぐ、年七十才、

全六年、曹洞宗管長に就任、

全八年三月、道元禪師の誕生地を記念するため、京都府久我村誕生寺を建立すべく工を起す、翌九年誕生山妙覚寺の工なつて、五月十五日入仏式を挙行、

全八月廿四日午前一時出発、養父寺の親化に趣き、全日午後一時全寺本堂に到着、多数寺院歓迎の中に五磬三拝中、突如発病す、仮不老閣に入ると共に昏睡状態に陥り、九月二日午前二時卅分、同寺に於て遷化、行年七十四才、著書練胆記一卷、鉄笛倒吹講話二卷、黙仙禪話一卷、

○第四十九世 大忍孝道和尚

師は安政五年、静岡県榛原郡相良町秋野新七の三男として誕生、

明治五年四月八日、長興寺住職伊藤慶通に就て得度、

全十一年、森町大洞院麻薪舌漢常恒会に於て立身、

全十二年、浜松天林寺専門支校を終えて、全十三年、長興寺加藤玄喬の室に入って嗣法、全十五年、二十五才にして東京駒込専門本校に入り、是を卒業、

全廿二年、大津村天徳寺に住職し、初会結制を修行し、全二十五年、専門曹洞宗大学学監に就く、

全二十九年、天徳寺に認可僧堂を開単す、全三十五年一月十五日、曹洞宗師家に任ぜらる、全四十年森町大洞院に転住、全四十二年曹洞宗大学長に任ぜらる、

大正五年六月十三日、袋井可睡斎第四十九世住職となり、全九年曹洞宗大学長を辞任、

昭和三年四月、黄恩衣の着用を許可せらる、年七十一才、

昭和四年十二月、大本山總持寺貫首に当選、全十二月七日、入山、全月十五日、黙照円通禪師の徽号を賜わる、

全七年一月、曹洞宗管長当番、全九年二月十九日病氣再発、全二十日午後三時三十二分遷化、世寿七十七才、著書 曹洞宗綱要、従容録講話、碧岩集講話、正法眼蔵講話、其他、

(以下略)

○五十世乾堂物先大和尚

師ハ慶應三年十二月十五日名古屋市ニ生ル、明治十三年尾張国知多郡横須賀村長源寺雄規和尚ニ就テ得度シ、米沢市林泉寺黙音和尚ノ法ヲ嗣ク、明治十五年ヨリ行脚シテ海蔵寺義祐和尚・竜泰寺懷有和尚等ニ參シ、明治二十年ヨリ可睡斎穆山禪師・清涼寺素童禪師・天徳寺孝道禪師ニ随侍參禪ス、明治二十五年曹洞宗大学林ニ入学シ、全二十九年卒業、更ニ四ヶ年間曹洞宗留学生トシテ、京都・奈良・比叡山・高野山ニテ仏典ヲ専攻シ、全三十四年ヨリ七ヶ年間、曹洞宗大学教授ノ職ニアリ、育英ニ従事シ、其間西有穆山禪師ニ就テ正法眼蔵ヲ參究シ、更ニ杉本道山禪師ニ就テ參禪シ、其ノ引証ノ裏ク、大正ノ始メ曹洞宗第一中学校長ノ職ニアルコト七年、弘前清安寺・神奈川大慈院ニ歴任シ、明治四十三年東京豪徳寺ニ住シ、認可僧堂ノ師家トシテ二十年間雲衲ヲ教育スルコト数百人多キニ至ル、多年東都ニ在テ華族学者等上流ノ居士・大師ニ対シテ、仏教祖録ヲ提唱スルコト、実ニ二十五年ノ久シキニ亘レリ、昭和五年七月一日、本可睡斎ニ住シ、豪徳寺ニ兼任ス、時ニ世寿六十有四歳ナリ(昭和五年監寺鷲嶽記)、

(以下略)

○五十一世玉堂瑞仙大和尚

明治九年福岡県嘉穂郡雜井村に生る、

明治廿三年十五才、得度、

曹洞宗永泉寺高階黙仙和尚の僧籍に入る、明治廿四年五月より、全年七月より開校されたる熊本鎮西中学林に入学し、明治廿九年大学林入学、明治卅四年七月卒業、全時に宗門貸費内地留學生に選ばれ、京都にあって仏教学を研究すること三年、(註)三十八年四月永泉寺普光住職、三十八年八月十九日崇信寺住職、満期后、即ち明治卅八年八月より、可睡斎日置黙仙老師に随侍して専ら参禪に勉め、傍ら副寺として老師を補佐して寺務をとること約四年、明治四十二年一月、曹洞宗大学林教授に就任し、大正四年八月安国寺に住職するにつき辞任、大正五年日置老師永平寺貫首に昇任后はご親化に随行せらる、日置禪師遷化后は、新井禪師のご親化に随行長を命ぜられること数回、大正十二年、インドに仏蹟を参拝し、途上支那に天童山・育王山等を参拝、

大正十三年、宗会議員に特選せられ、次で昭和二年改選に際し、公選議員に選ばれ、その間議長につく事二回、昭和三年十月、五十嵐布教管理と交代して以来現職にありて、京城両本山別院曹谿寺と福岡安国寺との間を往復しつつ、教化と教務に席温まること無し、今回可睡斎を薫席、永泉寺(福岡県)・崇信寺(静岡県)・安国寺(福岡県)を経て第四回の転任である(昭和六年十一月侍局誌より)、
(以下略)

昭和十六年六月廿八日、總持寺晋山七月十日入山式、

全年七月十八日、永平寺晋住、八月廿二日入山式、

十一月十二日晋山式、勅賜大鑑道光禪師、

昭和四十三年一月十九日、遷化、

○五十二世大忍金栄大和尚

明治廿八年一月七日、東京市麻布倉橋環氏の二男として出生、

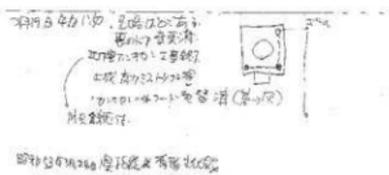
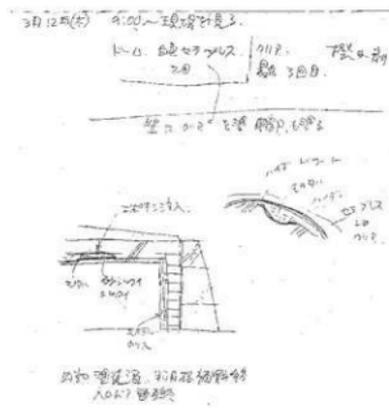
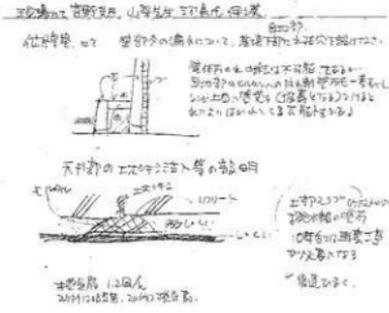
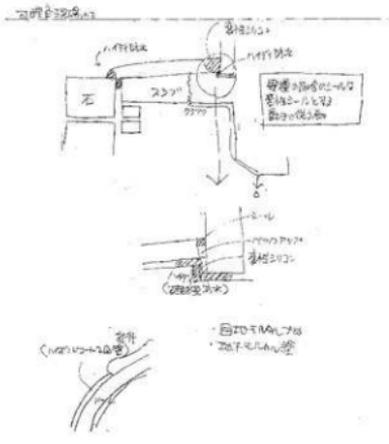
明治四十年、静岡県小笠郡桜木村永江院住職永江金匱に就て得度、

明治四十三年掛川中学校卒業、

大正五年曹洞宗大学に学び、この間丘・原田両老師の室に参ず、

可睡斎住職日置黙仙禪師について立職、其后永平寺に掛錫参禪、

中村頼宗老師朝鮮布教総監となるや、京城駐在布教師として勤務、別院にあって布教、



第5章 まとめにかえて

可睡斎護国塔は平成23年で建立から100周年を迎えた。市内の建築士会会員を中心に市民の方々や袋井市協働のまちづくり事業として記念フォーラムや展示会・学習会を開催し、事業を運営した市民の方々を始め、大阪府立大学の倉方俊輔准教授や工学院大学の後藤治教授、護国塔の初期計画図を元に模型を制作した静岡県立科学技術工業高校の生徒さん達から護国塔を写生してくれた小学生までの幅広い年齢層に関わっていただいた。

この記念事業が情報発信されるにしたがって、護国塔の存在を知った市民も多かったと考えられるが、近隣の幼稚園や小学校の遠足のもとに訪れて多くの子供達が訪れるなど、あまりにも身近な存在であり、護国塔が建築史的にどのような価値を持つかなどには注意が向かなかったのは事実である。専門家以外は気づかなくとも、日置然仙禅師と伊東忠太が残した建築物は、建立から100年が経過してもその輝きを失うことなく異彩を放ち、インドの仏塔を思わせる形状は、古来からの木造塔とは明らかに形を異にする。この塔の造営工事は二重基壇を施工する第1期工事が明治42年8月から12月中旬に完成した。基壇は稲田花崗岩を使った石工作业で、浜松の元城町の石屋村石梅太郎が従事したと伝えられている。第2期工事は明治43年2月20日から着手し、塔身の築造となるが、この工事に先立ち、塔身の構造が根本的に設計変更があった。

知新聞の明治44年4月2日の記事には「塔の全部花崗石の筈なりしが其の後佐野工学博士の考案により二階以上は総てコンクリート式に改めたり」と施工監督であった佐野利器の意見が採用されたことを伝えている。塔の全高も当初計画の111尺から88尺となり、最終的には相輪などを短くして60尺となった。相輪の仕上げに苦勞したと左官工の松浦勝蔵氏は証言している。多くの職人の努力の結果、明治44年2月に完成し、竣工式を行っている。完成した塔を目の当たりにした当時の人々の驚きが目に浮かぶようである。

最後に、本報告書を刊行するにあたり、静岡県指定文化財可睡斎護国塔を所有する可睡斎には多大なる協力をいただいた。なにより、護国塔の修繕とともに境内の復興整備を進められ、道半ばにご逝去された伊東盛熙前斎主を始め、現在、斎主を務められている佐瀬道淳堂長老師の文化財に対する理解と見識の深さによるものと言っても過言ではない。また、保存修理にあたり、ご指導下さった名古屋工業大学の宮野秋彦教授、山梨清松先生、県の担当部局の諸先生方、記録作成にあたり様々な便宜を図っていただいた伊久美新一建築設計事務所や戸田建設株式会社名古屋支店の皆様など、お世話になった皆様に心から感謝し、更なるご協力とご指導をお願いして結びとしたい。

(文責：水野雅彦)

引用参考文献

- 『可睡斎史料集』第1巻 寺誌史料 1989 可睡斎史料集編纂委員会
- 『可睡斎史料集』第2巻 僧録司文書1 1991 可睡斎史料集編纂委員会
- 『可睡斎史料集』第3巻 僧録司文書2 1993 可睡斎史料集編纂委員会
- 『可睡斎史料集』第4巻 僧録司文書3 1996 可睡斎史料集編纂委員会
- 『可睡斎史料集』第5巻 僧録司記録1 1998 可睡斎史料集編纂委員会
- 『袋井市史』通史編1983 袋井市
- 『袋井市史』史料編一 古代中世1981 袋井市
- 『袋井市史』資料編 民俗・文化財・年表1985 袋井市
- 『浅羽町史』通史編2000 浅羽町
- 『森町史』通史編上巻1996 森町
- 『森町史』資料編二 古代中世1994 森町
- 『静岡県の近世社寺建築』1978 静岡県教育委員会
- 『重要文化財油山寺三重塔及本堂内厨子修理工事報告書』1969 重要文化財油山寺三重塔及厨子修理委員会
- 『重要文化財油山寺山門修理工事報告書』1971 油山寺山門保存修理委員会
- 『静岡県指定文化財油山寺書院修理工事報告書』1979 油山寺
- 『静岡県指定文化財 西栗寺本堂保存修理工事報告書』1995 西栗寺本堂保存修理委員会
- 『重要文化財法多山尊永寺仁王門保存修理報告書』2010 宗教法人法多山尊永寺 袋井市教育委員会
- 『秋葉信仰の研究』1998 可睡斎
- 『遠江四十九薬師 寺院の歴史と文化を訪ねて』2000 遠江四十九薬師奉賛会
- 『伊東忠太動物園』1995 筑庫書房
- 『東洋史講座 支那建築史』伊東忠太1931 雄山閣
- 『禪研究所紀要』第29号 2000 愛知学院大学禪研究所

他

第6章 袋井市まちそだての会による調査記録

第1節 『可睡齋護国塔物語』

1. 護国塔建立の発案者日置黙仙禪師とは如何なる人物か

a. 禪師ということ 隨身ということ

「禪師」とは、永平寺・總持寺两大本山の貫首になられて、初めてお呼びする呼称のことです。たまたま四人の可睡齋主の方々(西有・日置・秋野・高階老師)は相次いで大本山永平寺、大本山總持寺の貫首に登られましたので禪師様とお呼びいたしますが、可睡齋時代のお話となると厳密には、老師とお呼びするべきです。従って、以後は何方も老師とお呼びさせていただきます。

それからもう一つ「隨身」と呼ぶ風習があります。「弟子」はよくお分かりでしょうが、弟子ではないけれども、その方のお人柄、家風に惚れ込んで身近に侍して指導を受ける人、意味は多少異なりますが、今でいう「追っかけ」に近いと言えよよく分るかもしれません。従って、ある意味では弟子、師匠の関係よりも深く強い影響を受けることとなります。先ず「隨身」ということはそうしたことを言うのだとご理解いただきたい。そして西有老師、日置老師、高階老師のお三方は隨身の関係にあったのです。

日置老師は西有老師を、高階老師は日置老師を、西有老師は日置老師を、日置老師は高階老師(世人は高階老師を小日置とさへ呼びました)を身近に置いて常日頃から可愛がり目を掛け、時には引き立てていくといった関係で結ばれており、特に本編の護国塔建設の発案者である日置老師を語るには、とりわけ西有老師を措いては語れない程、お二人の間には絶大な信頼関係が存在しておりました。

b. 西有老師・高階老師との出会い

西有老師は当時の宗門、いや日本宗教界で

突出の大宗将でした。幕末から明治維新という激動期に稀代の「眼藏家」として、道元禪師御一代の著述『正法眼藏』を参究し伝承した碩学であり、同時にその提唱に於いて多くの人材育成にも多大な貢献をされた方でした。その西有老師と日置老師の出会い、大本山永平寺において、日置老師34才の折り知遇を受くるとあります。共に天徳院の奕堂禪師に参じて居られることから(時間的にずれてはいるが)同門の人でもありました。

西有老師が可睡齋の住職になられたのは、明治10年(1877)57才の時でした。油の乗った頃の老師であり、秋葉三尺坊大権現の御真鉢が蓮座されたばかりの時であり、全国に秋葉信仰を広めるために努められ、多くの講中を結成されました。また僧侶の後継者育成ため僧堂教育にも力を入られました。

当可睡齋は徳川家康公から始まって徳川幕府と深い縁を保ち、且つ多大な庇護の下に東海大僧録司として、東海のみならず大教団曹洞宗の中にあっても、望利としての存在を示して来ました。当齋の住職は11世以後は台命といって徳川幕府から直接任命されてきました。しかし、幕末を迎え、安政の大震災などでかなりの被害を被り、その復旧も儘ならない中、西有老師も72才になられ、「わしはこの辺で引退して眼藏の参究・後進の指導に当りたい、ついでに伽藍の復旧維持は貴僧に一任したい」と以前から目を付けておられた、丹波の圓通寺住職、若き日置老師(当時46歳)に白羽の矢を立て、ご自分は可睡齋を退董(任)し島田市の伝心寺に去られました。

西有老師との関わりを語るとき忘れてならない話の中に次の一つがあります。それは、西有老師の下に佐藤進軍医(後の順天堂第3代堂主)が参禅し、その修行中に得た「活人剣」という言葉から生まれた出来事です。日清戦争終結時、下関で暴漢に襲われた清国全権大使李鴻章の治療に当たった佐藤軍医が、李氏

の問いに対して当意即妙の答えをされたことで、李氏から佐藤軍医が絶大な信頼を受け、後に李氏が佐藤軍医にお礼の詩を贈り、当齋に日置老師が「活人剣の碑」を建立するに至ったことです。その後、佐藤進軍医は、護国塔建設会の委員にも名を連ね、可睡齋とは大変ご縁の深い方です。

また、高階老師との関わりの中で忘れてはならないものの中には、日置老師が発願され、それを引き継いで完成させた大船観音像のことも含め他々ありますが、当齋に現存する明治天皇像の話もその一つであります。日置老師は日露戦争の戦死病没者を弔うため当齋に護国塔を建立され、その時に明治天皇から御下賜金が下されました。そのご縁もあってのことでしょうが、明治天皇の宮内大臣を長く務められた田中光顕侯から、田中侯お手持ちの明治天皇像を戴いてきた方が高階老師であったことも忘れてはならないことでしょう。

c. 日置黙仙老師のお人柄と業績

日置老師は非常にスケールの大きい方で正に氣宇壮大、発想は何れも奇想天外、しかも即決即行で行動力抜群、豪胆で貫き通す信念・情熱の人で、豪農に生を享けられた生来のものか、厳しい禪修行の中で身に付けられたものか、兎に角、すべてが桁外れの人でした。

その一方、実に人間味豊かであり、人を引き付ける魅力に富んだ人で、法力とか道力と呼ぶべき力を備えた方でした。若い時分から、宗政、僧堂教育、伽藍復興、新築等あらゆる分野で一等地群を抜いていたようで、その存在感たるや何処に在っても光を放っていました。それを裏付けるような話を二、三聞いたことがあるので、以下に記します。

先ずは、「自分の為に寄付を貰いに行くのではない。勧募に行く者には確固不拔の道念と信仰心による法力がなくてはならぬ、観化も布教じゃ・・・」という強い信念をお持ちでした。

今一つは、新宿の信者であった浜地家によく宿泊されたと聞きます。その家の床の間に空になった特大の稿の財布がボンと置かれている。すると奥様がそれにお札を一杯入れて置かれる。老師は黙ってそれを懐に入れて出掛けられる。老師は頼むとも言わず、有難うとも言わず、無言の平常底の様子であったという。いかにも老師らしい共に信じあつての風景というべきであろう。

日置老師が入山されたころの可睡齋は、安政の大震災の復旧が手が付かずのままで実に惨憺たるもので、雨の日は屋内を移動するにも傘が必要であったとのことでした。

元氣盛りの老師は、率先垂範・陣頭指揮で奥の院、本堂の建設、大庫院を初め諸堂の修繕、経蔵の発願、一方では活人剣、護国塔の建設。それだけでも大変だと思えるのに、各宗共同で宗派を越えた大伽藍日泰寺を中京の地に建立されました。シャム（今はタイ）の国王から頂いて来た仏舎利をお祀りして一大仏教道場とする案が決定されはしたものの、途中で他の宗派が次々と脱落して行く中、最後まで残って日泰寺を完成させられたのは日置老師、その方でありました。12万坪からの広い土地（荒野）の寄付を受け、お金も無く、今のような重機もない中、可睡齋から修行僧が交替で出向き、人海戦術で整地したと伝わっています。今では名古屋市に堂々たる大伽藍が聳えています。勿論、御開山は日置黙仙大和尚であり、曹洞宗専門僧堂が併設され、そこにもガンダーラ式の仏舎利塔が日置老師、伊東忠太博士のコンビで建立されています。タイ、シンガポール、インド、中国、米国等々の海外巡錫の旅を続けながら・・・まだまだ続きます。

今、静かに思う時、日置老師は可睡齋在住24年間、人生の全精力を当齋の伽藍復旧と僧堂教育の充実 秋葉信仰の宣揚等に尽くされたことは、一方で命を削りながらのお仕事であったようにも思われ、勿体なくも有難いこ

とでした。尊敬おく能わざる大先輩西有老師への願望には十二分に応えられたことは当然ですが、宗門のため永平寺のためには真に惜みても余りあるものがあります。せめてあと五年ご活躍頂ければどれだけのお仕事をなさったのかと思いますが、悔やんでも詮無きことです。

老師の一生は、人の四人分五人分のお仕事をなさった方であると言っても異論は無い筈です。これが、御本山の禪師様になられてからならば肯けるのですが、まだ可睡齋の住職であり40代50代の若さでありながら、各宗の管長、法主方と、いや、公爵とか大臣、大将、中將といった陛下、閣下と呼ぶべき方々とも、堂々と臆するところも無く対等に対応しておられる姿は、奕堂禪師会下での参禅、西有老師との師弟以上の法誼等に依るものでしょうか。生来の豪胆さに依るものでしょうか。私は毎朝のお勤めの際に近年の歷住様のお写真を拝するのですが、西有老師、日置老師の御影像は何とも言えぬ威厳自信に満ちています。

これだけの道力、これだけのお仕事をなさしめた原動力とは一体何なのでしょう。一般人のはかり知るべきことではありませんが、取り敢えず考えられることを述べて筆を擱きたいと思います。

先ず、老師は、氏も育ちもいいこと、父の厳然たる態度に子供心にも性根が入ったこと、その後の修行も厳しさでならした奕堂門下で修行され、次いで橘仙門下で更に参禅されたこと、そして西有老師と格別の知遇を得たこと、その上根底には衆生のためという大慈大悲の心が貫かれており、至誠心の人であったと確信します。そのことは護国塔を発願し多くの英霊の御霊を慰め供養して差し上げる。そこまでは理解出来るとしても、莫大な浄財を集める為自ら奔走し、その上、慰霊塔の中に一片の遺骨でも、火葬に付した灰でも土でも戦地から持ち帰って納めたいと。こ

れも人に依頼するのではなく、還暦過ぎた身を以って自らが、まだ血なまぐさい厳寒の満韓の地に赴かれる憶いは大慈大悲の心無くしてはなし得ないことだと思っております。だからこそ、人が動き、また人もついて来るのだと肯ずくことが出来ます。

私の法祖父高階禪師がお仕えした日置禪師は、私と同郷の大先輩で、子どもの頃から「日置禪師、日置禪師」と耳にたこが出来る程聞かされて、私は育ちました。今、納得出来たのは、大木山永平寺の禪師様になられたから日置老師が偉いのではなく、なられてもなられなくとも、慈悲心、至誠心に貫かれた大力量底の真の宗教者であったのだと心から瞻仰の思いを新にしているところです。

文責：秋葉總本殿可睡齋

第五十七世齋主 佐瀬道淳

2. 建立時の時代背景 ～日清・日韓戦は～

明治政府成立直後から、朝鮮半島は日本国の存亡に関わる政府の重要な対外政策の拠点であった。1875年の江華島事件をきっかけに、日本は朝鮮に不平等条約の日朝修好条規を結ばせた。その後、朝鮮国内では、壬午軍乱と甲申政変が相次いで起こり、結果として1885年、伊藤博文は李鴻章と天津条約を結び、朝鮮から日清両軍は撤退し、今後の出兵に際しては相互通知が約束された。

1894年に甲午農民戦争（東学党の乱）が起き、朝鮮政府が清国に出兵を要請し清軍が出動すると、日本もこの機会を逃すまいと対抗して出兵した。日本は日清両国による朝鮮の内政改革を提案したが、清国がこれを拒否したため、豊島沖で清国艦隊を攻撃、ここに日清戦争が勃発し、8月1日に宣戦布告した。日本陸軍は平壤の戦いで勝利をおさめ、連合艦隊は黄海海戦で清国の北洋艦隊を破った。1895年に下関で講和会議が開かれたが、日本政府は更なる戦争成果を求め調印を渋った。しかし、清国全権李鴻章が日本人暴漢に狙撃

され負傷する突発事件(この事件の歴史的コメントである近江新聞の社説が可憐な筆致にある)が起こると、あわてた日本政府は休戦に応じ下関条約に調印した。主な内容は、清国が朝鮮の独立を承認、遼東半島・台湾・澎湖島を日本に割譲、賠償金2億兩(約3億圓)、沙市・重慶・蘇州・杭州の開港である。この条約は、清にとってはアヘン戦争やアロー戦争の場合と異なり、敵国の地に向いて講和を求め、巨額賠償金など大幅な譲歩を含む屈辱的内容であった。

国力その他の点からも劣勢と見られていた日本が、この戦争で勝利したことにより日本のアジアでの存在感は自他共に認めるところとなり、朝鮮半島から清の勢力を一掃して大陸侵略への足場を築いたが、同時にそれは極東で南下し不凍港を求めるロシアとの深刻な対立を引き起こした。

戦後、日本に対しロシアは、ドイツ、フランスとともに三国干渉を行い、遼東半島を返還させ、清朝に要求して遼東半島の南端にある旅順・大連を借り受けアジア進出の拠点とした。戦利品を横取りされた感の日本は「臥薪嘗胆」を政治の標語とし、対露決戦の日に備えた。一方で、「眠れる獅子」として恐れられていた清は、その弱体ぶりを暴露し、欧米列強と日本により中国分割が激化した。この動きにアメリカは、中国の門戸開放と領土保全及び機会均等を宣言した。

1900年、中国で義和団事件が起こると、列強八ヶ国は共同出兵しこれを鎮圧して北京議定書を結んだ。この時満州を軍事占領したロシアは兵力を増強し、事実上全満州を占領、さらに朝鮮に圧力を強めた。

ロシアの南下に脅威を感じたイギリスは「光榮ある孤立」を放棄し、極東での利害が一致した日本と1902年日英同盟を結んだ。

桂太郎内閣は、同じくロシアを警戒するアメリカの好意を背景に、ロシアに対する戦争準備を進めていった。一方、フランスは露仏

同盟によってロシアを支援し、バルカン方面でロシアと対立していたドイツも、ロシアの関心をヨーロッパからアジアに向けさせるため、密かにロシアの極東政策を支援し、日本とロシアの衝突は避けられない状況となった。

こうして1904年、日本は仁川沖のロシア艦隊を奇襲し開戦に踏み切り、2月10日に宣戦布告した。国力が乏しく長期戦に耐えることのできない日本の戦略は、ロシアが極東に軍隊を増援しないうちに満州のロシア軍を撃滅し、戦況が優勢のうちに英米に依頼して講和することであった。8月海軍は、黄海の制海権を確保し陸軍を遼東半島に輸送するため旅順港の封鎖を図り、その一環として広瀬武夫らの決死隊が同港閉塞作戦を強行した。ロシアの旅順艦隊はウラジオストクを目標として脱走を図ったが、連合艦隊はこれを黄海海戦で破り、陽動作戦中のウラジオ艦隊を蔚山沖海戦で撃破した。それでも、ロシア艦隊は、旅順港を基地に巨大な軍勢力を維持していた。

ロシアは当初、革命運動に備えて有力な兵団を首都周辺に配置していたが、敗戦は革命的機運を助長するとみて、現役兵の増援とバルチック艦隊の遠征を決定した。

旅順艦隊とバルチック艦隊が合流しては勝ち目が無いと考えた日本軍にとって、旅順陥落は必要不可欠のものとなった。10月、ロシア軍の反撃で沙河会戦に突入、日本軍は苦戦のすえ撃退した。バルチック艦隊の出發で緊急課題となった旅順攻略のため、大本営は予備戦力の全部を投入、児玉總参謀長が直接指揮して二〇三高地を奪取、3万6千余の死傷者を出して1905年1月に旅順を攻略した。

3月、満州軍総司令官大山巖率いる25万の日本軍は、クロバトキン総司令官率いる35万余のロシア軍と総力戦に入り、奉天会戦で辛勝したが、兵力も弾薬も欠乏し、戦力の限界から講和は急務となった。5月、東郷平八郎率いる連合艦隊は対馬海峡でバルチック艦隊

を迎え撃ち、日本海海戦で大勝利すると、講和に向かったの動きは加速した。

一方、ロシアにおいても1905年1月の「血の日曜日事件」により革命運動が激化、6月には黒海艦隊の戦艦ポチョムキンが反乱、革命は全土に拡大した。革命の火を消すために講和の気運が高まり、日本海海戦の敗北は講和に向けた動きを決定的なものとした。

日本の依頼を受けたアメリカ大統領セオドア・ルーズベルトの斡旋で、日本全權小村寿太郎とロシア全權ウィッテの間で、ポーツマス条約が結ばれた。この条約で日本は、朝鮮における優越権、遼東半島租借権、東清鉄道南滿支線、南樺太、沿海州漁業権を得た。

しかし賠償金が全く取れず、戦後の生活も一向に良くならない国民の一部は、講和反対の国民大会を開き、日比谷焼打事件等に戦争中の不満を吐き出した。

この戦勝で日本は世界の一等国としての仲間入りを果たしたとの考えの下、朝鮮の保護権を獲得し、安重根による伊藤博文暗殺を契機に、1910年、日韓併合を強行した。満州でも1906年に南滿州鉄道株式会社を創立、1907年の日露協約で南滿州を勢力範囲に収め、植民地主義に雪崩を打つように進んだ。こうした独占的進出は、門戸開放政策をとるアメリカや、イギリスとの対立を引き起こした。

日露戦争における日本の勝利は、アジア諸民族にはヨーロッパに対するアジアの勝利と映り、ヴェトナム、中国、イラン、トルコ、インドなどのアジア民族運動勃興の契機となったことは確かである。しかし、日本が急速に脱亜入欧、帝国主義への道を進んだこと、特に、日韓併合は多くの国々の日本への期待を失わせた。一方アジアへの進出を阻まれたロシアはバルカン政策を強化、英仏露協商により対独包圍陣が成立し、第一次世界大戦の戦略配置が出来あがった。

3. 護国塔建設の由来と日置黙仙老師滿韓巡錫の縁由

どうして護国塔が建設されることになったのか、そして、日置黙仙老師が何故滿韓を巡錫することになったのか、老師自身の言葉で語られているので、滿韓巡錫録(著者は、田中・奥村氏)から引用する。

老衲は今回我護國の忠魂を憑弔するが為に、親しく滿洲の新戰場を巡錫する考である。時將に亘寒、内地でさえも随分寒さが身に徹えるのに、滿洲の様な寒さの烈しい処に、自分の如き老僧が、出懸るのは險呑であるから思ひ止まれと、親切に忠告して呉れる人もあれど、滿洲行は、老僧が豫ての志願であるからは是非決行するのである。

實は日露戦争の最中に、忠勇なる我が出征軍隊を親しく歴訪して宗教上の慰安を興えたいと思い、其旨を三浦子爵に話した所、子爵は至極賛成で「开は結構である。貴僧が其御決心なれば、自分から其旨を寺内陸軍大臣に話して、先方の都合を聞き合せよう」とのことで、子爵から此事を寺内大臣に話された所が、大臣の申さるるには老師の御芳志は難有いが、先づ延期して貰いたい。其譯は今ま老師に戦地に渡られては、當方より従卒も付けねばならぬ。亦た相當の待遇もせねばならぬからである。ドーカこの旨を傳えて呉れとの挨拶であったそう。そこで老衲も遺憾ながら、遂に滿洲行は中止したのである。右の次第で戦争中に我が忠勇無比の軍人を慰めることが出来なかった。乍併、我が軍人が帝國の爲めに一身を犠牲に供せしを見て、其の崇高精神に感激し、其の惨憺壯烈の事蹟を憶い、之を悼むの情禁ぜんとして能はず。この忠魂を慰むると共に、其の遺族の切なる心中をも慰めたいと思い、久我侯爵、大嶋大將(義昌)、三浦子爵、赤松中將、

渡邊子爵、佐藤軍醫總監、田健治郎、大谷嘉兵衛、近藤利兵衛、神谷傳兵衛氏等の同志と護國塔建設のことを相謀り、東郷大將、故兒玉大將等の賛成を得て内務省に出願せしに、直ちに許可せられた。仍て拾萬圓の豫算で、一大護國塔を東海道袋井驛より廿五町を距る遠洲可睡寮の境内に建設する事となった。この護國塔は同胞の誠忠を万代に表彰すると共に兼ては忠義を奨励し、人心を奮興せしむる目的で建設するのである。

夫より老衲は久我侯爵と共に發願人を代表して、各地を巡錫し、賛成者を求め、護國塔建設會よりは、それぞれ手配をさせて、忠死者の法諡を集めさせつつあるのである。這は皆な護國塔中蓮華峰頂に祀り込み日夕禮拜供養するのである。併し此れだけではマダ物足りない心地がする。實は今一つの志願がある。即ち老衲自ら新戰場を巡錫して旅順の深底に没し、滿洲の荒野に曝せる勇士の墳墓に向向し其地の土沙を持ち歸り、之を護國塔下に埋めたいのである。左ればとて一衣一鉢の老衲には、この旅費がないので、直ちに飛錫することが出来ないで、尙に此事を案じて居たところ、思いも寄らぬ所より擁護者を得て、この志願を果すこととなったのは全く佛天の加護と信じて居る。

老衲が過般東京より江間俊一氏と共に静岡縣廳に出向べく汽車と云うことに重きを置かなかつた。亦獨逸留學中に「死んだ翌日」という書を繙いたけれども気にも止めなかつた。然るに此頃血氣盛んな作が亡くなった。サァ夫れから死と云う問題が気になって仕方がないから、曩に讀んだ「死の翌日」と云う書を探し出して精讀した。されど靈魂論には決着がつかないで矢張り、不安心である。要するに靈魂は不滅なりや否や」との質問から、

言葉に花が咲き、汽車の進行も知らなかつた。所が新橋から同車して居た一紳士が列車の平沼に着いた時に突然老衲に近いて「貴僧は日置禪師でありませんか」と云うから、老衲は其然る旨を答え、且つ貴下は誰人なりやと問うた所が、這は思い懸もなく三十年前老衲が丹波國に住んで居た頃の道友、故龍童和尚の甥で今では大坂にて聞えたる砂糖商で昨今は種々なる新事業を営みつつある香野藏治氏であつた。此は寔に奇遇である。奇遇も奇遇も三十年ぶりの邂逅である。老衲は其因縁の奇しきに愕いたが、折から井上子爵との靈魂論に心が入って、香野氏とは能くも話さないで、其の下車すべき静岡驛に着いたのも知らず、佐分利氏から注意せられて初めて靈魂論を打ち切り、子爵にも香野氏にも再會を約して別れたのである。

夫れより間もなく大坂に赴き、再び香野氏に面會して新を談じ舊を語り、其の序に宿願である新戰場巡錫のことを話した所が、香野氏は夫れは至極特志なることである。是非御出懸なさい、其の費用は幾何なりとも自分が持ちますとのことで大賛成を得た。ソコで、老衲は是れ全く佛天が我れに命じて新戰場を巡錫なさしめ給うものと感じ、此の奇特の人の篤志によりて滿洲行が確定したのである。斯の好因縁を得て宿願を完徹するのであるから、出懸くる先きの寒さは敢て問う所でない。冬の滿洲は寒いとは云え我が忠勇なる軍人が二年間も露營していた所である。老衲老たりと雖、齡正に六十一、マダ寒気に堪えられぬ身体でない。想えば、故兒玉大將も護國塔の舉に付ては滿腔の同情を寄せられ、時期を見て滿鐵委員にも心配させると云つて塔の石造に就ても種々注意せられたが、圖らざりき中道にて棄去せられ、老衲が其入棺式を勤

めたるこそ、かえすがえすも残念である。され、護国塔は、建設會總裁久我侯爵を始めとし、田健治郎、神谷傳兵衛、林謙吉郎、村上太三郎、須永清、鈴木充美、江間俊一等の諸君が熱心に盡力する處あり。特に李家静岡縣知事、深野愛知縣知事、有松三重縣知事、高崎大阪府知事、田中市兵衛、村山龍平、本山彦一、藤江章夫、香野藏治、岩井勝治郎等の諸君及び各府縣の委員、賛成者の盡力によりて建設成就の見込充分である。故に此の塔と因縁淺からざる新戦場を巡錫して、我が忠勇なる戦死病歿者の骨は拾わないまでも其の血を濺ぎたる土砂は如何にしても持ち歸り、之を清淨に加持して塔中に収めたいのである。寒中の滿洲行、人は氣遣い呉るも、老衲はあくまで佛天の加護に歸依して、何の心を煩す事もなく飛錫するのである。偶々二絶あり

新年六一歴初回 着力春風花未開
殊有一番寒徹骨 杖頭先試滿洲梅
此行敢不逐風塵 適向嚴寒忘老身
埋骨異鄉忠勇士 迎成護國塔中神

4. 戦役紀念 護国塔建設趣意書

護国塔の建設趣意書は、何回となく出されているが、内容的にはほぼ同様のことが記されている。そこで、ここには明治三十九年二月に、配布されたものを載せることとする。

明治三十七八年の日露戦争は世界あつて以来の大戦争で、今まで東洋の小國と思はれてゐる日本帝國は急に世界第一等國たる名誉を得たのであるが、此名誉は決して無償で得られたのではない、上大元帥の御稜威は勿論、陸海軍軍人諸君が身を國家に捧げて盡瘁かれた結果である此の多数の軍人諸君に對しては我々國民が感謝に堪へぬ所であるが、其中でも屍を滿韓の野に晒し、身を蒼海の波に沈め、又は療癒の為に命を關したる將校士卒各

位に至りては、實に何とも謝意の云ひやうもなく、慰むべき辞もない、仍て我等は一同其各靈位追薦の為に我日本帝國に千余年間因縁深き仏教の儀式によりて其幽魂を慰めんと欲し、海内有教の靈域として人に知られたる東海道の中央遠州可睡齋の境内を選んで、其所に印度の最も古い型を基礎とした犍陀羅式の塔を建て、其塔の中に戦死傷病死者諸君の靈位を安置し、以て聊か我々國民が日露戦役の犠牲となつた忠勇義烈なる諸君の英魂を弔ふ微志を表したいと思ひます

其建設費は全國に渡りて、可成多数の有志諸君から寄附金を仰ぎたき希望でありますから、我が帝國の名誉を中外に掲げた軍人諸君の英靈に對し奮つて御寄附あらんことを切望致します。

東京日本橋区大伝馬壇町十二番地
明治三十九年二月戦役紀念護国塔建設會

發起人總代として、下記の方々の名が載っている。

発 起 人 總 代

可睡齋主	日置默仙
侯 爵	久我通久
陸軍大将男爵	大島義昌
陸軍中将子爵	三浦梧樓
海軍中将男爵	赤松則良
陸軍軍医總監	佐藤連
子 爵	渡邊国武
貴族院議員	田健治郎
横 浜	大谷嘉兵衛
東 京	近藤利兵衛
東 京	神谷伝兵衛

護国塔建設賛成員として、数百名の方々の名が載っていますが、一部を下記に載せます。

代護国塔建設賛成員

侯 爵	伊藤博文
元帥陸軍大将侯爵	大山 巖
陸軍大将	東郷平八郎
陸軍大臣	寺内正毅
伯 爵	大隈重信
伯 爵	板垣退助

5. 護国塔を設計した伊東忠太とは如何なる人物か

伊東忠太は 明治～昭和期の建築家、建築史家である。1867(慶応3)年10月26日、医師伊東祐順の二男として、米沢市座頭町に生まれた。

少年時代を東京、佐倉で過ごす。帝国大学工科大学(現在の東京大学工学部)を卒業して同大学大学院に進み、のちに工学博士・東京帝国大学名誉教授となる。西洋建築学を基礎にしなが、日本建築を本格的に見直した第一人者で、法隆寺が日本最古の寺院建築であることを学問的に示し、日本建築史を創始した。また、それまでの「造家」という言葉を「建築」に改めた。

明治35年、中国、ビルマ、印度、エジプト、トルコ、欧米に歴遊(留学)して、同38年帰国後、教授に就任した。この間、中国山西省大同において、仏教遺跡雲崗石窟を調査している。更に、中国、満州に出張、明治40年、42年、44年と中国や印度を調査する一方、内務省から囑託されて、神社・仏閣の保存・修理改築の調査に当り、大正4年には、日光東照宮の調査を委嘱され、また、明治神宮造営局参与として、明治神宮の造営に献身的な尽力をした。

「建築進化論」を唱え、それを実践するように独特の様式を持った築地本願寺などの作品を残した。もともと画家(漫画家)になりたかったということで、本格的な日本画や、妖怪などを描いた軽妙な漫画も多く残している。特に3年にわたる留学の記録(野帳)には、優れた画才が如実に表れている。

妖怪好きはよく知られ、兼松講堂や震災祈念堂、築地本願寺などには摩訶不思議な動物の彫刻が付けられている。図面にはモダンな人物像を書き加えることがよくあった。

昭和18年4月29日、湯川秀樹、徳富蘇峰らと共に文化勲章を授かる。建築界ではじめての授章だった。

昭和29年2月、米沢市は伊東忠太を最初の

名誉市民に推薦した。が、郷土の土を踏むことなく、同年4月7日、87才で没した。墓は横浜の総持寺にある。

可睡齋護国塔の構造設計者 佐野利器(1880(明治13)年-1956(昭和31)年)は日本の構造設計の祖といわれ、同郷の後輩であった。

忠太の祖父 伊東昇迪は、シーボルトに師事した米沢の代表的な蘭方医であり、父祐順はボンベに師事して医業を継ぎ、明治初年陸軍の軍医となって、西南戦争や日清戦争に出役、また、謡曲を嗜み金剛流家元について斯道の蘊奥を極め、多くの門人を育てた。

忠太の長兄伊東祐彦も医学に進み、明治34年医学博士となり九州帝国大学医科大学の初代学長をつとめ、退官後同大学名誉教授。次兄の村井三雄蔵は山形県林業技師で、叔父の平田東助は、明治・大正の代表的官僚・政治家である。

a. 経歴

- 1867年(慶応3年)米沢に生まれる
- 1871年(明治4年)藩学・興譲館入学(5歳)
- 1873年(明治6年)父・祐順が軍医を志願し家族と共に上京、番町小学校入学
- 1878年(明治11年)父が下総佐倉の連隊附の軍医になったため佐倉へ移り、鹿山小学校に編入(13歳)
- 1879年(明治12年)旧制鹿山中学校(現在の千葉県立佐倉高等学校)入学
- 1881年(明治14年)東京外国語学校独逸語科入学
- 1885年(明治18年)同校の廃止により第一高等中学校編入。一高在学中には米沢出身の同級生達と共同下宿生活をおくり、郷党会の発起人になる
- 1892年(明治25年)帝国大学工科大学(現在の東京大学工学部)卒業、卒論は「建築哲学」その後、大学院に進む
- 1893年(明治26年)「法隆寺建築論」を発表
- 1899年(明治32年)帝国大学工科大学助教授
- 1901年(明治34年)工学博士
- 1902年(明治35年)建築学研究のため3年間留学(中国、インド、トルコ、西欧)
- 1905年(明治38年)欧米経由で帰国、東京帝国大学教授
- 1928年(昭和3年)帝国大学を定年、東京

帝国大学名誉教授。早稲田大学教授（1940年～、講師）

1937年（昭和12年）帝国芸術院会員

1943年（昭和18年）文化勲章授章

1954年（昭和29年）2月米沢市名誉市民・第1号となる

1954年（昭和29年）4月7日逝去。享年87歳

b. 主な作品

橿原神宮（1890(明治23)年、奈良県）

平安神宮（1995(明治28)年、共同設計：木子建敬・佐々木晋次郎、重要文化財）

豊国廟（1898(明治31)年、京都府）

ロンドン万国博覧会日本館（1908(明治31)年）

旧・二条駅舎（現：京都梅小路京阪電車駅へ移転、京都府）

宮崎神宮（1907(明治40)年、宮崎県）

可睡斎護国塔（1911(明治44)年、共同設計：藤岡新吾、藤岡新吾記念文化財、静岡県）

真宗信徒生命保険（1912(明治45)年、京都府、現：西本願寺伝道院）

楠妣庵・観音堂・庵・墓（1914(大正3)年、大阪府）

弥彦神社（1916(大正5)年、）

日泰寺仏舎利奉安塔（1918(大正7)年、愛知県名古屋市）

明治神宮（1920(大正9)年、佐野利器らと共同、比叡の多くは戦災焼失、戦後再建、東京都）

東京商科大学兼松講堂（1927(昭和2)年、現：一橋大学兼松講堂、登録文化財、東京都）

大倉集古館（1927(昭和2)年、一部焼失、東京都）

祇園閣（1927(昭和2)年、元大倉重吉邸別荘の一部、現：大雲院、登録文化財、京都府）

震災祈念堂（1930(昭和5)年、現：東京都聖堂本堂、東京都）

遊就館（1930(昭和5)年、東京都）

法華経寺聖教殿（1931(昭和6)年、千葉県）

靖国神社神門（1932年(昭和8)年、東京都）

靖国神社石鳥居（1934(昭和9)年、東京都）

築地本願寺（1934(昭和9)年、東京都）

最乗寺真殿・本堂（1934(昭和9)年、神奈川県）

湯島聖堂（1934(昭和9)年、東京都）

高麗神社（1935(昭和10)年、埼玉県）

尾崎神社（1935(昭和10)年、岩手県）

新勝寺太子堂・開山堂（1936(昭和11)年、千葉県）

普光寺毘沙門堂（1937(昭和12)年、新潟県）

總持寺大僧堂（1937(昭和12)年、神奈川県）

明善寺本堂（1937(昭和12)年、山形県）

佛聖殿（1941(昭和16)年、重要文化財、三重県）

上杉神社社殿（1941(昭和16)年、山形県）

c. 著書

『余の漫画帖から』 実業之日本社 1922(大正11)年

『琉球紀行』 龍吟社 1937(昭和12)年

『木片集』 万葉閣書房 1928(昭和3)年

『支那建築史』『東洋史講座』巻11巻 雄山閣 1931(昭和6)年

『神社建築に現れたる日本精神』

日本文化 協会出版部 1935(昭和10)年

『伊東忠太建築文獻』全6巻 龍吟社 1936-1937(昭和11-12)年

『法隆寺』 創元社 1940(昭和15)年

『琉球-建築文化』 東峰書房 1942(昭和17)年

『建築の学と芸』 三笠書房 1942(昭和17)年

『支那建築裝飾』 東方文化学院 1941(昭和16)年

『白木黒木』 北光書房 1943(昭和18)年

『日本建築の美 - 社寺建築を中心として -』

主婦之友社 1944(昭和19)年

『日本建築の真相』 新大塚社 1944(昭和19)年

『西遊六万哩』 北光書房 1947(昭和22)年

『伊東忠太著作集』全11巻 原書館 1982-1983(昭和57-58)年ほか多数

6. 護国塔の様式が健陀羅(ガンダラ)式になった理由とエピソード

塔の設計は、当時の建築界の権、建築史家にして妖怪研究者としても名高い、伊東忠太博士に白羽の矢が立った。塔を建設するに当たって様々な意見が出たが、結果として、健陀羅式塔となった。

その理由を満幹巡錫録では、次のように記している。

抑健陀羅と云るは印度大月氏の國の名にて此國は支那に佛教を傳えたる尤も歴史上に由緒ある國なり元來健陀羅塔の構造の主要なる部分は其半球体に似たる塔身なり今この部分の内部に半球状の室を設け穹窿架法を以て外壁を築く時は構造の方法簡にして堅牢無比なることを得べく塔身の下なる二成壇は塔壁の支壁となるべき性質となるこれ他の形式に於ては見るべからざる長所なり即ち構造上健陀羅式は最も適當なるものにして其外観は塔の下に方形の二成壇あり上に半球に似たる塔身あり之に冠するに露盤と相輪とを以てす、其外観大に安定の意あり且つ手法簡潔にして他の塔の如き濃纖織巧なる料拱楡桶の手法を要せず、故に其体裁簡にして莊重なり普通の支那及日本の塔に於ては基壇の丈は約全高の十分の三を以て標準とすれども健陀羅に在ては十分の七に達するを以て多少ピラミット（金字塔）の性質を有し極めて堅實の觀を呈す

故に美観上健陀羅式は他の式に勝れり殊に日本に於ては曾て建立せられざるものなれば本邦の美術史上にも一異彩を放つべきこと疑なし

これを口語体に改めると凡そ次のようになる。

仏教の原点を遡ると健陀羅に辿り着く。健陀羅とは、古代インド西北部の国の名前で、この国は支那に仏教を伝えた最も歴史上に由緒ある国である。健陀羅塔の構造の主要な部分はその半球体に似た塔身であつて、この部分の内部に半球状の室を設けて穹窿架法（アーチ、ポールト、ドーム）で外壁を築くと、構造の方法が簡単であつて堅牢無比のものとなる。塔身の下の方の成壇は、塔壁の支壁となるべき性質であり、他の形式に於ては見ることの出来ない長所なので、構造上健陀羅式は最も適当と考えられる。また、体裁は簡にして莊重でもある。普通の支那及び日本の塔に於ては基壇の丈は約全高の十分の三を標準とするが、健陀羅に於いては十分の七に達し、多少ピラミッド（金字塔）の性質を有しており、極めて堅実の観を呈する。ゆえに、美観上、健陀羅式は他の式に勝っており、特に我が国では、かつて建立されたものがないので、美術史上にも一異彩を放つてであろう。

この決定に至るに当たつて、日置齋主の前可睡齋主である西有齋主の頓智が奏功したとの話がある。当時の新聞によると、

塔様式決定の議論の場で、三浦中将は、護国塔は、これ日本古来の、三重若しくは五重の塔となすべしと、渡部子爵は、これを印度健陀羅式となすべしとの説を主張した。二人とも建設委員であつて仏教にも造詣が深く、その説は互いにもっともであり、会議の席上、両者の議論益々喧しく、満座その何れに賛成を表すべ

きか迷つていたその時、その場に居合わせた故西有齋主は両者の間に入り双手を翳して「待てしばし、可睡齋は拙僧のかつて住持たりし寺なるが、此処に三重の塔を建設したらんには、始終（四重）は厄介で、後住（五重）が迷惑する事あらん。かくては、可睡齋の将来にも気の毒の思ひに堪えざれば、塔は健陀羅となすべし。さあ、極りたり極りたり」と詰め寄つた結果、満座放笑、遂に健陀羅の勝となつたとか。

7. 護国塔に祀られている諸仏等

建立当時、護国塔内安置された尊像は以下の通りである。（記述に依りては、護国塔建築由來記等を参考にした）

宝頂内 釈迦牟尼仏尊像（金銅製）

印度渡來古代の畫像

これは、陸相寺内正毅氏が奉納

上壇須彌中央 本尊聖徳太子尊像（木製）

大和法隆寺聖聖院安置摂政太子の古像に模し、帝室技芸員武内久一氏の丹誠を凝らし、一刀毎に聖観音の名号を念じて彫刻せられしものなり。木像の胎中には故子爵曾禰荒助氏の遺言に依り、曾禰子が韓国より將來の念持仏なる壹寸八分黄金聖観音の畫像を納め、並に各宗管長揮毫の聖観音名号を納め、尚龕中には可睡齋監寺尾崎文英師が明治三十七年五月中平和克復の爲め発願血写せる金光明經壹部拾卷を納む

これは、上宮教会代表河瀬秀治氏が奉納
上壇右須彌 聖觀世音菩薩尊像（木製）

古代畫像

これは、陸軍中将三浦梧樓氏が奉納

上壇須彌左 承陽太師尊像（木製）

本像胎中には大本山永平寺故環溪禪師の寄贈せられし承陽太師の遺骨を納む

これは、名古屋曹洞宗吉祥講が奉納

上壇脇立 廣目、多聞両天王尊像（木製）

清國渡來古代の畫像

これは、渡邊國武氏の奉納

上壇須彌中心石龕

明治三十七八年役及び朝鮮暴動事変殉難
将士八万余の英名を列記せる大過去帳
を納む

下壇中央地底石龕

満韓新戦場全上殉難将士の遺骨残灰土砂
を納む

これは、可睡齋主日置黙仙老師明治四十
年一月より四方に亘り五寒を凌ぎ親しく
満韓新戦場を巡錫し歴弔蒐拾し来りて奉
安せらる

下壇石龕の上 將軍地藏菩薩尊像（木製）

これは、護国塔建設會が奉納

下壇周囲 遺族の希望に依り殉難将士の
靈牌を安置す

而して塔の最下中央には黙仙禪師が親し
く新戦場を巡錫して蒐集し来れる戦病死
者の遺骨を葬り、その英名を壁間に記載
して永く法養を絶たざる仕組なり

8. 護国塔竣工に至るまでの経緯

記述に当たって、日置黙仙伝、護国塔日誌、
田健治郎日記等を参考とした。

明治39年1月30日

日置黙仙の請により、河瀬秀治、神谷伝兵
衛等と会して可睡齋護国塔建設の事を協定
し、田健治郎氏相談役に就く

明治39年3月11日

護国塔創立会において、日置氏は発起の大
旨を演じ、伊東博士健陀羅塔建設の得失を
述べ、衆議之を決定す

明治39年5月14日

田氏護国塔創立委員となることを諾す

明治39年5月17日

浅草万隆寺に護国塔建設事務所開設

明治39年11月12日

東京にて報道関係者を招き、趣旨説明

明治40年1月8日～3月27日

日置氏満韓戦場巡錫（新橋発着）

[明治40年1月18日（宇品発）～3月
14日（下関着）]その後、国内各地で追
弔法会

明治40年9月28日

地鎮祭（起工式）

明治41年12月15日

設計図確定

明治42年8月

第一期工事着手（塔基壇部）

明治42年9月22日

神谷氏が欠損金1万円余を義損の補填し、
工事継続を決定

明治42年12月15日

上下成壇工事竣工

明治42年12月17日

塔部の設計予算認可、鉄筋コンクリート工
法を決定

明治43年2月20日

第二期工事塔体築造着手

明治43年3月

内務省に募金期間の延長願ひ提出

明治44年2月

宮内省から御下賜金あり

明治44年2月

竣工落成式

明治44年4月2日

除幕開塔式

明治44年9月16日

委員会最終決算、本会解散等を議決し、
全事業終了

明治44年9月30日

日置氏に護国塔に関する資産物件書類等を
一切交付し、護国塔事務全然結了
当初の予算は9万9995円であったが、
最終的には、17万円余の金額となった。

以下は、現在、浜松在住の松浦氏方に存す
る左官職松浦勝蔵一家覚書による。

当初の大きさは、全部石材でつくり頂上の
露盤のみ青銅を用い、高さ百一十尺であつ
た、(略)造塔工事は上下両成壇を施工する
第一期工事が、四十二年八月から十二月中旬
までに完了した。これは稲田花崗岩を使った
石作業で(略)第二期工事は四十三年二月
から着手し、塔身の築造にとりかかった。こ
の工事に先立ち、その構造が根本的に設計変
更された。これは当初の予算の金額が不足気
味であつたのか、塔全体の形状の大きさにも
変更があり、高さも当初の百一十尺が中間で
八十八尺となり、相輪部などを大分短くして
完成したものは約六〇尺と大分低くなった。
しかし大小の問題より構造的な変更が問題
で、全部花崗岩を積み上げる案を放棄して鉄
筋コンクリート造りになり、表面仕上げは人
造石洗出しに変更されたことである。(略)
欧米において盛んに建造されはじめていた鉄

筋コンクリート建築が耐震耐火に強く、(略)石積みでは工事もむずかしく強度的に充分な施工が無理と思われ(略)当時の建築設計上画期的で進歩的な事実で、日本最初のバゴダ型式の仏塔で建築史上に特記さるべき事である(略)

9. 護国塔開塔式当日の模様

記述に当たって、民友新聞等を参考とした。

静岡民友新聞(昭和4年4月3日)第一面抜粋

『耀き渡る護国塔』

「華峰頂の一偉観 本日の除幕開塔式」

・戦士の骨を蒐む

禪師は最初之を兒玉大将に謀りたるに、大将は満腔の同情を寄せられ、満州地方には日露戦役によりて一攫千金に成功したる大小の成金も尠からざれば、彼等をして金品を寄附せしむべしとの意を洩らされたるが、乃木大将の意見としては、成金黨の寄附を仰ぐも可ならざるにあらざれど、国民一般に戦死者の崇高なる精神を知らしむるには、その資金の如きは之を広く全国に募集するを最もとせずやとありければ、久我侯爵、大島大将其他の発起人諸氏も之に賛成し、広く日本全国に募集する事となり、最初一人金十銭を限度としたりしが、是にては予定の十万円を得るには一千万人を煩わさざるべからず。斯くては到底其煩いに堪えざるより、結局制限を撤回する事としたるが、茲に又た内務省の好意により、集金の便利上、各府県知事を委員長に推撰し、半官半民的に寄附の勧誘を努むるを得たると同時に、禪師は久我侯爵と共に各地を巡錫して賛成を求め、護国塔建設會よりは夫々手配をなし、忠死者の法誂を集むるに日も亦足らざりき。この法誂は總て護国塔内に祀り込み日夕礼拝供養せらるべきが、禪師は尚お之れに満足せず、身親しく新戦場を巡錫し、至る所の忠魂碑前に立ちて地上に眠れる護国の英雄を弔い、且つは血を濺ぎ骨を埋めし土砂残灰を拾うて之を持ち帰り、護国塔下に収めんと志願を有し、四十年一月八日東京を出発し、六十一の老体を提げて雪を蹴り氷を踏んで満韓を跋涉し、三月三十日全く予定の行事を了えて帰京せられたり。禪師の苦艱は戦場に劍を横えし勇士のそれにも劣らざりしは、当時世間の贊嘆措く能わざる所なり。

・可睡齋の靈場

禪師の心願は大方成立ししが、さて茲に護国塔建設の場所に関して一の問題を惹起せり。護国塔は之を何れに建設すべきか、差詰めその候補地として東京、京都、名古屋等最も勢力ありしが、東京には既に招魂社のあるなれば、更に護国塔を建設するの要を認めず。又た京都は神社の輻輳地にして既に古社寺の保存にすら充分手の届かざる有様なり。而して名古屋は第三師団の所在地にして、他の師団との権衡上適当なりとすべからず。かく数え来れば、可睡齋の靈場は東海道の中央に位し、交通至便なるのみならず、護国塔の発願は可睡齋主黙仙師の案出に係るもの。可睡齋は故有栖川仁親王殿下より護国殿の篇額を賜い、同宮殿下祈願の道場にして、信徒数十万を有し、莊嚴東西にその比なきは衆人の知る所なればとて、結局、可睡の淨域に蓮華峯を選定する事となりたるは因縁浅からずと云うべし。次に起りたる問題は、護国塔として後世に残すには如何なるものを建設すべきかと云える事なりき。この事に関して、発起人間にも幾多の議論ありたるも、結局、五重塔説は破れて、印度健陀羅式を取る事となり、工事主任として工学博士伊東忠太氏を囑託し、その監督には工学士佐野利器、同原田正氏を挙げたるが、さて愈々此健陀羅式に決するに際し一場の面白き話ありたり。

・除幕開塔式次第

本日の除幕開塔式は午前十時、煙火七発(早打)を合図に参列諸氏は護国塔前大広場の式場に参集し、夫れより左の順序にて執行せらるる筈なり。

第一 久我總裁已下上場

第二 田委員長の報告

第三 散華淨道場

第四 久我總裁の幕除

第五 齋主黙仙老師開扉及法誂

第六 読経心経普回向

第七 久我總裁祝辞

第八 大浦、後藤、大臣祝辞

第九 陸海軍特祝辞

第十 石原知事祝辞

第十一 各府県委員長祝辞

第十二 郡長祝辞

第十三 読経追弔法要 大悲咒舎利禮

文回向

第十四 参列者及遺族焼香(檀水打上掛り)

静岡民友新聞(昭和4年4月3日)第五面抜粋

・護国塔除幕式 本日の盛況想う可し
遠州可睡齋境内に建設せられたる日露戦役記念護国塔に関する由来沿革等は本紙第一面所載の如くなるが、更に本日舉行さるべき盛典の一斑を記すれば左の如し

・本尊遷座式

記念護国塔の本尊聖徳太子の尊像は去月廿五日御着齋以來新築仮安置所に安置されありたるが、本日開塔式を舉行するに先立ち、昨一日午後五時半、護国塔建設會總裁久我侯爵、田委員長等の着齋を待つて同仮安置所より護国塔内への遷座式を行われたり。式は極めて簡單なるものにして、久我總裁、田委員長(健治郎氏)、委員鈴木重美、大坂側同委員長(梶吉氏)、代理委員小島友吉氏、他数名参列、住職日置默仙師以下可睡齋諸僧の説經ありて閉式。

・開塔式の準備

此盛典に關し可睡齋の各僧挙つて手別けを爲し、田中亮円師總指揮官の許に式典部、紀綱部、停車場迎送部、總受付部、貴賓、女人堂、衆議院議員及他府県特志者、新聞記者、各寺院、県會議員、各郡長、本県特志者、各町村長、各學校職員、議員、在郷軍人分會長、軍人遺族、接待部及救護班、配膳、開塔式記念教育勅語メタル頒布戦死位牌安置受付部等其他各部署を設け、各部に監督を置きて數日來準備に忙殺され居たるが、昨日午後迄に万般の準備全く整頓したり。

・控所と食堂

本日参列者各控所は図に示せるが如くなるが、先ず貴賓室は方丈の階上及び階下にして、階上には貴賓室の外總裁室田委員長室茶室あり。東京、大坂委員室は其階下に設け、室内には古雅なる屏風を立直し毛氈を敷き極めて清整たるもの。各中等學校長、県會議員、郡長、各宗寺院控所は仏殿の東手、各村長、各警察署長、小学校長控所は其西手、救護班は更に其前面に、新聞記者控所は龍堂内に設けられたり。貴賓大食堂は大書院を以て之れに充つ。其長き四十間幅員六間あり。一列に並ぶも三百人は楽なもの、遺族及在郷軍人の食堂は龍堂にして五間に廿五間ありて千人以上を收容し得るに足ると。而して貴賓には九種の紀念品を贈呈し、遺族には一般紀念繪葉書供物を贈り、折詰を饗応し、貴賓食堂には紅白の幔幕を廻らし、万国旗を連綴し、軍樂隊奏を奏して興を添ふる趣向なり。

・式場の裝飾

護国塔前の式場は山の全体に紅白の幕を張り廻らし、塔の前面に高さ約二丈の木製凱旋門を設け、之れを又紅白の布にて捲き、大国旗を交叉し、坂の上り道には万国旗及び球燈を吊るし裝飾す。

・各所各種の余興

手踊、茶番狂言、花火、大弓、楽隊杯あるが、中に就て投餅は最も振つて居るとの事にて、之れは四回に別ちて行ふ。第一回は午前十時にして、其投げ人は護国塔建設會員にして貴賓之れに當る。即ち總裁久我侯爵を始め、田委員長、土屋大特、石原知事、日置默仙師等。第二回は午後一時、投げ人は護国塔建設受負者たる浜松東海煉瓦會社員。第三回は午後二時にして、檀家總代有志立孫六(山梨)増田小三郎(久努西)富永直七(宇刈)高橋喜吉(久努西)高橋保平(久努西)諸氏。第四回は午後三時にて、各地方委員杉山東太郎(久努)香野市太郎(大坂)歡喜寺信徒中(神戸)桐淵貞二郎(袋井駅長)諸氏の手に依つて約七石の餅は雨霰の如くに投げらる可し。

・救護班と郵便局

救護班には富永勇、小野田齋伯両医員、出張看護婦を率いて此処に詰切り、萬一に備う。又正門には郵便局臨時出張所を設け、袋井局員出張記念スタンプを押捺す。

・札幌ピーヤホール

出入商人大田氏の寄贈に係り、境内築山に設けられ、芸妓の手踊、軍樂隊杯にて興を添えつて來賓を接待する筈。

・本社の休憩所

本社又此盛典に対し聊か祝意を表する為め、護国塔正門坂の上り口左側に鳥居型アーチに幔幕を引きめぐらしたる休憩所を設け、又当日の來賓一統へ民友新聞及び小旗數千本を贈呈し、休憩所には社員數名詰切り、其の任に當ることとせり。

・臨時列車

鐵道院にては本日に限り浜松掛川間に臨時列車を運転し、参列者の便に供す。其袋井駅発車時刻左の如し。

東行(掛川行)	西行(浜松行)
午前八時十七分	午前九時二十七分
午後一時廿二分	同 十時二十七分
同 四時二分	同 十一時三十分
	午後二時八分

・参列者

本日参列者の重なるは總裁久侯爵、後藤通相、大浦農相、陸相代理土屋大将、海相代理赤松中将、第十五師団長代理大沢中佐、白川第三十四連隊長、小島予備少将、大谷嘉兵衛、古川中部管理局長、跡田名古屋運輸所長其他東西地方各委員にして被招待者は寺院自他宗三百七十、特志者五百、二三十円位の寄付者、静岡県総体遺族二千二百五十総計七千余人に達し居れば、相当不参加者あるにしても数千人に及ぶ可く、盛況推知するに足る可し。

静岡民友新聞（明治44年4月3日）二面抜粋

「護国塔除幕式の盛況」

可睡の霊場を輝かし永く止む忠魂義魄
遠州可睡齋の霊場に建設せられたる三十七八年戦役記念の護国塔除幕開塔式は予報の如く昨二日午前十時より蓮華峰頭眺望絶佳なる宝塔の前に於て最も厳粛に執り行われたり。此日朝来東の風寒く纏て空曇りたれば天候如何にと案じられしも、暫くにして風止み空晴れ春の日麗かに照り榮えしかば、近郷近在は更なり英雄の名を慕いて東西遠隔の地より集まり来れるもの数知れず。満山人を以て埋もれるの盛況を呈したり。宝塔の前の広場には極めて簡単な式場を造え、その一隅に五色の大吹抜を樹て、彩旗を縦横に張り渡して景致を添え、塔の中央は目も鱚なる五色の幕にて蔽われたり。かくて大浦農相、後藤通相、土屋大将、赤松中将、石原知事その他来賓は建設委員長田健治郎氏に案内せられて式場に入り、続いて伶人楽を奏し、錫を手にせる齋主日置黙仙師は光彩陸離たる金襴の袈裟法衣を着け、衆僧を率いて徐ろに定めぬの席につく。一般来賓と忠士の遺族とはその周囲に集まれり。

・莊嚴なる儀式

かくて建設委員長田健治郎氏は徐ろに中央の壇に進み、最も恭嚴なる態度を以て護国塔建設に関する報告をなしたり。その要旨は既に昨日本紙に報じたる處と大差なきが、その収支計算は左の如し。

収入の部

一金八万七拾貳円六拾九錢參厘 總収入
内
金參百円 宮内省御下賜金
金七万六千八百九拾円廿七錢 寄附金
此寄名人員数八万零千六百貳名

金貳千八百八拾貳円四拾貳錢參厘
雑収入（利子）

支出の部

一金六万九千七百八拾貳円七拾八錢九厘
總支出

内

金參万八千參百七拾貳円參拾壹錢
建塔工事費
金參万零千四百拾円四拾七錢九厘
勤募及事務費
以上差引金壹万貳千八百八拾九円九拾錢四厘
但追加工事其他に充當の予定なり
右田委員長の報告終るや、黙仙師場の中央に進み、散華浄道場の行事あり。三僧香華酒水を待て式場を一巡す。終つて總裁侯爵久我通久氏の代理として田委員長静かに塔の上成壇に進みて五彩の幕を撤し、黙仙齋主続いて開塔をなす。塔は嚴然として立ちて人の仰視するに任す。満場拍手の声起り、英魂高く塔上に笑うものあるに似たり。又之と同時に式場の背後より大小無数の風船珠を飛ばす。高く低く遠く近く纏々として相紛れて舞い行くさま開塔の光景をして一層趣致あらしめたり。茲に黙仙師香語唱へ。曰く、
巍然独露陀羅 高顯○功内外和
更有天恩無疆德 豁然體恭慈藤窠
謹奉請
聖德上宮太子 大悲觀世音菩薩
勝軍地藏尊王 曹洞高祖承陽大師
及諸天善神等 為明治三十七八年
戰死病没者護国諸英靈等莊嚴報土
伏惟 諸英靈位
外空窠裡 内唱誦歌
永眠可睡齋裡 遺遠蓮華峰阿
東海洋洋 遠山我義
我此土安穩 天人常充滿
所謂閻浮八万總絶干戈 嘆
次に般若心教の同音誦經ありて、左の久我總裁式辭（鈴木充美氏代読）あり

・總裁式辭

通久嚮に乏しきを、明治三十七八年戦役記念護国塔建設會總裁に承け、日夜その任の重きを患う。幸に全国士女の助力に依り漸く工を竣えて除幕開塔式を挙ぐるに至る。歡喜何ぞ堪へん。惟うに三十七八年戦役は我国空前の大戦にして、世界に於ける我国の地位之に依りて初めて定ることを得たり。此空前の戦役を紀念するに、本邦未曾有の尤も安定なる陀羅式の塔を以てし、中に帝國国是制定の偉徳ある上宮皇太子の尊像を奉安し、塔下に忠勇義烈なる陣亡諸將士の靈を祀る。謂つべし鎮護國家の要素備われりと。然

れども本会の施設すべき所猶多く、未だ之を以て足りりとすべからず。翼くは更に有志の贊助を得て速かに所期を円満せんことを。茲に発願賛成者並に役員諸氏多年の辛勞を謝し、併せて将来の希望を述べて以て式辞とす。

・午餐の宴会

右除幕開塔の儀式終るや、來賓遺族四千余名は各々その定められたる宴会場に入り、午餐の饗を受けたり。奥書院より大書院及び龍堂の階上階下は來賓遺族に依りて満され、此日の盛式を物語り、往時を追懐して報告至誠の涙を垂るるもの少からず。大書院の來賓席にては各大臣以下食卓を共にし、主客の挨拶あり。折詰を開きて相語る。張り渡したる幔幕の外よりは音楽隊の奏樂を呼び、席の中央には大声蓄音器を備えてこの大宴に興を添えられたり。此日の盛式を觀んとて遠近よりこの靈地に押し掛けしもの無慮十余万人と註せられ、流石の靈地も午前十時頃は満山人と塵とを以て埋められ、可睡齋開山三百年以来の大雑踏なるべし。

・來賓の人々

此日の來賓としては大浦農相、後藤通相、土屋陸軍大将、赤松海軍中将、田健治郎、石原知事、小島内務部長、古川鉄道院中部管理局長、田中通信省參事官、高洲技師、堀田鉄道院秘書官、河合横浜通信管理局長、鈴木充美、田艇吉、大井武助、大井ト新、白川大佐、大沢中佐、村上太郎、樺瀬軍之佐、本県各郡長、その他本県代議士、県會議員、町村長、新聞記者、在郷軍人等を重なるものとし、その他の人々なり。当日大浦農相は午後一時二十分袋井駅発下り列車にて豊橋に向い、後藤通相も同時刻浜松に向い、土屋大将、田健治郎、石原知事等は午後二時十二分袋井駅発にて東歸されたり。

・人の山、塵の山 可睡齋の大賑い

往来二十町

此千古未曾有の盛典を觀んとて近郷近近よりは雲霞の如く集り來りて其數幾万なるを知らず。停車場付近より可睡齋迄約二十町蟻々蟻の道を造りたるが如く、路傍各種の露店も砂塵に塗れたる光景目も当てられず。停車場前、袋井街角、可睡齋入口の三ヶ所にはアーチを建て、国旗を交叉して当日の祝意を表したりき。

・馬車と人力車

此稀有の人出に袋井だけの馬車と人力車だけでは到底間に合わざるを以て、人力

車は他地方より四十輛、馬車も同じく數十輛を駆り集めたるが、人力車は大概可睡齋で買切りたれば一般參集者の用は便せず。従つて偶々數輛の買切り外のものに乗らば減法高き賃金を請求し、之に出会し頭を掻きたるものもありき。円太郎馬車は停車場可睡齋間五錢の定なりしかば、馬鹿を見たるものなかりしが、馬車は織るが如くに往復して意外の収入を得たりし。

・見世物売店

可睡齋入口の石橋を越ゆれば早くも両側にはお土産物の売店ずらりと並びて盛んに客を呼ぶ。放生池の附近には活動写真やその他の見世物打囃しを入れて客を引き、山門の附近にも売店の並べるを見たり。袋井郵便局の出張所にては記念のスタンプを捺すので、局員多忙を極め居りたり。

・袋井駅の人

袋井駅にては既報四回の外、更に島田浜松間に一回都合五回の臨時列車を運転せし外、各列車には三等三車二等一車を増結して來齋者の便に供したるが、其多きは腰弁草履履きにてテクテクやってくるため、同駅の乗降人員は思ったより少なく、去れど午後二時迄の乗降人員二千五百余人にして、平素の十数倍に達し、未だ嘗て見ざるの多人数なりき。

・余興の數々

既記各種の余興は境内処々に於て催され、芝居茶番など其前面は人の山を築きて爪も立たず。投餅場では勢い込んで投げられた餅の頭部に當つて猫を出かしたのもも少なからざりし。又築山に設けられしピーヤホールには浜松芸妓數名接待の任に当り居たるが、別段愛嬌を振り蒔くでもなく、お役目大事と能く勤め中々の繁昌をなし、煙火は昼夜とも打揚げ非常の賑いなりき。

・本社の出張所

小旗と新聞とを參集の人々に頒たんため、境内放生池の辺り蓮華ヶ峰の麓にしつらいし本社の出張所は前面をアーチにて飾り、背後を葭實張となし、静岡民友新聞社の看板を立てたるが、參集の人々はこの出張所の前に山をなし、争うて小旗、新聞を得んとする様何に譬えんようもなし。他の新聞社にても同じく小旗新聞等を振りまきたり。

10. 塔建設記念碑について

護国塔の脇にある碑文について、静岡理工科大学沼倉昇教授に解説していただいた。

以下に原文と現代語訳を記する。

護国塔碑

護国塔建設會總裁從一位勳一等侯爵

久我通久家額

明治天皇登極三十七年露國乘清國積衰藉口匪亂鎮壓奄有滿州開鐵路築城塞將進犯朝鮮唇亡齒寒我帝國之危機真迫於一髮之間矣我政府奉聖旨雖折衝甚力彼恃其強大毫莫所省天皇赫怒則發宣戰大詔令陸海軍齊進而征之我艦隊進襲旅順口而閉鎖之攻敵艦于仁川港而殲之我陸軍破敵於鴨綠江尋破之於金州於得利寺南園旅順急攻半歲遂陷之北攻遼陽而取之又破敵於沙河翌年三月兩軍盡精銳會戰於奉天又大破之遂北而到公嶺我軍所向莫不摧壞矣我海軍又破旅順艦隊于黃海浦塩艦隊于蔚山五月邀擊敵全艦隊于日本海大破之敵艦隊歸於全滅矣於是陸海戰局大定而媾和之議始行我帝國之勢威由此重於吾界矣蓋此役也我邦曠古未有之大戰而舉國一致奮敵愾之心將卒皆忠勇義烈死如歸百戰而百勝遂能取無前之大功者豈非我國體精萃之發揚而然者乎遠州可睡齋主日置黙仙觀凱旋軍人遍受國民歡迎厚浴褒賞榮典顯視是役戰歿者數萬深悼其不能親視恩目光親盡事乃發起大願組合同志廣募淨財鳩工求材且親巡錫滿謁普訪戰場行吊祭之禮取墳塋遺灰呂歸茲建健陀羅大塔於東海之表塔下瘞遺灰日吊殉國之魂魂垂於千載之後事達上聞特賜金幣以助之嗚呼八萬忠義之英靈普享無量之功德永護皇基豈啻不偉哉爰聊叙建塔緣由俾後有考焉

大正二年十一月

護国塔建設會委員長長正四位勳二等男爵

田健治郎撰文

可睡齋僧堂參學現住盛岡市報恩寺沙門

鶴湛文英謹書

(現代語訳)

護国塔の碑

護国塔建設會總裁從一位勳一等侯爵

久我通久が家額した。

明治天皇が即位されて三十七年、露国は清国の国力が次第に衰退したのに乗じ、匪賊の騒乱（義和団事件）を鎮圧することを口実にして、満州を大きく占有した。鉄道を敷設し、

城塞を構築し、今にも朝鮮を侵略支配しようとしていた。これは、「唇亡びて歯寒し」の諺どおり、互いに助け合っている者同士の方が滅びれば、もう一方の存在も危うくなる。（即ち、朝鮮が亡びれば、日本も危うくなる）、我が帝国はまさに危機一髪の状態に差し迫っていた。我が政府は天皇の主旨を承って露国と交渉し一生懸命努力したが、露国は自国が強大なことを恃んで少しも反省（譲歩）するところがなかった。

（こうした事態に）天皇は顔を真っ赤にして激怒され、（露国との）宣戦の大詔を発して陸海軍を一斉に進撃させ、露国を征討させた。我が艦隊は旅順口を急襲して閉鎖し、敵の艦船を仁川港に攻めて殲滅した。我が陸軍は敵を鴨綠江で破り、更に金州、得利寺でも破った。南は旅順を包圍し、半年に及ぶ急襲で、遂に旅順の敵陣を陥落させた。北は遼陽を攻撃して之を取るとともに、敵を沙河でも破った。翌年の三月、両軍は精鋭を揃えて奉天で会戦し、又大いに破り、敵の退却するのを追撃して公嶺にまで到った。我が軍の向かう所で、摧け壊れないところ（陣地）はなかった。

我が海軍も又、旅順艦隊を黄海に、浦塩艦隊を蔚山沖で破った。五月、敵の全艦隊を日本海に邀え撃って大いに破り、敵艦隊は全滅した。

この段階で陸海における戦局はほぼ定まり、講和のための会議が初めて行われ、我が帝国の勢力と権威は、この時から世界に重んじられるようになった。

思うに、この度の戦役（日露戦争）は、我が国にとって嘗てない未曾有の大戦であって、挙国一致して露国への敵愾心を奮い立たせた。将校や士卒は皆忠勇義烈で、まさに「死を恐れぬ様子はまるで楽しんで家に帰るときと同じである、即ち、平然として死を恐れぬさま」（中国古代の経書『大戴礼』）で戦いに臨んだ。百戦して百勝し、遂に嘗てない大勝利を取ることができたのは、どうして我が国体精華の発揚（盛んな表れ）でなくて、何であらうか（まさに我が国体精華の発揚そのものである）。

遠州可睡齋主の日置黙仙は、凱旋軍人が遍く国民の歓迎を受け、厚く褒賞の栄典に浴するのを視る一方で、この日露戦役の戦没者が数万人であることを顧視したとき、その戦没者が親しく天皇の恩寵を被り自らの目で盛大な戦勝祝賀行事（晴れがましい祝典）を見ることが出来なかったことを深く悲しんだ。そこで、（戦没者追悼の）大願を起こして、同志を集め、広く浄財（寄付金）を募り、（護

国塔建設の) 工匠を集め、資材を求めた。その一方で自らは、錫を鳴らしつつ満路を巡り歩き、広く戦場を訪ねては吊祭の禮(戦没者の葬儀)を行い、墳墓の遺灰(土砂残灰)を回収して帰国した。

今ここに、毘陀羅大塔を東海の表(遠州可睡齋の地)に建設し、その塔の下に遺灰を埋葬して、祖国のために殉じた忠魂を弔い、千載(千年)の後々まで伝えることにする。この(毘陀羅大塔建設)事業は、(いつか)天皇のお耳に入るところとなり、特別に金幣(下賜金參百円)を賜り、それによってこの事業を助成した。嗚呼、八万人もの忠義の英霊は普く(仏から)無量の功德を受けて、永末く我が皇国の基礎を護るであろう。これはどうして偉大なことではなからうか。(誠に偉大なことである。)

ここに、聊(少しばかり)であるが護国塔建設のゆかりを書き述べ、後世に考証(研究)が有るようにしておく。

大正二年十一月

護国塔建設会委員長、正四位勲二等男爵
田健治郎が撰文した。

可睡齋僧堂参学、現住盛岡市報恩寺沙門
鶴湛文英が謹書した。

碑文については可睡齋にも詳しい資料がないので、石碑を写真でとって一文字一文字読み解くこととなり、漢文で書いてあるうえ、現在使われていない漢字があり、解説は難航したが、沼倉先生の尽力で9割がた読み取れた。そこには、日露戦争の開戦から講和にいたるまでの経過から、日置黙仙可睡齋主が戦没者追悼の大願を掲げ、この地に護国塔を建立するまでの由来が記されている。

11. 明治天皇銅像発見の経緯

2011年は、可睡齋にある護国塔が建立されて丁度100年という記念の節目の年に当たるので、地元有志が、今一度この護国塔の価値や意義を見直そうと、「伊東忠太可睡齋護国塔100年展実行委員会」を設立し、活動を開始した。

この事が2011年2月下旬に新聞に取り上げられ、その記事を読んだ一読者から3月中旬、可睡齋には明治天皇像が在る筈だが、との声が寄せられた。そこで、実行委員とお寺の関

係者が協力して調べた結果、3月下旬に仏像が多数安置されている開山堂に明治天皇の御尊像があることが判明した。御尊像は菊の御紋が入っている御厨子内に納められており、御厨子は、菊の御紋入りの紫の襷紗に包まれ、施錠されていた。4月に入り、御尊像の作者が彫刻家の渡邊長男であること、そして、開山堂に一体だけ祀られていた民間人の木彫りの像の作者が、上野の西郷隆盛像の犬や皇居の楠木正成像の馬の制作者として有名な後藤貞行とわかった。この像の人物は田中光顕伯爵と考えられる。

a. 像作成の経緯

この像は、明治天皇がお亡くなりになった直後、田中光顕伯爵が中心となって制作されたものである。

b. 像の可睡齋伝来の経緯

この像は、蒲原にある青山荘の当時の主人であった田中光顕伯爵から寄贈されたものであることは、「青山荘の由来」等から明らかであるが、調査により、田中光顕伯爵から譲り受けた当時の可睡齋主は、高階瑞仙齋主であることが判明した。

それを証明する関係文書が書庫の奥深い所から発見されたので、ここにその写しを掲載する。

関係文書一

明治天皇御聖像奉納副書
別紙铸造御由来記ニ依ル
明治天皇御聖像ヲ今般伯爵田中光顕閣下ヨリ貴齋護国塔ニ奉納相成り候ニ付テハ鎮護国家ノ本尊トシテ御皇室ノ萬代御案泰ト國威ノ宣揚ヲ御祈念相成り度キ思食ニ付右旨趣ニ依リ御奉祀有之度此段副書ニ及ビ候也
昭和十一年八月 日

伯爵田中光顕執事
高井徳太郎

可睡齋住職
高階瑞仙殿

これに読み仮名を振ると次のようになる。

明治天皇御聖像奉納副書

別紙 鑄造御由来記ニ依ル

明治天皇御聖像ヲ、今般、伯爵田中光顕閣下ヨリ貴齋護国塔ニ奉納相成リ候ニ付テハ、鎮護国家ノ本尊トシテ御皇室ノ萬代御家奉ト、國威ノ宣揚ヲ御祈念相成リ度キ思食ニ付、右旨趣ニ依リ御奉祀有之度。此段、副書ニ及ビ候也。

昭和十一年八月 日

伯爵田中光顕執事 高井徳太郎

可睡齋住職 高階瓊仙殿

関係文書二

控

拝啓秋暑之候益御清健事賀候

陳ハ一昨日ニ出廳(署)仕リ

明治天皇御尊(銅)像(御丈二尺斗リ)

奉迎ノ件ニ付御配慮ヲ御願ヒ申出(上)

候處別紙ノ如キ書(類)式提出ニテ如何ニ候ヤ伺ヒ

申上候。若シソレニテ宣敷候ハバ

書キ改メテ提出可致何分ノ御指図宣敷

御願ヒ申上候也 敬具

九月二十八日可睡齋住職 高階瓊仙

保安課長殿

同様に読み仮名を振ると次のようになる。

控

拝啓秋暑之候益御清健事賀候 陳

ハ一昨日ニ出廳(署)仕リ、明治天皇御

尊(銅)像(御丈二尺斗リ)奉迎ノ件ニ付、

御配慮ヲ御願ヒ申出(上)候處、別紙ノ如

キ書(類)式提出ニテ如何ニ候ヤ、伺ヒ

申上候。若シソレニテ宣敷候ハバ、書キ

改メテ提出可致。何分ノ御指図、宣敷御願

ヒ申上候也 敬具

九月二十八日可睡齋住職 高階瓊仙

保安課長殿

文責：遠藤亮平

12. 袋井市協働のまちづくり事業としての

「伊東忠太・可睡齋護国塔100年展」

a. 名称及びテーマ、実施者名

テーマ：芸術・文化・生涯学習の推進

名称：伊東忠太・可睡齋護国塔100年展

実施者名：伊東忠太・可睡齋護国塔100

年展実行委員会 代表 遠藤亮平

事務局：鈴木敬雄 会員数16人

b. 袋井市協働のまちづくり事業採択期間

平成23年6月～11月(事業実施期間：3月～11月)

c. 事業場所

袋井市久能地内 可睡齋 他

d. 事業対象

護国塔に興味のある子どもから大人

e. 事業内容

地域にある財産を発見し、それを掘り

起こす課程において、市民は地域の歴史

や文化を学ぶことができ、また共通

の価値観を持つことによって、自分た

ちの住む郷土に誇りを持ち、心豊かに

暮らせるまちづくりをめざして、平成

23年に建立から100年を迎える、静岡

県指定文化財可睡齋護国塔を題材に取り

上げ、塔の歴史・伝統・文化的価値と、

設計者「伊東忠太」博士について

学ぶ市民公開講座の開催する。また、

記念展示会、記念フォーラムの開催し、

袋井を全国に発信することを目的に実

施した。

ア. 展開事業及び参加者数

平成23年3月12日記念講演会

『伊東忠太を知っていますか？～護国塔発見～』開催

講師：西日本工業大学 倉方俊輔 准教授

参加者：68人

4月24日：第一市民講座

『護国塔神文を読み解く』開催

講師：静岡理工科大学 沼倉昇 教授

参加者：30人

5月8日第二市民講座

『伊東忠太の世界旅行！』開催

講師：大阪市立大学 倉方俊輔 准教授
参加者：19人
5月23日 青山荘調査(4人)
6月19日 第三市民講座
『伊東忠太の世界旅行②』開催
講師：大阪市立大学 倉方俊輔 准教授
参加者：28人
7月31日～8月12日
親子護国塔写生大会
参加者：小学生14人、幼稚園児1名、保護者4名
9月6日 第四市民講座
『護国塔 日露戦』開催
講師：遠藤亮平 前静岡県教育長
参加者：18人
9月16日 第五市民講座(視察)

『建築家伊東忠太の作品にふれる京の秋』開催
講師：大阪市立大学 倉方俊輔 准教授
参加者：24人
10月16日 第六市民講座
『伊東忠太の世界観と建築理論』開催
講師：大阪市立大学 倉方俊輔 准教授
参加者：15人
11月3日～27日 記念展開催
11月27日 記念フォーラム開催
講師：司会者 佐瀬道淳 老師
工學院大学 後藤治 教授
大阪市立大学 倉方俊輔 准教授
遠藤亮平 前静岡県教育長
「平成23年度活動まちづくり事業実績報告書」より

写 真



秋葉總本殿 可睡奮戰役紀念護国塔

戦前繪はがき「秋葉總本殿 可睡奮戰役紀念護国塔」



戦前繪はがき「秋葉總本殿 可睡奮戰役紀念護国塔女版」(瀬川屋発行)



第1次保存修理竣工 北東より



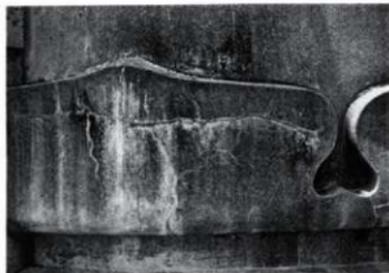
第1次保存修理前 北東より



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況



第1次保存修理前 劣化状況

写真 4



第1次保存修理 風化表面材撤去



第1次保存修理 防水材塗布状況



第1次保存修理 防水材塗布状況



第1次保存修理 充填材及び防水材塗布状況



第1次保存修理 充填材及び防水材塗布状況



第1次保存修理 充填材及び防水材塗布状況



第1次保存修理 防水材塗布状況



第1次保存修理 充填材塗布状況



第1次保存修理 防水材塗布状況



第1次保存修理 防水材塗布状況



第1次保存修理 左官工事状況



第1次保存修理 左官工事状況



第1次保存修理 細部清掃状況

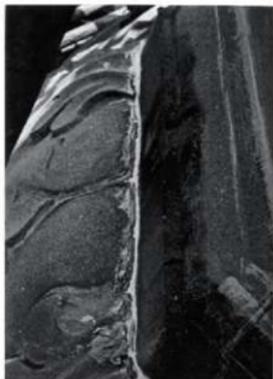


第1次保存修理 細部ハツリ状況



第1次保存修理 亀裂充填材状況

写真6



第1次保存修理 防水剤充填状況



第1次保存修理 防水剤充填状況



第1次保存修理 防水剤充填状況



第1次保存修理 防水剤塗布作業状況



第1次保存修理 防水剤塗布作業状況



第1次保存修理 防水剤塗布作業状況



第1次保存修理 防水剤塗布下地調整作業状況



第1次保存修理 欠落石材補修作業状況



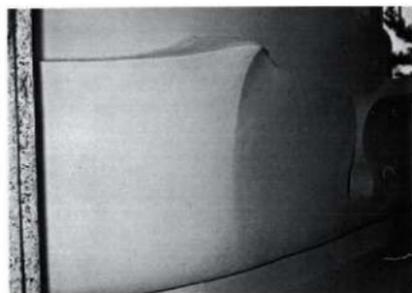
第1次保存修理 下地調整作業状況



第1次保存修理 細部防水剤塗布状況



第1次保存修理 仕上作業状況



第1次保存修理 仕上状況



第1次保存修理 作業用足場状況



昭和50年代の地下室 祭壇付近状況



昭和50年代の地下室状況



第2次保存修理竣工 正面



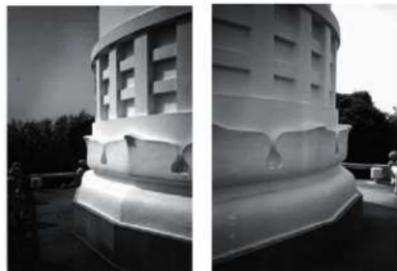
第2次保存修理竣工 塔身背面 近景



第2次保存修理竣工 塔身背面 远景



第2次保存修理竣工 塔身上部・相輪



第2次保存修理竣工 塔身下部



第2次保存修理竣工 塔身入口付近



第2次保存修理竣工 塔身入口内部



第2次保存修理竣工 塔身室内祭壇



第2次保存修理竣工 南面基壇



第2次保存修理竣工 西面基壇



第2次保存修理竣工 北面基壇



第2次保存修理竣工 基壇出入口



第2次保存修理竣工 地下室・祭壇



第2次保存修理竣工 地下室天井



第2次保存修理竣工 地下室



第2次保存修理前 全景（南より）



第2次保存修理前 塔身上部破損状況



第2次保存修理前 塔身上部破損状況



第2次保存修理前 塔身下部及び基壇上部状況



第2次保存修理前 塔身下部破損状況



第2次保存修理前 基壇上部歩廊石橋破損状況



第2次保存修理前 正面階段状況



第2次保存修理前 基壇状況



第2次保存修理前 地下室内部状況



第2次保存修理前 地下室内部状況



第2次保存修理 作業用足場設置状況(東上り)



第2次保存修理 正面階段作業前状況



第2次保存修理 洗浄試験状況



第2次保存修理 基礎目地より水抜き作業



第2次保存修理 塔身上部中性化確認用開口作業



第2次保存修理 塔身北側上部中性化確認作業



第2次保存修理 塔身上部中性化深度測定



第2次保存修理 塔身上部表面材撤去作業状況



第2次保存修理 塔身上部表面材撤去作業状況



第2次保存修理 塔身上部旧塗装撤去作業



第2次保存修理前 相輪下部旧塗装撤去作業



第2次保存修理 塔身上部打継、豆板部一次防水材塗布作業



第2次保存修理 塔身下部表面材不良部撤去作業



第2次保存修理 中性化部補強剤塗布作業



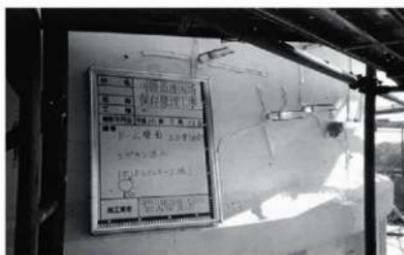
第2次保存修理 一次防水剤塗布状況



第2次保存修理 塔身下部亀裂再接着用Eポキシ樹脂注入作業



第2次保存修理 塔身下部亀裂再接着用Eポキシ樹脂注入作業



第2次保存修理 塔身下部亀裂再接着用Eポキシ樹脂注入作業



第2次保存修理 塔身下部剥落防止用ステンレス挿入作業



第2次保存修理 塔身亀裂再接着用Eポキシ樹脂注入作業



第2次保存修理 塔身上部剥落防止用ステンレス挿入作業

写真14



第2次保存修理 樹脂注入固定後表面材撤去作業



第2次保存修理 剥落防止用スチールピン挿入作業



第2次保存修理 スチールピン挿入後樹脂注入作業



第2次保存修理 樹脂注入後の不良部は樹脂補修へ変更



第2次保存修理 塔身上部下部塗樹脂塗作業



第2次保存修理 塔身上部下部塗樹脂塗状況



第2次保存修理 塔身上部防水樹脂塗作業



第2次保存修理 塔身上部樹脂仕上げ目地コーキング作業



第2次保存修理 5575仕上各所取合コキング状況



第2次保存修理 (ハビントコート)下地処理プライヤー塗布状況



第2次保存修理 ハビントコート防水剤塗布状況



第2次保存修理 塔身上部と相輪基部取合部コキング作業



第2次保存修理 ハビントコート塗布前プライヤー処理状況



第2次保存修理 ハビントコート防水剤塗布状況



第2次保存修理 下地塗装作業



第2次保存修理前 中塗塗装作業



第2次保存修理 塔身中央部中塗り塗装作業



第2次保存修理 耐久性を考慮して仕上塗装を増やし塗装



第2次保存修理 塔身上部トップコート塗装作業



第2次保存修理 天窓塗装後の「パシ」作業



第2次保存修理 相輪防水剤塗布作業



第2次保存修理 相輪防水剤塗布作業



第2次保存修理 相輪防水剤塗布作業



第2次保存修理 風脚落下防止対策状況



第2次保存修理 基壇上部歩廊表面不良箇所撤去作業



第2次保存修理 基壇上部歩廊表面洗い出し仕上げ状況



第2次保存修理 基壇上部歩廊防水剤塗布前汚落し作業



第2次保存修理前 基壇上部歩廊防水剤塗布作業



第2次保存修理 基壇内部梁鉄筋撤去作業



第2次保存修理 亀裂部への樹脂注入作業



第2次保存修理 亀裂部への樹脂注入作業



第2次保存修理 樹脂注入後クレーン撤去作業



第2次保存修理 基壇内部付着藻類・泥類の除去作業



第2次保存修理 基壇内部塗部漆喰仕上げ作業



第2次保存修理 基壇内部塗部漆喰仕上げ作業



第2次保存修理 基壇上部歩廊への換気筒設置坑開口作業



第2次保存修理 換気筒設置作業



第2次保存修理 換気筒周囲防水処理



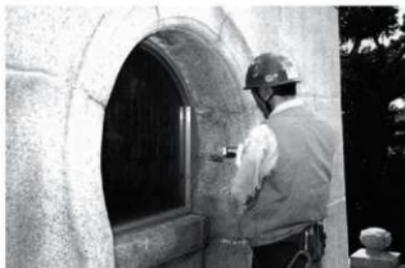
第2次保存修理 換気筒ウレタン塗装作業



第2次保存修理 基壇下部目地補修作業



第2次保存修理 基礎下部目地補修作業



第2次保存修理 基礎北側窓サッシ廻りコーキング打替作業



第2次保存修理前 基礎上部歩廊石欄破損状況



第2次保存修理前 基礎正面階段パッキン作業



第2次保存修理 塔身建具取付作業

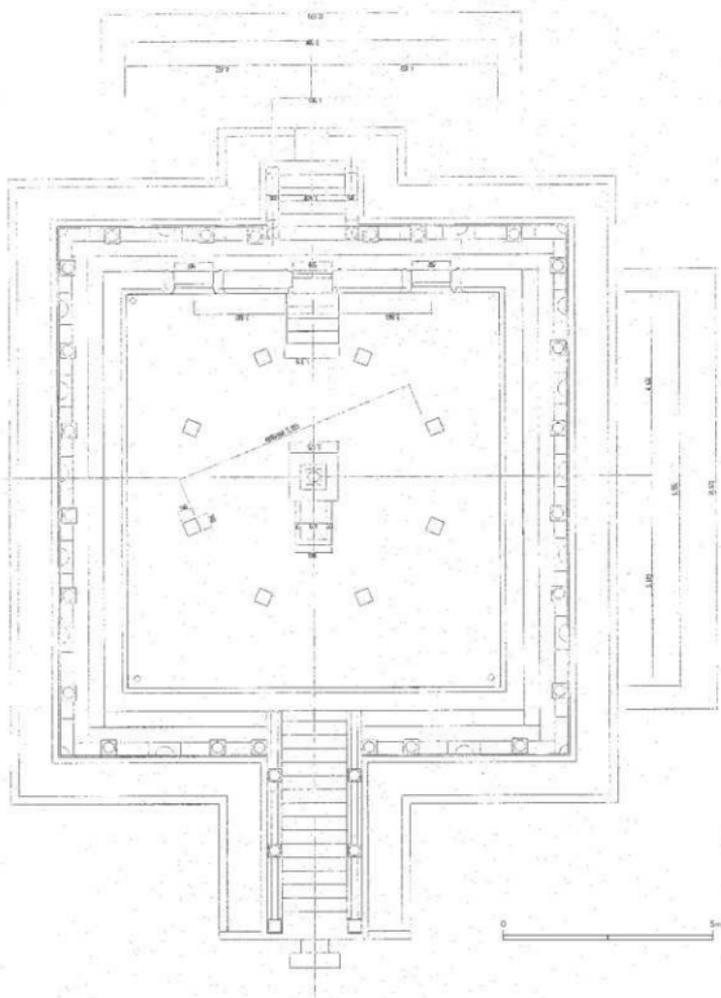


第2次保存修理 塔身建具取付作業

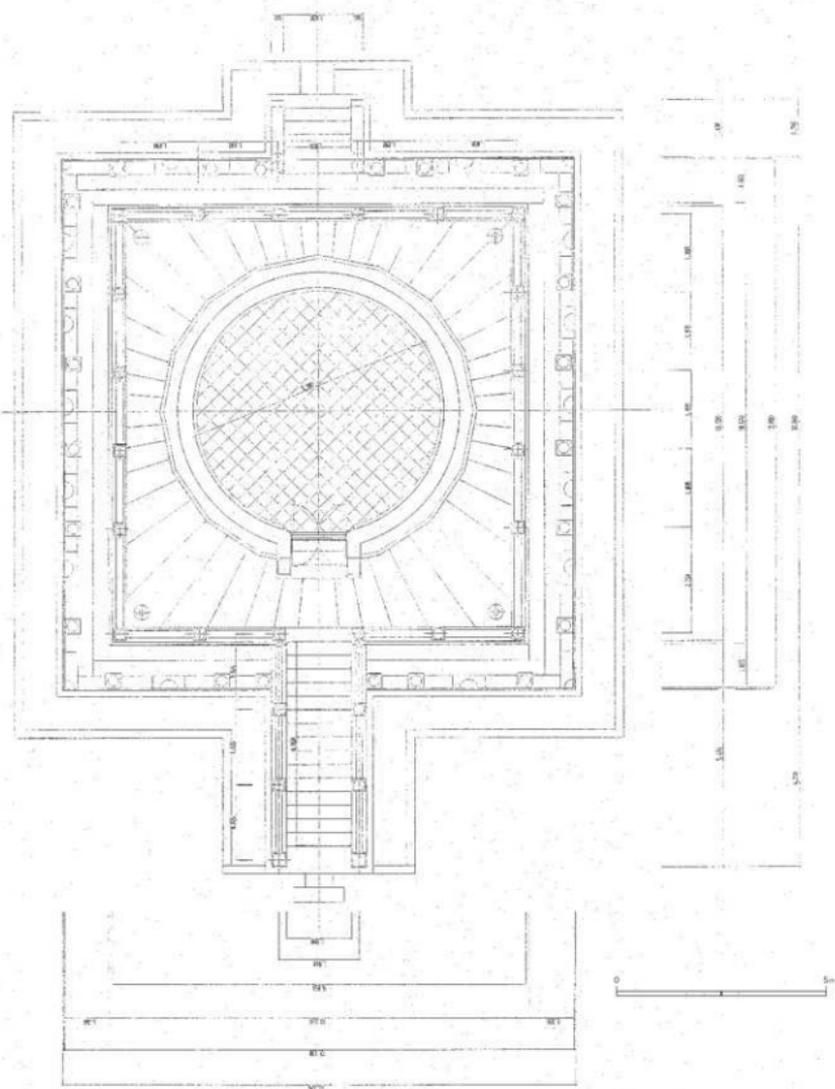


第2次保存修理 建具周囲コーキング状況

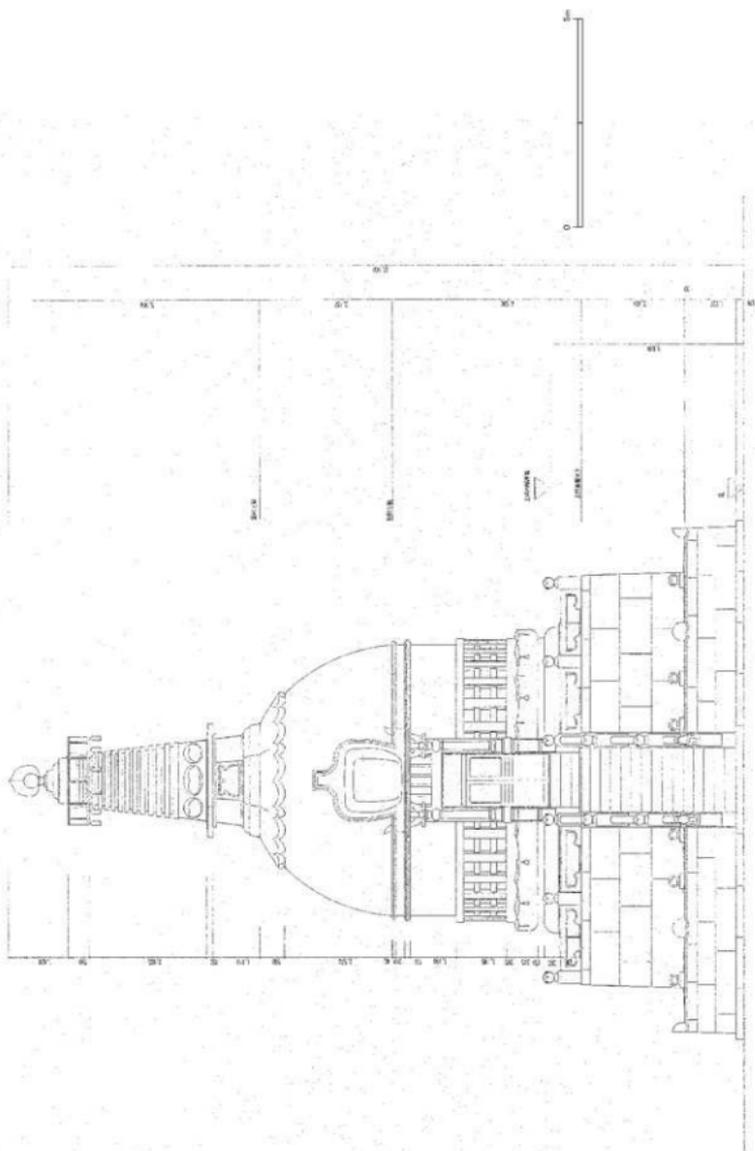
图 面



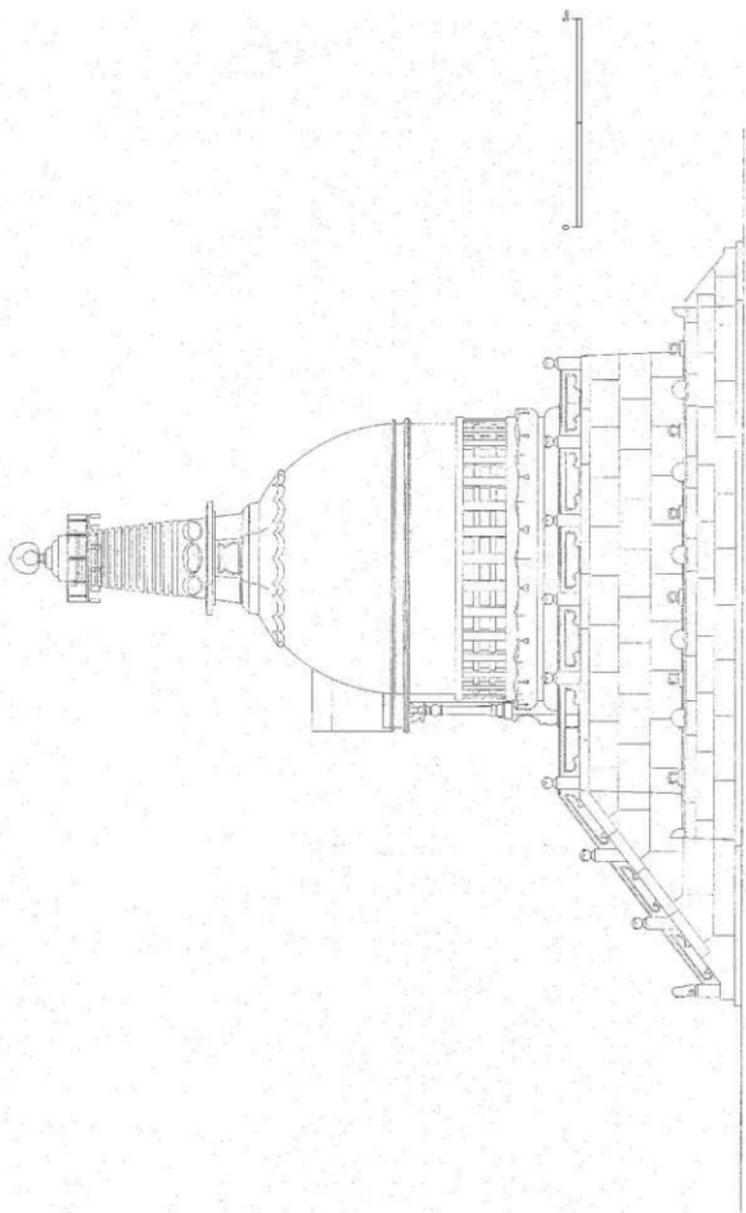
基壇平面图1 (伊久美新一建築設計事務所 伊久美新一 作図)



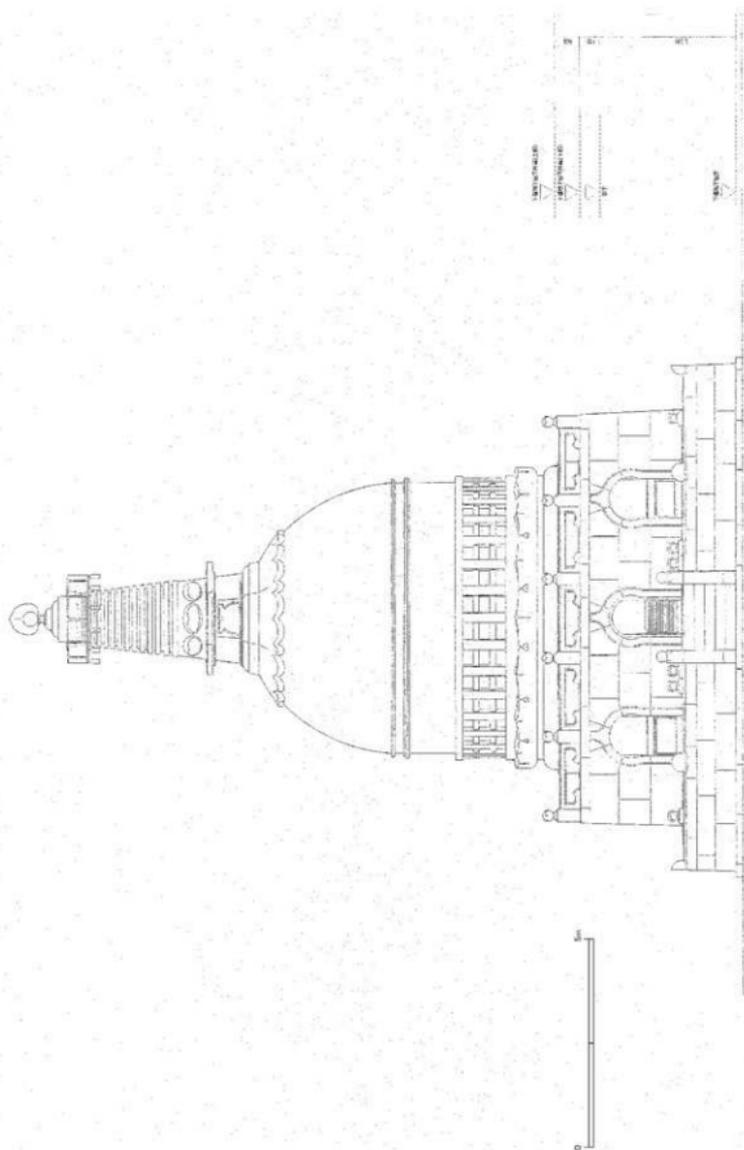
基壇平面圖 2 (伊久美新一建築設計事務所 伊久美新一 作圖)



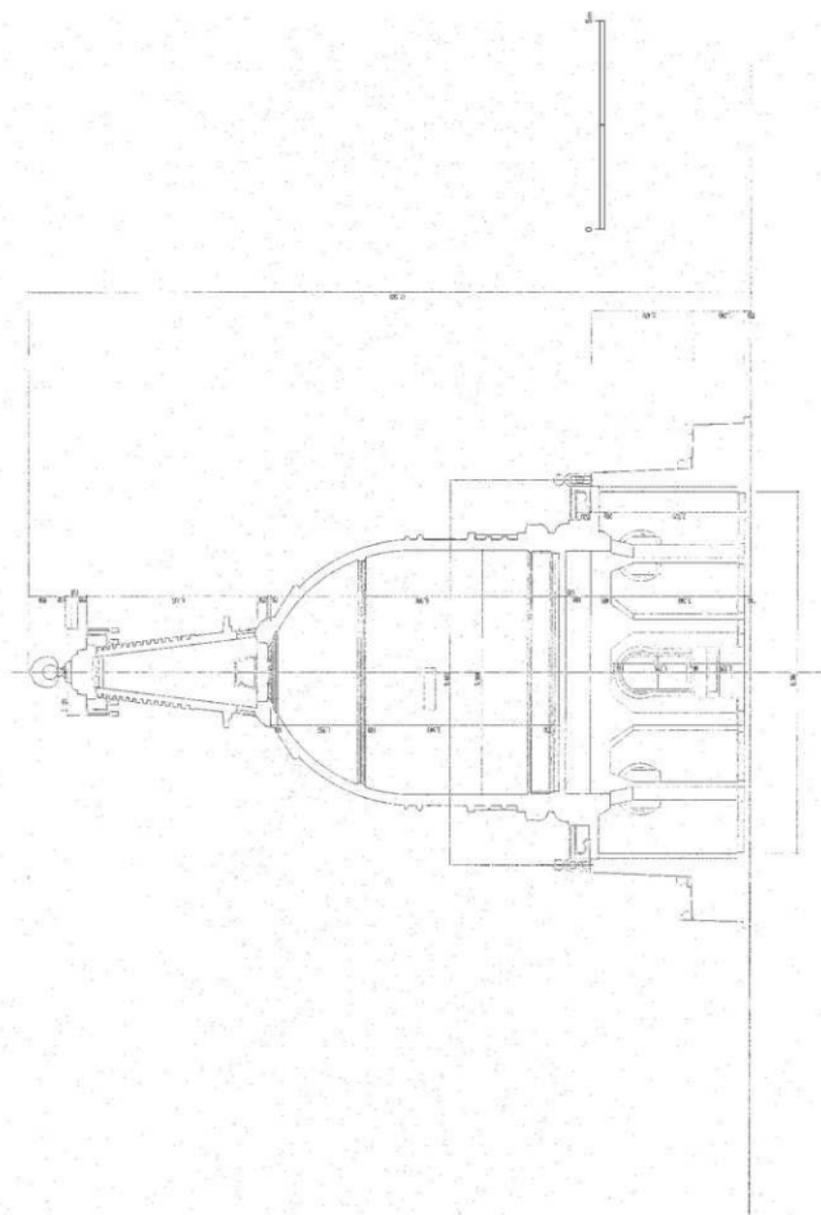
東立面図 (伊久美新建築設計事務所 伊久美 新一 作図)



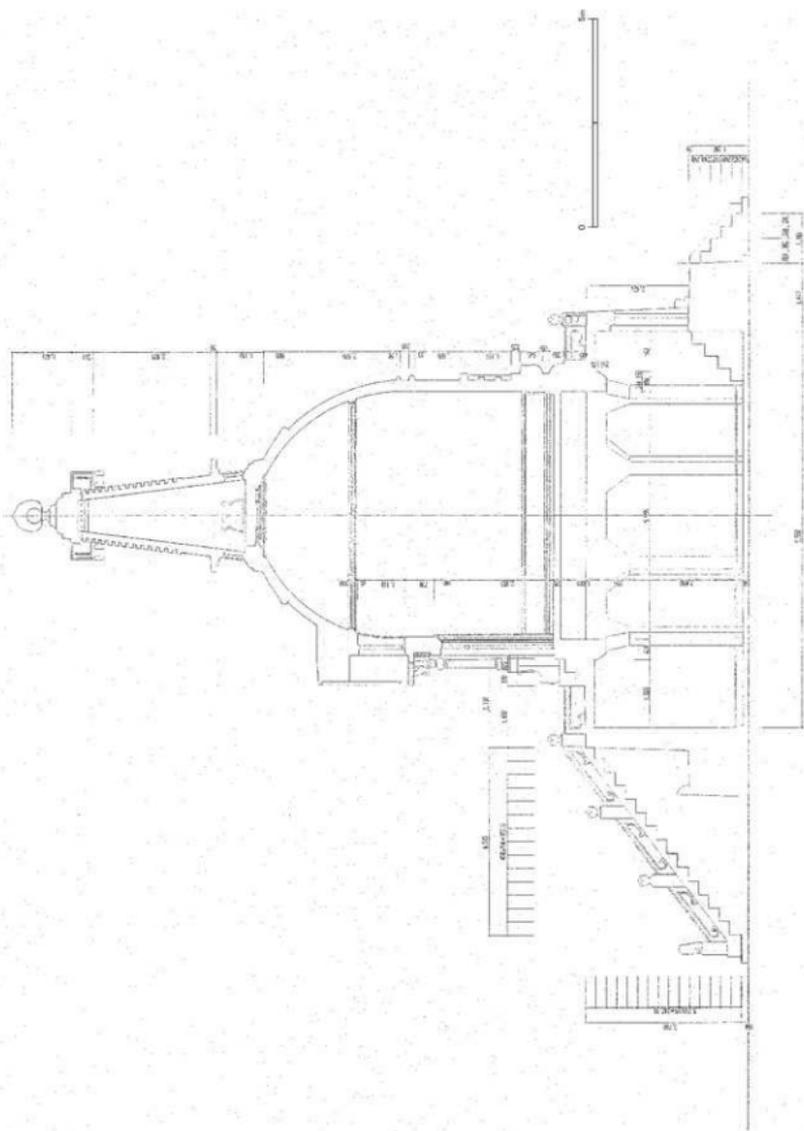
北立面图 (伊久美新一建筑设计事务所 伊久美新一 作图)



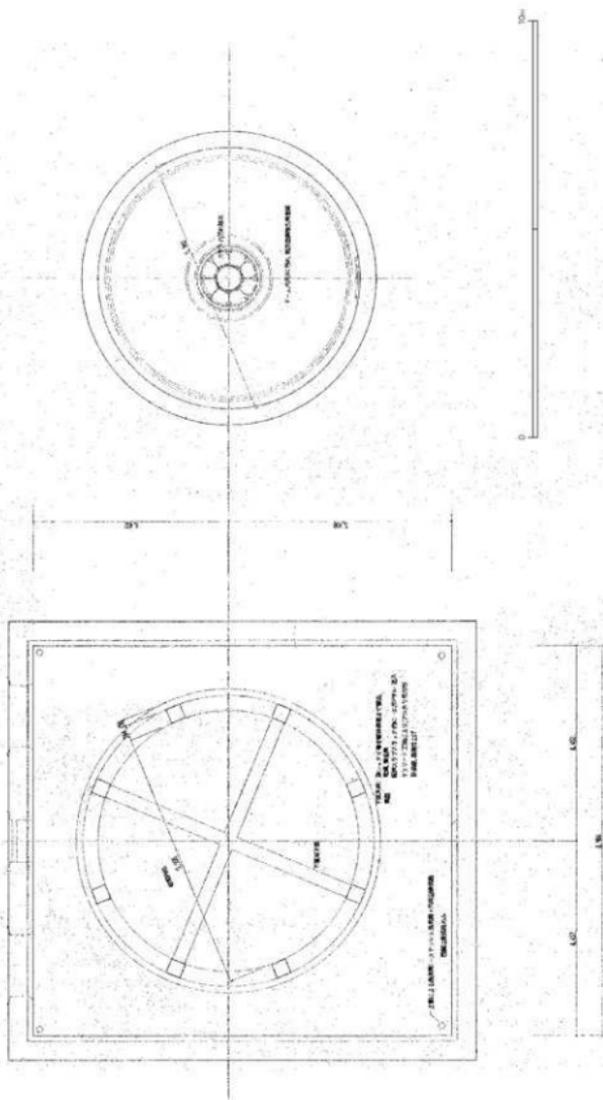
西立面图 (伊久美新一建筑设计事务所 伊久美新一 作图)



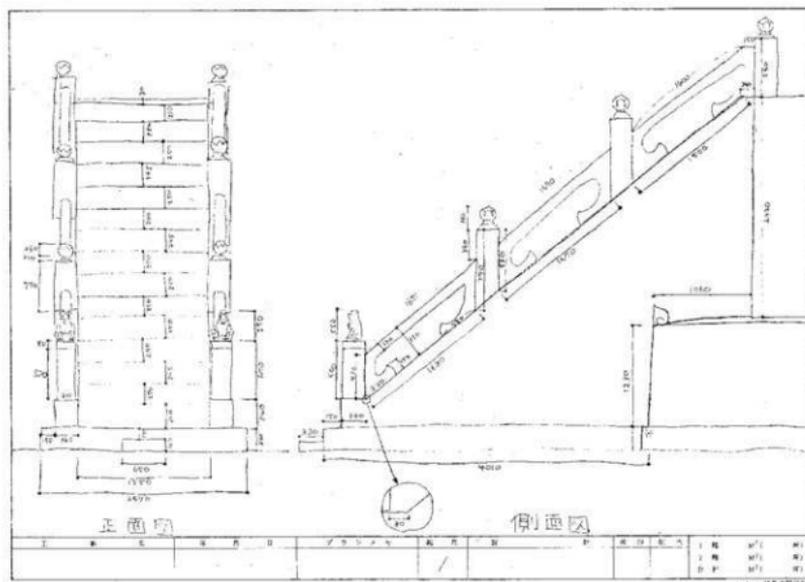
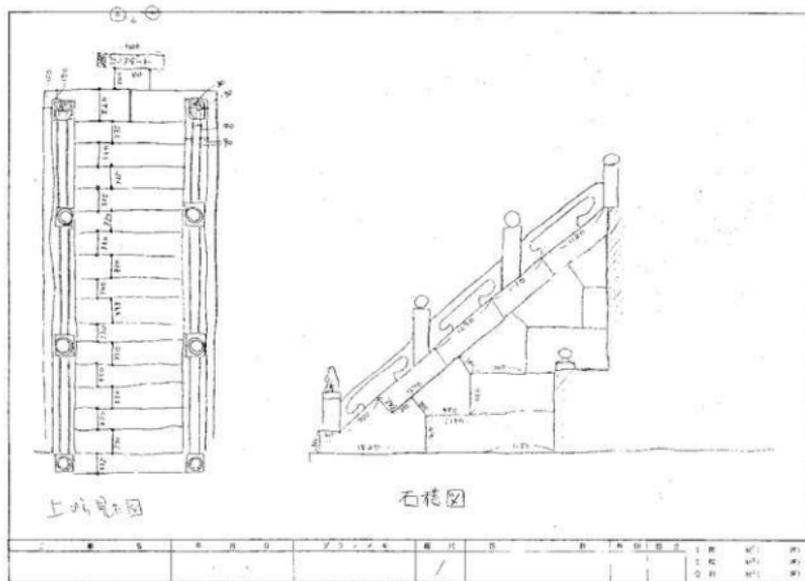
断面图 1 (伊久美新一建筑设计事务所 伊久美新一 作图)



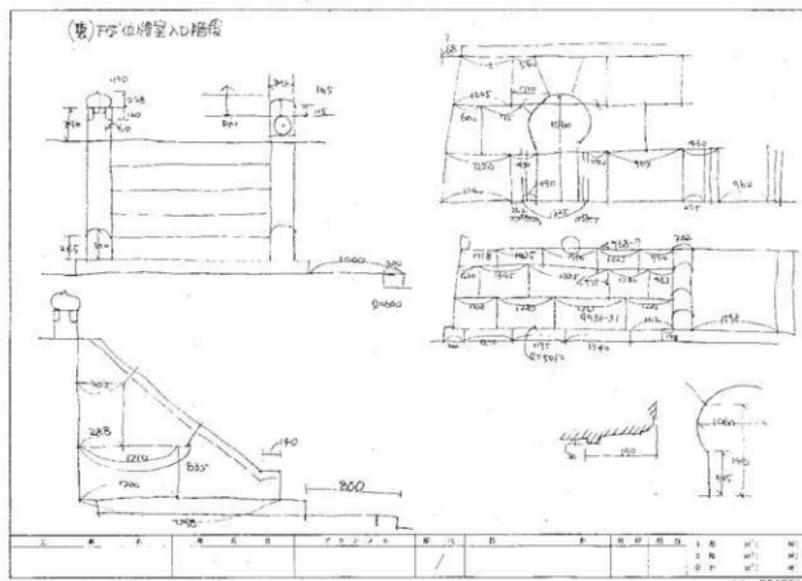
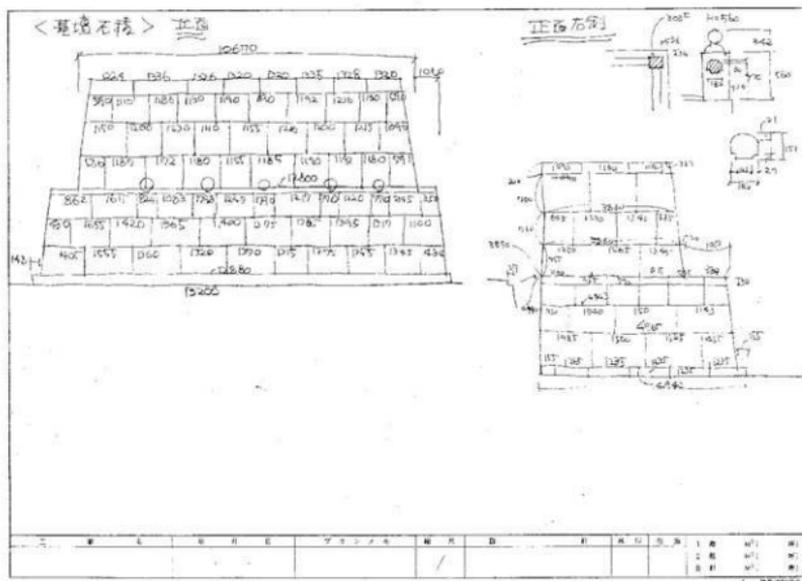
断面图2 (伊久美新一建筑设计事务所 伊久美新一 作图)



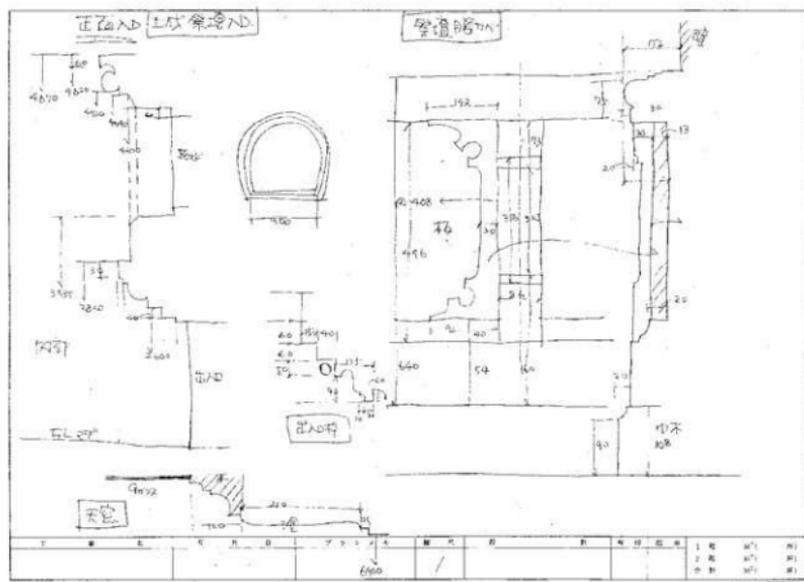
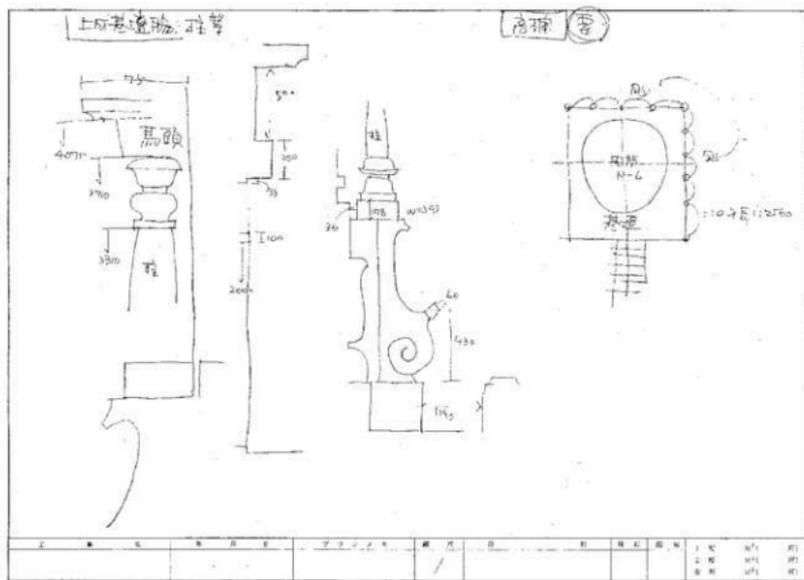
塔身・基壇天井伏図(伊久美新一建築設計事務所 伊久美新一作図)



第2次保存修理 調査スケッチ(伊久美新一建築設計事務所 伊久美新一 作図)

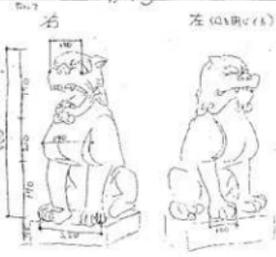


第2次保存修理 調査スケッチ2 (伊久美新一建築設計事務所 伊久美 新一 作図)

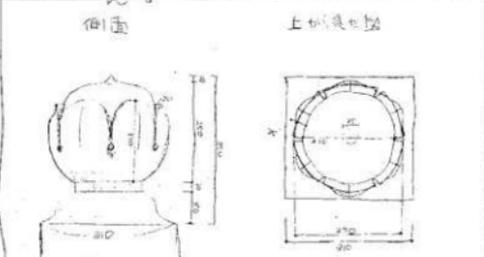


第2次保存修理 調査スケッチ3 (伊久美新一建築設計事務所 伊久美 新一 作図)

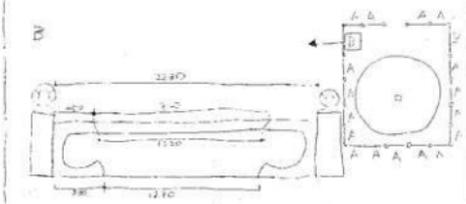
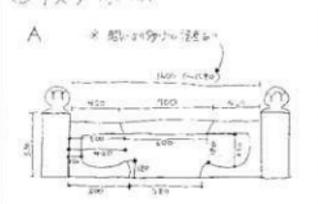
① 虎の彫り



② 王冠の彫り

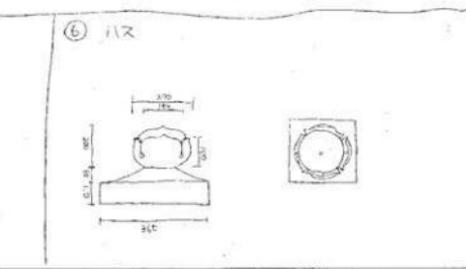
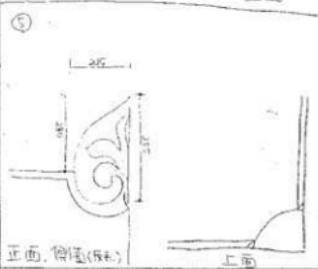
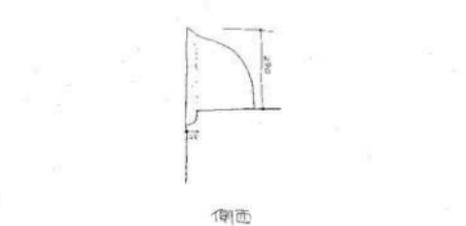
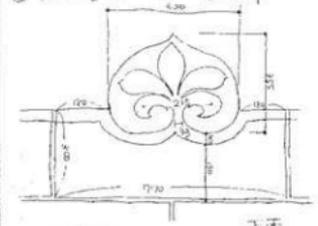


③ テスリの彫り



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

④ ハート型ハローキットの彫り



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

第2次保存修理 調査スケッチ4 (伊久美新一建築設計事務所 伊久美 新一 作図)

ふりがな	しずおかけんしやういふんかざい かすいさいごこくとうほんしやうりほうこくしよ						
書名	静岡県指定文化財 可睡斎護国塔保存修理報告書						
副書名	第1・2次保存修理事業報告						
編著者名	水野雅彦						
編集機関	袋井市教育委員会						
所在地	〒437-8666 袋井市新屋1-1-1						
発行年月日	2013年3月21日						
所収文化財名	静岡県指定文化財 可睡斎護国塔						
文化財所在地	静岡県袋井市久能						
ふりがな 所収文化財名	ふりがな 所在地	コード&指定番号		世界測地系		保存修理期間	修理原因
		市町村	指定番号	北緯	東経		
しずおかけん 静岡県 しやういふんかざい 指定文化財 かすいさいごこくとうほん 可睡斎護国塔	かふらかいしやういふん 袋井市久能 2913-4	22216	450号	34° 46' 31"	137° 55' 03"	第1次保存修理 1979年 7月20日 ↓ 1979年 8月25日 第2次保存修理 1998年 1月 1日 ↓ 1998年 3月31日	防水及び部 分修理 防水及び部 分修理、基 壇クリーニ ング
所収文化財名	種別	主な時代	構造形式		特記事項		
静岡県指定文化財 可睡斎護国塔	建造物	明治時代	花崗岩積二重基壇、正面手摺付石階、鉄筋コンクリート造円形ドーム型塔身		コンクリート造 洋風建築物		

静岡県指定文化財

可睡齋護国塔保存修理報告書

2013年3月21日

編集 静岡県袋井市教育委員会
静岡県袋井市浅名1028番地

印刷 松本印刷株式会社
静岡県榛原郡吉田町片岡2210